

# 農業経営収入保険事業実施要領

農林水産省経営局長通知

- 制 定：平成30年9月28日付け30経営第1431号  
一部改正：平成30年10月23日付け30経営第1546号  
〃：令和元年5月24日付け元経営第194号  
〃：令和元年6月18日付け元経営第367号  
〃：令和元年10月1日付け元経営第1312号  
〃：令和2年4月20日付け2経営第225号  
〃：令和2年5月15日付け2経営第493号  
〃：令和2年9月1日付け2経営第1433号  
〃：令和2年10月6日付け2経営第1700号  
〃：令和2年12月25日付け2経営第2427号  
〃：令和3年4月1日付け2経営第3365号  
〃：令和3年7月26日付け3経営第1185号  
〃：令和3年9月7日付け3経営第1501号  
〃：令和3年11月22日付け3経営第1972号  
〃：令和4年3月4日付け3経営第2732号  
〃：令和4年8月29日付け4経営第1410号  
〃：令和4年10月7日付け4経営第1612号  
〃：令和4年12月12日付け4経営第2096号  
〃：令和5年2月20日付け4経営第2687号  
〃：令和5年5月25日付け5経営第547号  
〃：令和5年12月18日付け5経営第2085号  
〃：令和6年1月29日付け5経営第2440号  
〃：令和6年6月24日付け6経営第757号  
〃：令和6年12月27日付け6経営第2101号  
〃：令和7年6月23日付け7経営第824号  
〃：令和8年6月25日付け8経営第814号

## 目 次

第 1 章 通則	6
第 1 節 趣旨	6
第 2 節 実施主体等	6
第 1 実施主体	6
第 2 業務の委託	6
第 3 農業経営収入保険事業の普及・推進	7
第 3 節 収入保険	7
第 4 節 保険資格者	8
第 5 節 補償内容	10
第 1 保険期間	10
第 2 保険金額	10
第 3 補填対象金額	11
第 6 節 農業収入金額	12
第 1 対象農産物等	12
第 2 農業収入金額	13
第 3 実績農業収入金額	13
第 4 見込農業収入金額	14
第 7 節 基準収入金額	15
第 1 算定方法の原則	15
第 2 算定方法の特例	16
第 8 節 保険料及び積立金	16
第 1 保険料の算定方法	16
第 2 積立金の算定方法	17
第 9 節 事務費	17
第 10 節 保険料等の相殺の制限	17
第 11 節 被保険者の遵守すべき事項	17
第 12 節 保険事故の防止の義務等	18
第 13 節 調査	18
第 14 節 保険金及び特約補填金の支払	18
第 1 保険金の支払	18
第 2 特約補填金の支払	19

第 3 賠償金等の取扱い .....	19
第 15 節 保険金及び特約補填金の支払の免責 .....	19
<b>第 2 章 保険契約の締結</b> .....	<b>22</b>
第 1 節 加入申請 .....	22
第 1 加入申請書等の提出 .....	22
第 2 「加入申請書」の作成 .....	23
第 3 「過去の農業収入金額申告書」の作成 .....	24
第 4 「対象農産物等の種類ごとの販売金額を整理するための補助フォーム」の作成 .....	24
第 5 「農業経営に関する計画」の作成 .....	24
第 6 自動継続特約に基づく加入申請 .....	26
第 7 加入申請書等の受付、加入申請の承諾及び保険契約の締結 .....	27
第 8 保険契約の締結を証する「加入承諾書兼保険料及び積立金通知書」の作成及び送付 .....	29
第 9 不承諾の通知 .....	29
第 2 節 保険料、積立金及び事務費の徴収等 .....	29
第 1 保険料、積立金及び事務費の徴収又は返還 .....	29
第 2 徴収方法等 .....	30
第 3 節 基準収入金額等の算定、保険証書の送付並びに保険料及び積立金決定通知書の送付 .....	30
第 4 節 督促及び延滞金 .....	31
<b>第 3 章 営農計画の変更</b> .....	<b>33</b>
第 1 営農計画の変更の通知 .....	33
第 2 基準収入金額等の変更等 .....	33
<b>第 4 章 事故発生等の通知</b> .....	<b>35</b>
第 1 節 事故発生等の通知 .....	35
第 1 事故発生等の通知 .....	35
第 2 事故発生等の通知の受付、確認及び指導 .....	36
第 3 事故発生等通知書の返送 .....	37
第 2 節 自己都合による栽培又は飼養の中止の通知 .....	37
第 1 自己都合による栽培又は飼養の中止の通知 .....	37
第 2 栽培又は飼養の中止の通知の受付 .....	37
<b>第 5 章 保険金及び特約補填金の請求及び支払</b> .....	<b>38</b>

第1	「保険期間の農業収入金額実績申告書兼保険金等請求書」等の提出.....	38
第2	「保険期間の農業収入金額実績申告書兼保険金請求書」の作成.....	38
第3	「保険期間の農業収入金額実績申告書兼保険金等請求書」等の受付及び確認.....	38
第4	保険金等の見込金額の通知.....	39
第5	保険金等の請求.....	39
第6	保険金等の支払.....	40
第7	第三者に対する権利の取得.....	40
<b>第6章</b>	<b>つなぎ資金の貸付け.....</b>	<b>41</b>
第1節	貸付対象者等.....	41
第2節	申出手続.....	41
第3節	つなぎ資金の貸付け.....	43
第4節	つなぎ資金の償還及び返還.....	43
第1	つなぎ資金の償還.....	43
第2	つなぎ資金の返還.....	44
第3	精算不足金額又は返還請求金額と積立金の相殺.....	45
第4	督促及び延滞金.....	45
<b>第7章</b>	<b>再保険の手続.....</b>	<b>46</b>
第1節	再保険料の納入等.....	46
第1	農林水産大臣への通知.....	46
第2	再保険料の納入.....	46
第2節	再保険金の請求等.....	46
第1	農林水産大臣への通知.....	46
第2	再保険金の請求.....	46
第3	再保険金の概算払請求.....	46
<b>第8章</b>	<b>その他.....</b>	<b>47</b>
第1節	農業経営の譲渡等.....	47
第1	死亡、解散等の場合の権利義務の承継.....	47
第2	保険期間開始日前の農業経営の承継又は譲渡.....	49
第2節	保険契約の終了.....	50
第1	保険契約の失効.....	50
第2	保険契約の取消し.....	51

第3	保険契約の無効	51
第4	被保険者による保険契約の解除	52
第5	全国連合会による保険契約の解除	52
第6	解除の効力	54
第3節	その他	54
第1	時効	54
第2	類似制度から収入保険へ移行する場合等の留意点	54
第3	青色申告に修正申告等が発生した場合の取扱い	55
第4	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に基づく勧誘方針の策定等	56
第5	全国連合会の文書の保存期間	56
第6	電磁的記録による提供及び保存	56
第7	疑義情報等処理体制の整備	56
(別紙1)		
	基準収入金額の算定方法の特例を適用する場合の基準収入金額又は実績農業収入金額の調整 方法	58
(別紙2)		
	収入保険の危険段階別保険料率の設定方法等	63
(別紙3)		
	免責事由に該当する場合の保険金及び特約補填金の計算方法	74
	参考様式一覧	75

## 第1章 通則

---

### 第1節 趣旨

農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」といいます。）に基づく、農業経営収入保険事業の実施については、法、同法施行令（平成29年政令第263号。以下「令」といいます。）、同法施行規則（平成29年農林水産省令第63号。以下「規則」といいます。）、農業経営収入保険基準収入金額等設定準則（平成30年農林水産省告示第711号）、農業経営収入保険損害認定準則（平成30年農林水産省告示第712号）、平成30年農林水産省告示第660号（農業保険法施行規則第175条第4項（同令第183条第2項において準用する場合を含む。）の規定による農業経営の承継等に係る青色申告書の提出期間の通算の方法を定める件）に定めるところのほか、本実施要領に定めるところにより行うこととします。

また、本実施要領における文言の定義は、法、令、規則等と同じです。

### 第2節 実施主体等

#### 第1 実施主体

全国の区域をその区域とする農業共済組合連合会（以下「全国連合会」といいます。）は、次に掲げる事業から成る農業経営収入保険事業を行います。

- ① 被保険者の農業収入の減少について、当該被保険者に対して保険金又は特約補填金を支払う事業（以下「収入保険」といいます。）
- ② 収入保険の被保険者に対し、当該被保険者の農業経営の安定に必要な資金（以下「つなぎ資金」といいます。）を貸し付ける事業

#### 第2 業務の委託

(1) 全国連合会は、農業経営収入保険事業に係る業務のうち、次に掲げる業務を委託することができるものとします。

- ① 収入保険の引受けに係る業務（保険契約の締結についての申込みの承諾の決定に係るものを除きます。）
- ② 保険料の徴収に係る業務
- ③ 農業収入の減少がその農業経営に及ぼす影響を緩和するための積立金（以下「積立金」といいます。）の受領に係る業務
- ④ 事務費の徴収に係る業務
- ⑤ つなぎ資金の貸付けに係る業務（貸付けの決定に係るものを除きます。）
- ⑥ 延滞金の徴収に係る業務
- ⑦ 保険金の支払に係る業務（保険金の額の決定に係るものを除きます。）
- ⑧ 特約補填金の支払に係る業務（特約補填金の額の決定に係るものを除きます。）
- ⑨ 農業経営収入保険事業の実施に必要な調査に係る業務
- ⑩ 保険事故の発生の防止に係る業務

(2) 全国連合会が業務を委託することができる者は、次に掲げる者とします。

- ① 農業共済組合
- ② 都道府県の区域をその区域とする農業共済組合連合会（以下「都道府県連合会」といいます。）
- ③ 共済事業を行う市町村
- ④ 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- ⑤ 銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行、信用金庫及び信用金庫連合会、信用協同組合及び信用協同組合連合会、労働金庫及び労働金庫連合会、農林中央金庫並びに損害保険会社
- ⑥ (1)に掲げる業務を適正かつ円滑に遂行し得る能力のある法人

### 第3 農業経営収入保険事業の普及・推進

#### 1 全国段階

全国連合会は、全国農業協同組合中央会、一般社団法人全国農業会議所、公益社団法人日本農業法人協会、一般社団法人全国青色申告会総連合等の協力を得て、農業経営収入保険事業を円滑に実施するための普及・推進体制を構築するものとします。

また、国は、全国連合会が農業経営収入保険事業を効率的かつ円滑に実施することができるよう必要な情報及び資料を提供するとともに、指導及び助言を行います。

#### 2 都道府県段階

全国連合会は、都道府県、都道府県農業協同組合中央会、都道府県農業会議、農業共済組合、都道府県連合会等の協力を得て、農業経営収入保険事業の普及・推進の取組についての方針及び役割分担を決定するものとします。

また、地方農政局、北海道農政事務所及び沖縄総合事務局は、全国連合会が行う農業経営収入保険事業の普及・推進の取組を積極的に支援するものとします。

#### 3 地域段階

全国連合会は、市町村、農業協同組合、農業委員会、農業共済組合、都道府県連合会等の協力を得て、2で決定した方針及び役割分担に基づき、農業経営収入保険事業に関する問い合わせ窓口の設置、説明会の開催等を行うこととします。

### 第3節 収入保険

(1) 全国連合会は、被保険者の保険期間中の農業収入金額が保険限度額に達しないときに、当該被保険者に対し保険金を支払う契約（以下「保険方式」といいます。）を締結します。

(2) 全国連合会は、保険方式の締結に併せて、収入保険に加入できる者（以下「保険資格者」といいます。）の申出により、次に掲げる内容の特約（以下「積立方式」といいます。）をすることができます。

- ① 被保険者が、積立金を全国連合会に積み立てるものであること。
- ② 全国連合会が、被保険者の保険期間中の農業収入金額が補填限度額に達しないときに、当該被保険者に対し、特約補填金を支払うものであること。
- ③ 全国連合会が、保険期間の満了後、積立金の額に残余があるときは、その残余の額を当該被保険者に払い戻すものであること。

#### 第4節 保険資格者

(1) 保険資格者は、次に掲げる全てに該当する農業者とします。

- ① 次に掲げる期間が、青色申告提出年に該当すること。
  - ア 個人の場合 保険期間の開始の日の属する年の前年
  - イ 法人の場合 保険期間の開始の日の属する事業年度の前事業年度
- ② 帳簿書類を備え付けてこれに取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存していること。
- ③ 第2章第1節第5の「農業経営に関する計画」（様式4号）を作成していること。
- ④ 保険期間において、次に掲げる事業（以下「類似制度」といいます。）を利用していないこと。

ただし、ア（ウ）のiに掲げる家畜について、規則第183条に規定する期間において当該家畜として販売したことがなく、かつ、保険期間において当該家畜として販売しない者については、当該家畜を共済目的とするア（ウ）に掲げる死亡廃用共済を利用することができるものとします。

ア 法に基づく共済事業（以下「共済事業」といいます。）のうち次に掲げるものの

(ア) 農作物共済又は果樹共済のうち収穫共済又は畑作物共済（共済責任期間の終了日が、当該保険期間外である共済関係は除きます。）

(イ) 園芸施設共済のうち施設内農作物を共済目的とするもの（施設内農作物の栽培期間が、当該保険期間外である共済関係は除きます。）

(ウ) 家畜共済のうち死亡廃用共済（以下「死亡廃用共済」といいます。）において次の家畜を共済目的とするもの

i 規則第101条第1項第3号の育成乳牛

ii 規則第101条第1項第6号の育成・肥育馬

イ 野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）及び野菜生産出荷安定法施行規則（昭和41年農林省令第36号）に基づく次に掲げる事業（同事業に係る交付金の対象とする期間が、当該保険期間外である場合は除きます。以下「野菜価格安定対策事業（価格低下を補填する事業）」といいます。）

- (ア) 指定野菜価格安定対策事業実施要領（平成15年9月29日付け15生産第4157号農林水産事務次官依命通知）に基づく指定野菜価格安定対策事業
- (イ) 契約指定野菜安定供給事業実施要領（平成15年9月29日付け15生産第4157号農林水産事務次官依命通知）に基づく契約指定野菜安定供給事業のうち価格差補給金を交付する事業
- (ウ) 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領（昭和51年10月1日付け食流第5508号）に基づく特定野菜等供給産地育成価格差補給事業
- (エ) 契約特定野菜等安定供給促進事業実施要領（平成14年8月2日付け14生産第3627号農林水産事務次官依命通知）に基づく契約特定野菜等安定供給促進事業のうち価格差補給金を交付する事業
- ウ 独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成15年農林水産省令第103号）に基づく加工原料乳生産者経営安定対策事業（同事業に係る補填金の対象とする期間が、当該保険期間外である場合は除きます。）
- エ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号。以下「担い手経営安定法」といいます。）に基づく経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）に基づく収入減少影響緩和交付金を交付する事業（同事業に係る交付金の対象とする農産物の収穫期が、当該保険期間外である場合は除きます。）
- オ いぐさ・畳表農家経営所得安定化対策事業実施要綱（平成26年3月20日付け25生産第3364号農林水産事務次官依命通知）に基づくいぐさ・畳表農家経営所得安定化対策事業（同事業に係る助成金の対象とする期間が、当該保険期間外である場合は除きます。）

(2) (1)の「青色申告提出年」とは、個人又は法人ごとに、その提出する青色申告書（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第40号に規定する青色申告書又は法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第36号に規定する青色申告書をいいます。以下同じ。）の対象となる年（事業年度を含みます。以下同じ。）をいい、保険期間の開始の日の属する年の前年までの5年間の範囲とします。なお、風水害、干害、冷害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含みます。）による災害（以下「気象災害」といいます。）によって、農地、農業用施設等の農業生産基盤又は主たる住居が損壊し、復旧の努力をしたにもかかわらず、農業経営を行うことができなかつた者にあつては、これにより青色申告書を提出することが困難と認められる期間（当該期間の開始の日の属する年の前年（法人にあつては、当該期間の開始の日の属する事業年度の前事業年度。以下同じ。）に青色申告書を提出している場合に限ります。以下「営農不能年」といいます。）は、青色申告書の提出があつたものとして扱います。

ただし、次に掲げる年を除きます。

ア 所得税法第67条の規定の適用を受けた年以前の年

イ その期間の収入につき青色申告書を提出しなかった年（営農不能年を除きます。）より前の年

ウ 新たに事業を開始した年（法人にあっては、事業年度）の農業収入金額が0円である場合又は新たに事業を開始した年のうち事業に従事した期間（法人にあっては、新たに事業を開始した事業年度の期間）が1年に満たない場合に、保険資格者が、その年（又は事業年度）以外の青色申告書を提出した年の農業収入金額を用いて第7節の基準収入金額を算定する旨の申出をしたときは、当該新たに事業を開始した年（又は事業年度）

（注）ウの申出をすることができるのは、前年の収入保険に加入していない者に限ります。

## 第5節 補償内容

### 第1 保険期間

収入保険の保険期間は、次に掲げるとおりとします。

- ① 個人は、1月から12月までの1年間
- ② 法人は、当該法人の事業年度の1年間

### 第2 保険金額

（1）保険方式の保険金額は、次の式によって算定される金額とします。

$$\text{保険金額} = \text{保険限度額} \times \text{保険方式の支払率}$$

（注）算定の結果、1円未満の端数が生じた場合には切り捨てるものとします。

（2）保険方式の支払率は、保険資格者が90%、80%、70%、60%又は50%から選択するものとします。

（3）保険限度額は、次の式によって算定される金額とします。

$$\text{保険限度額} = \text{基準収入金額} \times \text{保険方式の補償限度}$$

（注）算定の結果、1円未満の端数が生じた場合には切り捨てるものとします。

（4）基準収入金額は、第6節に定める農業収入金額を用いて、第7節に定める方法により全国連合会が定めます。

（5）保険方式の補償限度は、保険資格者の青色申告提出年の年数又は事業年度数に応じて、保険資格者が次の表の右欄に掲げる割合の中から選択するものとします。

青色申告提出年の年数 又は事業年度数	保険方式の補償限度
5年	90%、88%、85%、83%、80%、78%、75%、 70%、65%、60%、55%、50%
4年	88%、85%、83%、80%、78%、75%、70%、 65%、60%、55%、50%
3年	85%、83%、80%、78%、75%、70%、65%、 60%、55%、50%
2年	80%、78%、75%、70%、65%、60%、55%、 50%
1年	75%、70%、65%、60%、55%、50%

- (6) 保険方式には、保険資格者が申し出たときは、補償の下限を設定することができません。保険方式の補償の下限は、(5)の規定により選択した次の表の左欄に掲げる保険方式の補償限度に応じ、保険資格者が右欄に掲げる割合から選択します。

保険方式の補償限度	保険方式の補償の下限
90%、88%、85%、 83%、80%、78%、 75%	70%、60%、50%
70%、65%	60%、50%
60%、55%	50%

### 第3 補填対象金額

- (1) 積立方式の補填対象金額は、次の式によって算定される金額とします。

$$\text{補填対象金額} = \text{基準補填金額} \times \text{積立方式の支払率}$$

(注) 算定の結果、1円未満の端数が生じた場合には切り捨てるものとします。

- (2) 積立方式の支払率は、保険資格者が90%、80%、70%、60%、50%、40%、30%、20%又は10%から選択するものとします。

ただし、第2の(2)で選択した保険方式の支払率を超えない割合とします。

- (3) 基準補填金額は、次の式によって算定される金額とします。

$$\text{基準補填金額} = \text{基準収入金額} \times \text{積立方式の補償幅}$$

(注) 算定の結果、1円未満の端数が生じた場合には切り捨てるものとします。

(4) 積立方式の補償幅は、保険資格者が10%又は5%のいずれかを選択するものとします。

ただし、第2の(5)で選択した保険方式の補償限度に当該割合を加えて得た割合は、次の表の左欄に掲げる保険資格者の青色申告提出年の年数又は事業年度数に応じ、同表の右欄に掲げる割合を限度とします。

青色申告提出年の年数又は事業年度数	割合
5年	90%
4年	88%
3年	85%
2年	80%
1年	75%

## 第6節 農業収入金額

### 第1 対象農産物等

(1) 収入保険の対象となる農産物等（以下「対象農産物等」といいます。）は、保険資格者が栽培又は飼養を行い、販売する農作物、家畜及び農産物、精米、もち、荒茶、仕上茶、梅干し、干し大根、畳表、干し柿、干し芋、乾しいたけ並びに牛乳などのほか、これに類するものであって保険資格者が自ら生産した農産物に簡易な加工（委託加工を含みます。）を施したものとします。

(2) (1)にかかわらず、対象農産物等からは、次に掲げるものを除外します。

① 次に掲げる家畜又は畜産物

ア 肉用牛（畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項第1号に規定する積立金の対象とすることができる肉用牛（同項に規定する交付金の交付の対象でない者が飼養するものを含みます。）に限ります。）

イ 肉用子牛（肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第2条に規定する肉用子牛のうち、肉用子牛生産安定等特別措置法施行令（昭和63年政令第347号）第9条に規定する月齢に達したものをいいます。）

ウ 肉豚（畜産経営の安定に関する法律第3条第1項第1号に規定する積立金の対象とすることができる肉豚（同項に規定する交付金の交付の対象でない者が飼養するものを含みます。）に限ります。）

エ 鶏卵

② ①に掲げるもののほか、①のアに掲げる肉用牛又はイに掲げる肉用子牛につき死亡廃用共済の共済関係の存する者にあつては規則第101条第1項第4号の育成・肥育牛、ウに掲げる肉豚につき死亡廃用共済の共済関係の存する者にあつては同項第8号に掲げる肉豚

## 第2 農業収入金額

(1) 農業収入金額は、次の式によって算定される金額とします。

$$\text{農業収入金額} = \text{対象農産物等の販売金額} + \text{事業消費金額} \\ + (\text{期末棚卸高} - \text{期首棚卸高})$$

(2) (1)の規定により農業収入金額を算定する場合には、次に掲げる金額を対象農産物等の販売金額に含めるものとします。

ただし、保険資格者以外の者が生産した対象農産物等の販売金額その他の対象農産物等の販売金額から除くことが適当と認められる金額は、(1)の対象農産物等の販売金額から除くものとします。

- ① 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）に基づく甘味資源作物交付金及びでん粉原料用いも交付金、畜産経営の安定に関する法律に基づく生産者補給交付金又は生産者補給金及び集送乳調整金、担い手経営安定法第3条第1項各号の交付金（以下これらの交付金を「数量払」と総称します。）
- ② 農業協同組合等から支払われる対象農産物等に係る概算金及び精算金
- ③ 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき支払われる対象農産物等に係る手当金
- ④ 植物防疫法（昭和25年法律第151号）に基づき支払われる対象農産物等に係る補償金
- ⑤ 日本たばこ産業株式会社から支払われる葉たばこ災害援助金
- ⑥ 対象農産物等に係る集落営農（任意組織）からの分配金（ただし、構成員ごとの作付面積、収穫量及び売上げが把握できる場合に限り。）  
(注) 法人からの従事分量配当、地代等は対象農産物等の販売金額に含めません。
- ⑦ 対象農産物等の先物取引における差金決済の利益
- ⑧ その他の対象農産物等の販売金額に含めることが適当と認められる金額

## 第3 実績農業収入金額

(1) 保険資格者の各青色申告提出年における農業収入金額（1年間を超える事業年度があるときは、当該事業年度の開始の日から1年を経過した日以降の期間に係る部分の金額を除きます。以下「実績農業収入金額」といいます。）における対象農産物等に係る販売金額は、個人にあっては損益計算書の販売金額、法人にあっては損益計算書の商品製品等売上高のうち農産物等の売上高に計上されている金額とします。

ただし、保険資格者以外の者が生産した対象農産物等に係る販売金額その他の対象農産物等に係る販売金額から除くことが適当と認められる金額は除くものとします。

(注) 第8章第1節第2の1の(1)に定めるところにより被承継人又は譲渡人の青色申告提出年

を承継人又は譲受人の青色申告提出年として取り扱う場合の実績農業収入金額の算定は、同(3)の規定を適用することができます。

(2) 実績農業収入金額における対象農産物等に係る販売金額には、個人の損益計算書の雑収入又は法人の損益計算書の営業外収益及び特別利益（以下「雑収入等」といいます。）は、原則として含めません。

ただし、第2の(2)に規定する金額は含めるものとします。

(3) 実績農業収入金額における対象農産物等に係る事業用消費の金額は、個人にあっては損益計算書の家事消費事業消費金額から家事消費金額を差し引いて得た金額、法人にあっては、損益計算書の事業消費高のうち保険資格者が生産した対象農産物等に係る金額とします。

(4) 実績農業収入金額における対象農産物等に係る期末棚卸高は、個人にあっては損益計算書の期末において有する農産物の棚卸高、法人にあっては、損益計算書の期末商品製品原材料等棚卸高のうち保険資格者が生産した対象農産物等に係る金額とします。

(5) 実績農業収入金額における対象農産物等に係る期首棚卸高は、個人にあっては損益計算書の期首において有する農産物の棚卸高、法人にあっては、損益計算書の期首商品製品原材料等棚卸高のうち保険資格者が生産した対象農産物等に係る金額とします。

(6) 収入保険に加入していた年における対象農産物等に係る事業用消費の金額、期末棚卸高及び期首棚卸高は、(3)から(5)までの規定にかかわらず、当該各年において保険資格者が全国連合会に申告した金額とします。

(7) 営農不能年における実績農業収入金額は0円とみなします。

#### 第4 見込農業収入金額

(1) 第2章第1節第5の「農業経営に関する計画」（様式4号）に関する書類に基づいて算定される保険期間中に見込まれる農業収入金額（以下「見込農業収入金額」といいます。）における対象農産物等に係る見込販売金額は、次に掲げる金額を合計した金額とします。

① 保険資格者が生産する対象農産物等のうち保険期間に販売が見込まれるものの種類ごとの作付予定面積又は飼養予定頭羽数（以下「作付予定面積等」といいます。）にそれぞれ単位面積当たりの見込販売金額又は単位頭羽数当たりの見込販売金額（以下「単位面積等当たり見込販売金額」といいます。）を乗じて得た金

額（当該対象農産物等のうち、事業消費金額若しくは棚卸高を算定する必要のあるもの又は数量払の対象となっているものにあつては、保険期間に販売が見込まれるものの種類ごとの数量に、見込販売単価を乗じて得た金額）

- ② 保険資格者が生産する対象農産物等のうち数量払の対象となっているものに係る保険期間に交付が見込まれる当該数量払の金額

(2) 見込農業収入金額における対象農産物等に係る事業用消費の見込金額は、保険資格者が生産する対象農産物等のうち保険期間に事業用消費に充てることが見込まれるものの種類ごとの数量に、保険期間の「農業経営に関する計画」（様式4号）に関する書類において保険資格者が（1）の①の見込販売単価を超えない範囲内で記載した見込単価を乗じて得た金額の合計金額とします。

(3) 見込農業収入金額における対象農産物等に係る見込期末棚卸高は、保険資格者が生産する対象農産物等の種類ごとの保険期間終了の時ににおける見込在庫数量に、（1）の①の見込販売単価を乗じて得た金額の合計金額とします。

また、第14節第1の（3）の保険期間中の農業収入金額の算定に当たり、当該農業収入金額における対象農産物等に係る期末棚卸高に係る販売単価については、次のいずれかを選択します。

- ① （1）の①の見込販売単価（第2章第1節第5の（2）の⑨に規定する見込単価）
- ② 保険期間中の販売金額の平均単価

(4) 見込農業収入金額における対象農産物等に係る見込期首棚卸高は、保険資格者が当該保険期間開始前に生産した対象農産物等の種類ごとの保険期間開始の時ににおける見込在庫数量に、（1）の①の見込販売単価を乗じて得た金額の合計金額とします。

ただし、当該保険期間の前年に収入保険の保険契約を締結している保険資格者（以下「継続加入者」という。）にあつては、見込農業収入金額における対象農産物等に係る見込期首棚卸高は、前年の「保険期間の農業収入金額実績申告書兼保険金等請求書」（様式11号）における対象農産物等の種類ごとの期末棚卸高となります。

## 第7節 基準収入金額

### 第1 算定方法の原則

(1) 全国連合会は、保険資格者の実績農業収入金額の平均額（青色申告提出年が1年の場合は当該年における実績農業収入金額。以下「過去の平均収入」といいます。）に相当する金額を基準収入金額として定めるものとします。

（注）算定の結果、1円未満の端数が生じた場合には切り捨てるものとします。

- (2) 全国連合会は、見込農業収入金額が過去の平均収入を下回る場合には、(1)にかかわらず、当該見込農業収入金額を基準収入金額として定めるものとします。

## 第2 算定方法の特例

全国連合会は、経営面積の拡大等により、見込農業収入金額が過去の平均収入を上回る場合であって、保険資格者が申し出たときは、第1の規定にかかわらず、別紙1の「基準収入金額の算定方法の特例を適用する場合の基準収入金額又は実績農業収入金額の調整方法」の1の(1)及び(2)並びに同2の(1)及び(2)に基づき算定した金額を基準収入金額として定めるものとします。

また、青色申告提出年のいずれかにおいて気象災害によって保険資格者の対象農産物等が甚大な被害を受けた場合であって、保険資格者が申し出たときは、別紙1の1の(3)及び同2の(3)に基づき算定した金額を保険資格者の実績農業収入金額として基準収入金額を算定するものとします。

## 第8節 保険料及び積立金

### 第1 保険料の算定方法

- (1) 保険料は次の式によって算定される金額とします。

$$\text{保険料} = \text{保険金額} \times \text{保険料率}$$

(注) 算定の結果、1円未満の端数が生じた場合には切り捨てるものとします。

- (2) 保険料のうち国庫の負担分（以下「国庫負担保険料」といいます。）は、次の式によって算定される金額とします。

$$\text{国庫負担保険料} = \text{保険金額} \times \text{基準保険料率} \times 1/2$$

(注) 算定の結果、1円未満の端数が生じた場合には切り捨てるものとします。

- (3) 保険料のうち被保険者の負担分（以下「被保険者負担保険料」といいます。）は、次の式によって算定される金額とします。

$$\text{被保険者負担保険料} = \text{保険料} - \text{国庫負担保険料}$$

- (4) 保険料率及び基準保険料率は、法第180条第3項に基づいて農林水産大臣が定める保険料標準率を基礎として、全国連合会が事業規程（法第36条第3項の規定に基づき定めるものをいいます。以下同じ。）で定める危険段階別保険料率及び基準保険料率のうち被保険者の属する危険段階区分に係るものを適用します。危険段階別保険料率及び基準保険料率並びに被保険者の属する危険段階区分の定め方は、別紙2のとおりとします。

## 第2 積立金の算定方法

特約補填金に充てるため被保険者が負担する積立金は、次の式によって算定される金額とします。

$$\text{積立金} = \text{補填対象金額} \times 1 / 4 \text{ (国庫負担75\%)}$$

(注) 算定の結果、1円未満の端数が生じた場合には切り上げるものとします。

## 第9節 事務費

全国連合会は、毎事業年度、全国連合会が必要とする事務費予定額から、法第19条の規定による国庫の負担に係る部分の金額その他の収入予定額に相当する金額を差し引いて得た金額を被保険者に負担させることができます。

## 第10節 保険料等の相殺の制限

被保険者は、全国連合会に支払うべき保険料及び事務費について、相殺をもって全国連合会に対抗することができません。

## 第11節 被保険者の遵守すべき事項

全国連合会は、被保険者に次の事項を遵守させるものとします。

### ① 帳簿の作成及び保存

保険期間中に、次に掲げる帳簿を作成し、それぞれ定める事項の記録及び保存をすること。

#### ア 農作業日誌

保険期間の営農計画（第2章第1節第5に規定するものをいいます。以下同じ。）における対象農産物等の種類ごとに、作付け、施肥及び防除、収穫等（畜産物の場合は、種付け、分娩、素畜の導入、給餌、投薬及び出荷等）の作業の年月日及び内容

#### イ 事業消費帳簿

対象農産物等を事業消費した年月日、数量及び用途等

#### ウ 販売帳簿

税法に基づき記録すべき事項（販売金額及び数量等）

(注) ア及びイの保存期間は、保険期間終了日の翌日から5年間とします。

### ② 営農計画の変更の通知

保険期間中に、保険期間の営農計画に記載した内容に変更が生じた場合には、第3章第1に基づき、全国連合会に営農計画の変更を通知すること。

### ③ 過去の青色申告決算書の変更の通知

過去の青色申告決算書（基準収入金額の算定に用いたものに限ります。）の内容について、更正の請求又は修正申告等により変更が生じた場合は、全国連合会に通知すること。

#### ④ 調査等への協力

全国連合会から調査及び収入保険の実施に関して必要な資料の要求があった場合は、それに協力すること。

### 第12節 保険事故の防止の義務等

- (1) 被保険者は、通常の農業者の行う農業経営に係る努力その他保険事故の発生の防止のための措置をとらなければなりません。
- (2) 全国連合会は、(1)の努力その他保険事故の発生の防止について被保険者を指導することができます。この場合には、必要に応じて、行政機関、研究機関等と連携を図るものとします。
- (3) 全国連合会は、被保険者に、保険事故の発生の防止のため特に必要な処置をすべきことを指示することができます。この場合には、被保険者の負担した費用は、全国連合会の負担とします。

### 第13節 調査

- (1) 全国連合会は、保険事故の発生の防止又は保険事故の認定のため必要があるときは、いつでも、被保険者及びその関係者の事務所、ほ場、その他の施設に立ち入り、必要な事項を調査することができます。
- (2) 全国連合会は、(1)の調査を行う場合には、事前に被保険者及びその関係者に対して通知し、その身分を示す証明書を携帯し、提示しなければなりません。
- (3) 全国連合会は、被保険者が調査に協力しない場合や、調査の結果、不正が認められた場合は、保険金等を免責にするなどの措置を講ずるものとします。

### 第14節 保険金及び特約補填金の支払

#### 第1 保険金の支払

- (1) 全国連合会は、被保険者の保険期間中の農業収入金額が保険限度額に達しない場合に、保険金を支払います。
- (2) 保険金は、保険限度額、保険方式の支払率、被保険者から提出された「保険期間の農業収入金額実績申告書兼保険金等請求書」（様式11号）の農業収入金額等に基づき、次の式により算定します。

$$\text{保険金} = (\text{保険限度額} - \text{保険期間中の農業収入金額}) \times \text{保険方式の支払率}$$

※ただし、保険方式の補償の下限を設定した場合の保険金は、次の式により算定される金額を限度とします。

$$\text{基準収入金額} \times (\text{保険方式の補償限度} - \text{保険方式の補償の下限}) \\ \times \text{保険方式の支払率}$$

(注) 算定の結果、1円未満の端数が生じた場合には切り捨てるものとします。

- (3) 保険期間中の農業収入金額は、対象農産物等に係る販売金額については第6節第3の(1)及び(2)の規定により算定する金額に準じて、事業用消費の金額、期末棚卸高及び期首棚卸高については、第5章第2の(2)に規定する単価を用いた金額により算定するものとします。

## 第2 特約補填金の支払

- (1) 全国連合会は、積立方式について、被保険者の保険期間中の農業収入金額が補填限度額に達しない場合に、特約補填金を支払います。
- (2) 特約補填金は、補填限度額、積立方式の支払率及び被保険者から提出された「保険期間の農業収入金額実績申告書兼保険金等請求書」(様式11号)の農業収入金額等に基づき、次の式により算定します。

$$\text{特約補填金} = (\text{補填限度額} - \text{保険期間中の農業収入金額}) \times \text{積立方式の支払率}$$

$$\text{補填限度額} = \text{保険限度額} + \text{基準補填金額}$$

※ただし、特約補填金は、補填対象金額又は被保険者が支払った積立金の額に4を乗じて得た金額のいずれか少ない金額を限度とします。

(注) 算定の結果、1円未満の端数が生じた場合には切り捨てるものとします。

## 第3 賠償金等の取扱い

保険期間中の農業収入金額の減少を補填するための賠償金その他の金銭の給付(以下「賠償金等」といいます。)が既に支払われている場合において、次の式によって算定される金額が0より大きいときは、当該金額を、第1及び第2で算定された保険金及び特約補填金の合計額から差し引いて支払うものとします。

$$\text{賠償金等の金額} - (\text{基準収入金額} - (\text{保険期間中の農業収入金額} \\ + \text{第1で算定された保険金} + \text{第2で算定された特約補填金}))$$

## 第15節 保険金及び特約補填金の支払の免責

全国連合会は、次に掲げる場合には、保険金及び特約補填金(以下「保険金等」といいます。)の全部又は一部につき、その支払の責任を免れることができます。

- ① 被保険者が、第2章第1節第1の加入申請の際、次に掲げる重要な事実又は事項について、悪意又は重大な過失によって通知せず、又は不実の通知をしたとき（全国連合会がこれを知っていたとき、及び過失によってこれを知らなかったときを除きます。）。
- ア 加入申請の日（以下「加入申請日」といいます。）において既に災害による被害を受けた対象農産物等があることその他保険期間における農業収入金額が過去における農業収入金額を下回ることが見込まれる事由がある場合にあつては、その事由
- ただし、次の場合を除きます。
- (ア) 加入申請日において、当該対象農産物等を共済目的とする共済事業又は収入保険に加入している場合であつて、共済事業又は収入保険の事故発生通知を行っているとき。
- (イ) 保険期間の開始の日の属する年の前年の保険期間に発生した気象災害によって、農地、農業用施設等の農業生産基盤又は主たる住居が損壊し、復旧の努力をしたにもかかわらず、当該気象災害の発生後1年以内に作付けできなかった対象農産物等（保険期間の開始の日の属する年の前年の営農計画に記載のあるものであつて、当該気象災害がなければ、その発生後1年以内に収穫が見込まれていたものに限ります。）があり、当該気象災害の発生前に継続加入の意思表示をしている保険資格者が、保険期間の開始前に当該対象農産物等があることが見込まれる旨の申し出を行っているとき。
- イ 所得税又は法人税の申告方法に変更があること
- ウ 加入申請において提出する書類の記載事項のうち、次に掲げる事項
- (ア) 過去における農業収入金額に関する事項のうち対象農産物等の種類、保険期間の期首棚卸高及び期末棚卸高、販売金額、事業消費金額並びに経営面積
- (イ) 農業経営に関する計画に関する事項のうち、次に掲げる事項（保険期間に係るものに限ります。）
- ・ 対象農産物等の種類
  - ・ 対象農産物等の種類ごとの栽培面積又は飼養頭羽数その他の事業の規模、栽培又は飼養の時期及び経営面積
  - ・ 対象農産物等の種類ごとの保険期間の期首棚卸高及び期末棚卸高、収穫量又は出荷頭羽数、販売金額、事業消費金額並びにこれらの金額の算定の基礎となる事項
- (ウ) 青色申告書を提出した実績に関する事項
- ② 被保険者が、正当な理由がないのに第2章第2節第1の①のイの規定による第2回目以降の分割保険料の支払又は同節第1（第3章第2の1の（3）において準用する場合を含みます。）に規定する保険料の差額分の支払を遅滞したとき。
- ③ 被保険者が、第11節に規定する被保険者の遵守すべき事項を遵守しなかったとき。

- ④ 被保険者が、第12節（1）に規定する通常 of 農業者の行う農業経営に係る努力その他保険事故の発生防止の義務を怠ったとき。
- ⑤ 被保険者が、第12節（3）に規定する全国連合会による保険事故の発生防止の指示に従わなかったとき。
- ⑥ 被保険者が、第4章第1節第1に規定する事故発生通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- ⑦ 被保険者、その法定代理人又は被保険者と同一の世帯に属する親族又は被保険者が雇用する者の故意又は重大な過失によって農業収入金額の減少が生じたとき。
- ⑧ 戦争その他の変乱によって農業収入金額の減少が生じたとき。
- ⑨ 被保険者が植物防疫法の規定に違反したとき。

## 第2章 保険契約の締結

### 第1節 加入申請

#### 第1 加入申請書等の提出

全国連合会は、保険資格者が収入保険の加入申請をしようとする場合は、次に掲げる書類（⑤に掲げる書類については青色申告提出年が1年の場合に限り、⑥に掲げる書類については青色申告提出年に営農不能年がある場合に限り、以下「加入申請書等」といいます。）を保険期間開始前で事業規程で定める日までに提出させるものとします。

ただし、②、③、④のイ及び⑥に掲げる書類（②、③及び⑥に掲げる書類については保険期間の開始の日の属する年の前年のものに限り、）については、保険期間の開始の日の属する年の前年の青色申告書を提出した後、税務申告の期限の日から1月以内に提出させるものとします。

また、全国連合会は、「みどりの食料システム戦略」（令和3年5月12日農林水産省みどりの食料システム戦略本部決定）に掲げる環境負荷低減の取組を推進するため、「環境負荷低減のチェックシート」（様式30号）に、当該加入申請に係る保険期間及びその前年の取組についてチェックをした上で、保険期間の開始の日の属する年の前年分の②に掲げる書類と併せて提出することに努めるよう保険資格者に対して依頼するものとします。なお、農業共済事業の加入手続きにおいて、既に当該保険期間及びその前年の取組に係る当該チェックシートを提出している場合は、この限りではありません。

（注）前年までの保険契約において作成された②に掲げる書類又は第5章第1①に掲げる書類がある年（事業年）については、これを用いることができるものとし、この場合においては、②に掲げる書類を提出したものとみなすものとします。

① 「加入申請書」（様式1号）

② 「過去の農業収入金額申告書」（様式2号）

（添付書類）

- ・ 税務申告書類の写し

個人：所得税の確定申告書（令和3年以前にあっては所得税の確定申告書B）  
第1表及び青色申告決算書

法人：法人税の申告書の別表一及び別表四、損益計算書

③ 「対象農産物等の種類ごとの販売金額を整理するための補助フォーム」（農業所得用：様式3号の1、一般・法人用：様式3号の2）

④ 「農業経営に関する計画」（様式4号）

次に掲げる3つの計画から成ります。

ア 「保険期間の営農計画」

イ 「保険期間の営農計画に基づく保険期間中に見込まれる農業収入金額」

ウ 「農業経営の目標」

- ⑤ 青色申告の承認の通知（所得税法第146条又は法人税法第124条の規定に基づく青色申告の承認の通知をいいます。以下同じ。）の写し
- ⑥ 営農不能年に該当する事実を証明する次の書類
  - ア 気象災害に被災したことの事実を証明する次のいずれかの資料
    - （ア）市町村長が交付する被災証明
    - （イ）都道府県が交付する被災状況を明らかにするもの
    - （ウ）農業協同組合又は農業協同組合連合会が交付する被災状況を明らかにするもの
    - （エ）被災状況を確認できる画像
    - （オ）園芸施設共済等の損害認定結果
  - イ 復旧努力と復旧できない事実
    - 作付け期までに復旧できなかった理由、取組状況及びこれらを裏付ける資料
  - ウ 青色申告提出年の全てが営農不能年の場合は、営農不能年の前年分の②に掲げる税務申告書類の写し

## 第2 「加入申請書」の作成

- (1) 「加入申請書」（様式1号）には、次の事項を記載するものとします。
  - ただし、③のウ及びエについては、第1の②、③及び④のイに掲げる書類の提出時に記載するものとし、併せてこの時に、保険期間の開始の日の属する年の前年の保険契約に係る特約補填金の支払を受ける者については、④のアの積立方式の申出を無に変更するとともに、③のアの保険方式の補償限度を、保険期間開始前に選択していた保険方式の補償限度と④のイの積立方式の補償幅を合計した値に変更することができるものとします。
  - ① 保険資格者の氏名（法人の場合は法人の名称及び代表者の氏名。以下同じ。）、住所、連絡先及び経営形態
  - ② 青色申告提出年の年数又は事業年度数及び当該青色申告提出年に係る青色申告の種類
  - ③ 次に掲げる補償内容
    - ア 保険方式の補償限度
    - イ 保険方式の支払率
    - ウ 基準収入金額の算定方法の特例の適用の申出をする場合はその旨
    - エ 保険期間終了時における期末棚卸高の算定に用いる単価の選択（第1章第6節第4の（3）に規定するいずれかの単価）
  - ④ 積立方式に係る次の補償内容
    - ア 積立方式の申出の有無
    - イ 積立方式の補償幅
    - ウ 積立方式の支払率
  - ⑤ 保険料及び積立金の分割支払の選択の有無

⑥ 農業収入金額の減少の可能性に関する次に掲げる重要な事項

- ア 既に災害による被害を受けた対象農産物等があることその他保険期間における農業収入金額が過去における農業収入金額を下回ることが見込まれる事由の有無
- イ 所得税又は法人税の申告方法の変更の有無

⑦ 保険方式の補償の下限の設定の有無及び設定する場合はその内容

(2) 全国連合会は、保険資格者に対し、「加入申請書」(様式1号)の作成の際に、「加入申請に関する誓約事項」(様式1号別紙1)を誓約させるものとします。

### 第3 「過去の農業収入金額申告書」の作成

「過去の農業収入金額申告書」(様式2号)は、青色申告提出年における各年の農業収入金額について、対象農産物等の種類ごとに整理して作成するものとします。

### 第4 「対象農産物等の種類ごとの販売金額を整理するための補助フォーム」の作成

(1) 「対象農産物等の種類ごとの販売金額を整理するための補助フォーム」(様式3号の1、3号の2)は、帳簿や販売伝票を用いて、栽培又は飼養した農産物等の種類ごとに販売金額を整理して作成するものとします。

(2) 青色申告決算書における消費税の扱いについて、税込経理方式又は税抜経理方式のいずれかを記載するものとします。

(注1) 消費税の扱いについては、過去の農業収入金額及び保険期間の農業収入金額の計上において同一の方式を用いることとします。

(注2) 保険期間の農業収入金額について消費税の扱いを変更する場合は、加入申請においてその旨を申し出ることとし、変更後の方式に合わせて、過去の農業収入金額を修正します。

### 第5 「農業経営に関する計画」の作成

(1) 「保険期間の営農計画」には、次に掲げる事項を記載するものとします。

ただし、加入申請時においては、前年の営農計画等を参考にして記載するものとし、第3節の(2)の基準収入金額の算定の日営農計画を確定させるものとします。また、営農計画の確定後に営農計画の変更があったときは、営農計画の変更を行います。

なお、④については、第1の②、③及び④のイに掲げる書類の提出時に記載するものとします。

① 農産物等の種類

② 農産物等の種類ごとの栽培面積又は飼養頭羽数その他の事業の規模

(注1) 営農計画の確定前に保険事故が発生した対象農産物等の栽培面積は、保険期間の開始の日の属する年の前年の営農計画における当該対象農産物等の栽培面積(新規加入の場合に

あつては、前年の当該対象農産物等の栽培面積)を上限とします。なお、当該対象農産物等の栽培面積が前年の営農計画における栽培面積(新規加入の場合にあつては、前年の栽培面積)を上回る場合、保険事故の発生前から計画していたものであることを客観的な資料により確認できるときは、確認できた栽培面積とすることができます。

(注2)第7の(1)の④ただし書のイの申し出があつた場合は、申し出があつた対象農産物等の栽培面積は、保険期間の開始の日の属する年の前年の営農計画に記載のある対象農産物等であつて、当該気象災害がなければ、その発生效后1年以内に収穫が見込まれていたものの栽培面積を上限とします。なお、当該対象農産物等の栽培面積が前年の営農計画における当該対象農産物等の栽培面積を上回る場合、被災前から計画していたものであることを客観的な資料により確認できるときは、確認できた栽培面積とすることができます。

③ 農産物等の種類ごとの栽培又は飼養の時期

④ 基準収入金額の算定方法の特例の適用を申し出る場合は、農産物等(蜂及びはちみつを除きます。)に係る保険期間の開始の日の属する年の前年までの5年間(別紙1の1の(1)の規模拡大特例の適用を申し出る場合であつて、農業経営を行った期間(営農不能年を含みます。)が5年間に満たないときは、その行った期間。別紙1の1の(3)の気象災害特例の適用を申し出る場合であつて、青色申告提出年が5年に満たないときは、当該青色申告提出年)及び保険期間の各年末現在の経営面積

(2)「保険期間の営農計画に基づく保険期間中に見込まれる農業収入金額」には、対象農産物等の種類ごとに次に掲げる事項を記載するものとします。

また、全国連合会は、保険資格者に対し、「保険期間の単位面積等当たり見込販売金額等試算表」(様式5号)を提出させるものとします。

① 保険期間の収穫に係る栽培面積又は出荷に係る飼養頭羽数その他の事業の規模及び単位面積等当たり見込収穫量又は見込出荷率

② 保険期間の見込収穫数量又は見込出荷数量

③ 単位面積等当たり見込販売金額(対象農産物等のうち、事業消費金額若しくは棚卸高を算定する必要のあるもの又は数量払の対象となっているものにあつては、見込販売数量及び見込販売単価)

④ 見込販売金額

⑤ 数量払の対象となっている対象農産物等に係る保険期間の見込収穫数量又は見込出荷数量及び保険期間の属する年の見込数量払単価(担い手経営安定法に基づく交付金にあつては、数量払の対象となっている対象農産物等に係る保険期間の栽培面積及び保険期間の属する年の同法第3条第1項第1号の交付単価を含みます。)

⑥ 見込数量払金額

⑦ 見込事業消費数量及び見込事業消費単価

⑧ 見込事業消費金額

- ⑨ 保険期間開始時及び保険期間終了時の見込在庫数量並びに期首棚卸高及び期末棚卸高に係る見込単価
- ⑩ 見込期首棚卸高及び見込期末棚卸高
- ⑪ 見込農業収入金額

(3) 「農業経営の目標」には、農業経営の現状及び目標、目標達成のためにとるべき措置について記載させるものとします。目標年は、原則として、保険期間の開始の日の属する年の4年後とします。

なお、認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」といいます。）第13条第1項に規定する認定農業者をいいます。）又は認定就農者（基盤強化法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいいます。）の場合は、これらの記載を省略させることができます。

## 第6 自動継続特約に基づく加入申請

- (1) 保険資格者は、全国連合会への申出により、法第177条第1項の規定による申込みにより成立した保険関係に係る保険期間の満了日の翌日以降に保険期間が開始する保険関係の全てについて、それぞれの保険期間の開始前で事業規程で定める日までに同項の規定による申込みをしない旨の申出がないときに当該申込みがあったものとする特約（以下「自動継続特約」といいます。）をすることができます。
- (2) 保険資格者は、自動継続特約をするときは、自動継続特約をする最初の保険関係の保険期間開始前で事業規程で定める日までに、「自動継続特約申込書」（様式1号の2）を提出するものとします。
- (3) 全国連合会は、(2)の自動継続特約をした保険資格者に対して、毎年、事業規程で定める日までに、法第177条第1項の規定による申込みをしない旨の申出をする意向の有無、前年の保険契約からの変更の有無、その他保険期間の開始に必要な事項を確認するための書類を送付するものとします。
- (4) 全国連合会は、(2)の自動継続特約をした保険資格者から事業規程で定める日までに(3)の申出がないときは、当該日が属する年の翌年を保険期間とする保険関係について、第7の規定による承諾をするものとします。
- (5) 保険資格者は、(1)から(4)までの規定により収入保険の保険契約を締結する場合にあつては、第1の規定にかかわらず、第1の①に掲げる書類については提出を要しないものとし、それぞれの保険期間に係る第1の②から④まで及び⑥に掲げる書類については、当該保険期間の前年に係る青色申告書を提出した後、税務申告の期限の日から1月以内に提出するものとします。

ただし、それぞれの保険期間において税務申告をするまでに保険事故が発生した場合にあっては、第1の④のアに掲げる書類について、第4章第1節第1(1)の規定による通知と同時に提出するものとします。

なお、第1の④のアに掲げる書類の提出前にあっては、保険期間の前年と同様の営農計画が提出されたものとみなし、営農計画は、第3節の(2)の基準収入金額の算定の日に確定させるものとします。

(6) 保険資格者は、前年の保険契約から次に掲げる事項について変更が生じる場合は、それぞれに掲げる期限までに当該変更の内容を申告するものとします。

① 第2の(1)の③のア及びイ、④、⑤並びに⑦に掲げる事項 第1の規定により事業規程で定める日

② 第2の(1)の③のウ及びエ並びに⑥に掲げる事項 保険期間の前年に係る青色申告書を提出した後、税務申告の期限の日から1月を経過する日

ただし、第7の(1)の④ただし書のイの申し出をする場合は、第2の(1)の⑥に掲げる事項について、保険期間の開始前に提出するものとします。

(7) (1) から (4) までの規定により保険契約を締結する場合にあっては、当該保険契約に係る保険期間の開始日の属する月の前々月の末日を加入申請日とみなすものとします。

## 第7 加入申請書等の受付、加入申請の承諾及び保険契約の締結

(1) 全国連合会は、保険資格者から加入申請書等の提出があった場合には、次に掲げる事項（以下「承諾拒否事由」といいます。）のいずれかに該当するときを除き、加入申請を承諾するものとします。

また、当該承諾をもって、収入保険の保険契約が締結されるものとします。

① 保険資格者が、第8章第2節第5の(1)の②の重大事由により収入保険の保険契約を解除されたことのある者であること（第3章第1の(4)又は第4章第1節第1の(3)の規定により保険契約を解除されたことがある者を除きます。）。

② 保険資格者が、第8章第2節第5の(1)の③の保険料、積立金又は事務費の不払により収入保険の保険契約を解除されたことのある者であること（第2節第1の①のアの規定による保険料の支払を遅滞して保険契約を解除された場合、①のイの規定による第1回目の分割保険料の支払を遅滞して保険契約を解除された場合及び③の規定による事務費の支払を遅滞して保険契約を解除された場合について、加入申請に係る保険契約の保険期間開始日が、解除された保険契約の保険期間の終了の日（以下「保険期間終了日」といいます。）から起算して3年を経過している場合又は不払となっていた保険料及び事務費の全額を全国連合会に支払った場合を除きます。）。

- ③ 保険資格者が、第1章第15節②の規定に該当したことがある者であること（加入申請に係る保険契約の保険期間開始日が、同節②の規定に該当した際に締結していた保険契約の保険期間終了日から起算して3年を経過している場合及び不払となっていた保険料の全額を全国連合会に支払った場合を除きます。）。
- ④ 保険事故の発生が相当の確実さをもって見通されること。  
ただし、次の場合は除きます。
  - ア 加入申請日において、当該対象農産物等を共済目的とする共済事業又は収入保険に加入している場合であって、共済事業又は収入保険の事故発生通知を行っているとき。
  - イ 保険期間の開始の日の属する年の前年の保険期間に発生した気象災害によって、農地、農業用施設等の農業生産基盤又は主たる住居が損壊し、復旧の努力をしても当該気象災害の発生後1年以内に作付けできないと見込まれる対象農産物等（保険期間の開始の日の属する年の前年の営農計画に記載のあるものであって、当該気象災害がなければ、その発生後1年以内に収穫が見込まれていたものに限り。）があり、当該気象災害の発生前に継続加入の意思表示をしている保険資格者が、保険期間の開始前に当該対象農産物等がある旨の申し出を行っているとき。
- ⑤ 基準収入金額の適正な設定が困難であること。
- ⑥ 保険事故の発生の適正かつ円滑な確認が困難であることが見込まれること。
- ⑦ 通常の肥培管理若しくは飼養管理が行われず、又は行われぬおそれがあること。
- ⑧ ①から⑦までのほか、保険契約を締結するとすれば、収入保険の本質に照らし著しく衡平を欠くこととなり、収入保険の適正な運営を確保することができなくなるおそれがあるため保険契約を締結しないことを相当とする事由があること。

(2) 対象農産物等のうち特定の種類等のみが(1)の④から⑧までの承諾拒否事由に該当する場合であって、かつ、「保険期間の営農計画」及び「保険期間の営農計画に基づく保険期間中に見込まれる農業収入金額」において、当該特定の種類等に係る金額を他の種類等に係る金額から区分できる場合は、当該特定の種類等に係る金額を農業収入金額に含めない旨の条件を付して加入申請を承諾します。

(3) 対象農産物等の生産を行う耕地等のうち特定の耕地等のみが(1)の④から⑧までの承諾拒否事由に該当する場合であって、かつ、「保険期間の営農計画」及び「保険期間の営農計画に基づく保険期間中に見込まれる農業収入金額」において、当該特定の耕地に係る金額を他の耕地等に係る金額から区分できる場合は、当該特定の耕地等に係る金額を農業収入金額に含めない旨の条件を付して加入申請を承諾します。

## 第8 保険契約の締結を証する「加入承諾書兼保険料及び積立金通知書」の作成及び送付

全国連合会は、第7の規定により収入保険の加入申請を承諾し、保険契約を締結したときは、加入を承諾し、及び保険契約を締結した旨並びに次に掲げる事項を記載した「加入承諾書兼保険料及び積立金通知書」（様式8号）を作成し、被保険者に送付するものとします。

- ① 被保険者の氏名
- ② 保険期間開始日及び保険期間終了日
- ③ 保険料の金額
- ④ 積立金の金額
- ⑤ 事務費の金額
- ⑥ 支払期限及び振替口座
- ⑦ 発行年月日その他必要な事項

## 第9 不承諾の通知

全国連合会は、収入保険の加入申請を承諾しない場合は、その旨を、理由を添えて保険資格者に通知するものとします。

## 第2節 保険料、積立金及び事務費の徴収等

### 第1 保険料、積立金及び事務費の徴収又は返還

全国連合会は、保険料、積立金及び事務費について、加入申請時から第3節の（2）の基準収入金額の算定の日前までは、被保険者が選択した支払の方法に応じて、次のとおり徴収するものとします。

ただし、第3節の（2）の基準収入金額の算定の日以後は、事業規程の定めるところにより、同節（4）により決定した保険料、積立金及び事務費と徴収済みの保険料、積立金及び事務費との差額を徴収し、又は返還するものとします。

#### ① 保険料

##### ア 一括支払

保険期間開始日の前日までで事業規程で定める日までに、事業規程で定める方法により計算した金額を徴収するものとします。

##### イ 分割支払

###### （ア）第1回目の支払

保険期間開始日の前日までで事業規程で定める日までに、事業規程で定める方法により計算した金額を徴収するものとします。

###### （イ）第2回目以降の支払

各分割支払月の末日（最後の支払にあつては、保険期間開始日から起算して8か月を経過する日。以下同じ。）までで事業規程で定める日までに、事業規程で定める方法により計算した金額を徴収するものとします。

## ② 積立金

### ア 一括支払

#### (ア) 前年に積立方式を選択していない場合

保険期間開始日の前日までで事業規程で定める日までに、事業規程で定める方法により計算した金額を受領するものとします。

#### (イ) 前年に積立方式を選択した場合

保険期間開始日から起算して8か月を経過する日までで事業規程で定める日までに、事業規程で定める方法により計算した金額と前年からの積立金の残余との差額を受領するものとします。

### イ 分割支払

#### (ア) 第1回目の支払

保険期間開始日の前日までで事業規程で定める日までに、事業規程で定める方法により計算した金額を受領するものとします。

#### (イ) 第2回目以降の支払

各分割支払月の末日までで事業規程で定める日までに、事業規程で定める方法により計算した金額を受領するものとします。

## ③ 事務費

保険期間開始日の前日までで事業規程で定める日までに、事業規程で定める方法により計算した金額を徴収するものとします。

## 第2 徴収方法等

(1) 保険料、積立金及び事務費の徴収等は、次に掲げる場合を除き、口座振替により行うものとします。

ア 保険契約が失効、取消、無効又は解除となった場合の未納保険料、未納事務費又は延滞金

イ つなぎ資金の精算不足金

(2) (1) の場合には、口座振替日を支払日とみなします。

## 第3節 基準収入金額等の算定、保険証書の送付並びに保険料及び積立金決定通知書の送付

(1) 全国連合会は、保険期間の開始の日の属する年の前年における「過去の農業収入金額申告書」(様式2号)及び「対象農産物等の種類ごとの販売金額を整理するための補助フォーム」(様式3号の1、3号の2)並びに「農業経営に関する計画」(様式4号)の「保険期間の営農計画に基づく保険期間中に見込まれる農業収入金

額」の提出の際に、被保険者に次に掲げる内容について確認するものとします（③については、保険期間の開始の日の属する年の前年の保険契約に係る特約補填金の支払を受ける被保険者に限ります。）。

- ① 基準収入金額の算定方法の特例の選択の有無
- ② 保険期間終了時における期末棚卸高の算定に用いる単価の選択（第1章第6節第4（3）の①又は②に掲げる単価）
- ③ 積立方式の選択の有無

（2）全国連合会は、（1）の内容を確認した後、加入申請書等に基づき、第1章第5節及び第7節から第9節までに則して、基準収入金額、保険限度額、基準補填金額、保険金額、補填対象金額、保険料、積立金及び事務費を速やかに算定するものとします。

（3）全国連合会は、基準収入金額を算定したときは、次に掲げる補償内容その他の事項を記載した「保険証書」（様式7号）を作成し、加入申請書等の写しを添付して、被保険者に送付するものとします。

- ① 被保険者の氏名
- ② 基準収入金額
- ③ 保険方式の補償内容
- ④ 積立方式の補償内容
- ⑤ 保険期間開始日及び保険期間終了日
- ⑥ 保険料の金額、被保険者の属する危険段階及び保険料率
- ⑦ 積立金の金額
- ⑧ 事務費の金額
- ⑨ 発行年月日その他必要な事項

（4）全国連合会は、決定した保険料、積立金及び事務費の金額、支払期限、振替口座等を内容とした「保険料及び積立金決定通知書」（様式9号）を作成し、被保険者に送付するものとします。

## 第4節 督促及び延滞金

### 1 督促

全国連合会は、次に掲げる場合には、督促状により、期限を指定して、保険料又は事務費の支払を督促するものとします。

- ① 分割支払に係る分割保険料を徴収する場合において、被保険者が第2回目以降の支払の支払期限が経過してもなお当該期限までに支払うべき分割保険料を支払わないとき。
- ② 第2節第1（第3章第2の1の（3）において準用する場合を含みます。）の

規定により保険料の差額分を徴収する場合において、被保険者が当該支払の支払期限が経過してもなお当該期限までに支払うべき保険料を支払わないとき。

- ③ 第2節第1（第3章第2の1の（3）において準用する場合を含みます。）の規定により事務費の差額分を徴収する場合において、被保険者が当該支払の支払期限が経過してもなお当該期限までに支払うべき事務費を支払わないとき。

## 2 延滞金

全国連合会は、1の①から③までに掲げる場合には、当該保険料又は事務費を支払わない者から、当該保険料又は事務費の額につき年10.75パーセントの割合を超えない範囲内で、支払期限の翌日からその完納の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収するものとします。

（注1）当該保険料又は事務費の金額が2千円未満であるときは延滞金は徴収せず、当該金額に1千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて計算するものとします。

（注2）計算した延滞金の金額が1千円未満であるときは当該延滞金は徴収せず、当該金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとします。

（注3）全国連合会は、特別の事由があると認めるときは、延滞金を減免することができます。

## 第3章 営農計画の変更

---

### 第1 営農計画の変更の通知

- (1) 全国連合会は、被保険者が、保険期間中に、「農業経営に関する計画」（様式4号）のうち「保険期間の営農計画」を変更した場合は、「保険期間の営農計画に基づく保険期間中に見込まれる農業収入金額」も併せて変更し、事業規程で定める日までに、通知させるものとします。

ただし、第4章の事故発生等の通知を行った場合は、営農計画の変更を通知させる必要はありません。
- (2) (1)の通知の際、被保険者は、既に災害による被害を受けた対象農産物等があることその他保険期間における農業収入金額が過去における農業収入金額を下回ることが見込まれる事由の有無についても併せて通知させるものとします。
- (3) 全国連合会は、被保険者が、営農計画の変更により新たに基準収入金額の算定方法の特例（別紙1の1（1）の規模拡大特例に限ります。）の要件を満たすこととなったときは、（1）の通知の際に、当該特例の適用の申出の有無を確認するものとします。
- (4) 全国連合会は、被保険者が、連続する3年の保険期間の各期間において、保険期間内に営農計画の変更の通知又は第4章第1節第1に規定する事故発生の通知を怠っていた場合、営農計画の変更の通知又は事故発生の通知を怠った3年目の保険期間の終了日の翌日から保険期間が開始する保険契約について、第8章第2節第5の（1）の②のエの規定に基づき保険契約を解除します。

### 第2 基準収入金額等の変更等

#### 1 基準収入金額等の変更及び保険料等の追加徴収又は返還

- (1) 全国連合会は、第1の（1）の通知があったときは、第1章第5節から第9節までに則して、基準収入金額、保険限度額、基準補填金額、保険金額、補填対象金額、保険料、積立金及び事務費を変更するものとします。
- (2) 全国連合会は、第1の（1）の通知があったときは、被保険者に、保険方式及び積立方式の支払率の変更の申出の有無を確認するものとします。

この場合において、被保険者が変更を申し出るときにおける変更後の支払率は、（1）の規定による変更後の保険金額又は補填対象金額が、（1）の規定による変更前の保険金額又は補填対象金額から、（1）の規定による変更後の基準収入金額及び当該変更前の支払率により算定される保険金額又は補填対象金額までの範囲内

となるように選択させるものとします。

- (3) (1)の規定により保険料、積立金又は事務費が変更された場合については、第2章第2節第1の規定を準用します。

## 2 「保険証書」及び「保険料及び積立金決定通知書」の作成及び送付

- (1) 全国連合会は、第2章第3節と同様に、「保険証書」（様式7号）及び「保険料及び積立金決定通知書」（様式9号）を作成するものとします。

- (2) 全国連合会は、「保険証書」（様式7号）及び「保険料及び積立金決定通知書」（様式9号）を作成後、変更後の「農業経営に関する計画」（様式4号）の「保険期間の営農計画」及び「保険期間の営農計画に基づく保険期間中に見込まれる農業収入金額」の写しを添付して、被保険者に送付するものとします。

## 第4章 事故発生等の通知

### 第1節 事故発生の通知

#### 第1 事故発生の通知

(1) 全国連合会は、被保険者に、対象農産物等の種類ごとの農業収入金額が保険期間の見込農業収入金額の9割を下回ることが見込まれる事由（価格低下及び為替変動を除く対象農産物等の農業収入金額の減少に関するものに限ります。以下「通知対象事故」といいます。）が生じた場合には、遅滞なく、「事故発生等通知書」（様式10号）に掲げる次の事項を全国連合会に通知させるものとします。

ただし、価格低下又は為替変動により対象農産物等の種類ごとの農業収入金額が保険期間の見込農業収入金額の9割を下回ることが見込まれる場合であって、被保険者がつなぎ資金の貸付けを希望するときは、全国連合会は、被保険者に、通知対象事故として「事故発生等通知書」に掲げる次の事項を通知させるものとします。

- ① 通知対象事故に係る対象農産物等の種類
- ② 通知対象事故の発生年月日
- ③ 通知対象事故の種類
- ④ 通知対象事故の詳細
- ⑤ その他被害の状況に関する事項
- ⑥ つなぎ資金の貸付けの申出の有無（つなぎ貸付けの申出をする場合は、通知対象事故に係る対象農産物等の種類ごとの事故後に見込まれる農業収入金額を通知させるものとします。）

なお、事故の種類が気象災害の場合で、被保険者が翌年以降に保険期間が開始する保険契約の基準収入金額の算定において別紙1の1の(3)の気象災害特例の適用を希望し、かつ、同(3)の②の対象農産物等が気象災害に被災したことの事実の確認資料として、同(3)の②ただし書のエの「収入保険の損害認定結果」を利用しようとするときは、「事故発生等通知書」（様式10号）に対象農産物等の被災状況を確認できる画像を添付の上、通知させるものとします。

また、第2章第1節第7の(1)の④ただし書のイの申し出があった対象農産物等について、復旧の努力をしたにもかかわらず、作付けができないことが事実となったときは、遅滞なく以下のことを通知させるものとします。

ア 気象災害に被災したことの事実

次のいずれかを添付します。

(ア) 市町村長が交付する被災証明

(イ) 都道府県が交付する被災状況を明らかにするもの

- (ウ) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が交付する被災状況を明らかにするもの
- (エ) 被災状況を確認できる画像
- (オ) 園芸施設共済等の損害認定結果

イ 復旧努力と復旧できない事実

作付け期までに復旧できなかった理由、取組状況及びこれらを裏付ける資料

- (2) 全国連合会は、被保険者に対し、保険事故の発生を防止するために講じた取組の内容を明らかにする書類（農作業日誌等）を、いつでも閲覧できるよう保存させるものとします。
- (3) 全国連合会は、被保険者が、連続する3年の保険期間の各期間において、保険期間内に第3章第1に規定する営農計画の変更の通知又は事故発生の通知を怠っていた場合、営農計画の変更の通知又は事故発生の通知を怠った3年目の保険期間の終了日の翌日から保険期間が開始する保険契約について、第8章第2節第5の(1)の②のエの規定に基づき保険契約を解除します。

## 第2 事故発生の通知の受付、確認及び指導

- (1) 全国連合会は、被保険者から事故発生の通知があった場合には、事故発生の通知の受付簿に、受付日、被保険者の氏名、通知の内容等を整理します。
- (2) 全国連合会は、事故発生の通知を行った被保険者が営農を行う地域において、他の被保険者から事故発生の通知がない場合等には、被保険者が通常の農業者の行う農業経営に係る努力その他保険事故の発生の防止（適期防除、排水対策、防護柵の設置等）を怠っていなかったかどうかを被保険者への聞き取りや現地調査を行うことにより、確認します。

また、事故の種類が気象災害の場合で、被保険者が翌年以降に保険期間が開始する保険契約の基準収入金額の算定において別紙1の1の(3)の気象災害特例の適用を希望するとして、対象農産物等の被災状況を確認できる画像を添付した場合は、当該画像により被災した事実を確認し、「事故発生等通知書」（様式10号）に確認年月日を記入します。

なお、当該事故発生の通知を行った被保険者が営農を行う地域において、他の被保険者から事故発生の通知がない場合等対象農産物等の被災状況に疑義がある場合は、現地調査又は関係機関から意見の聴取を行うことにより、気象災害に被災した事実を確認します。

さらに、第2章第1節第7の(1)の④ただし書のイの申し出があった対象農産物等について、事故発生の通知があったときは、その内容を確認するとともに、必

要に応じて、市町村、農業協同組合、施工業者等からの聴き取り又は現地確認を行います。

- (3) 全国連合会は、被保険者が保険事故の発生の防止の取組を行うことにより、保険金等の支払が減少すると見込まれる場合は、必要に応じて指導を行うものとします。

### **第3 事故発生等通知書の返送**

全国連合会は、第2(3)の指導を行う場合は、「事故発生等通知書」(様式10号)に、被保険者から通知された内容及び指導事項を記載し被保険者に返送します。

## **第2節 自己都合による栽培又は飼養の中止の通知**

### **第1 自己都合による栽培又は飼養の中止の通知**

全国連合会は、被保険者に、営農計画に記載した対象農産物等の作付け(畜産物においては種付け又は導入)をした後、自己都合により、その栽培又は飼養の全部又は一部を中止する場合は、遅滞なく、「事故発生等通知書」(様式10号)に掲げる対象農産物等の種類ごとの栽培又は飼養の中止年月日、中止に係る面積等を通知させるものとします。

(注) 当該自己都合による栽培又は飼養の中止による農業収入金額の減少は、免責となるため収入保険の補填対象にはなりません。

### **第2 栽培又は飼養の中止の通知の受付**

全国連合会は、被保険者から自己都合による栽培又は飼養の中止の通知があった場合には、自己都合による栽培又は飼養の中止の通知の受付簿に、受付日、被保険者の氏名、通知の内容等を整理します。

## 第5章 保険金及び特約補填金の請求及び支払

### 第1 「保険期間の農業収入金額実績申告書兼保険金等請求書」等の提出

全国連合会は、被保険者に対し、保険期間終了後、保険期間に係る青色申告書を提出した後、税務申告の期限の日から1か月以内に、次の①及び②に掲げる書類を提出させるものとします。

- ① 「保険期間の農業収入金額実績申告書兼保険金等請求書」(様式11号)  
(添付書類)
  - ・ 税務申告書類の写し  
個人：所得税の確定申告書第1表及び青色申告決算書  
法人：法人税の申告書の別表一及び別表四、損益計算書
  - ・ 保険期間の棚卸表
  - ・ 事業消費帳簿
- ② 「対象農産物等の種類ごとの販売金額を整理するための補助フォーム」(農業所得用：様式3号の1、一般・法人用：様式3号の2)

### 第2 「保険期間の農業収入金額実績申告書兼保険金請求書」の作成

(1) 「保険期間の農業収入金額実績申告書兼保険金請求書」(様式11号)には、次に掲げる事項を記載するものとします。

- ① 保険期間開始時及び保険期間終了時の在庫数量並びに期首棚卸高及び期末棚卸高に係る販売単価
- ② 期首棚卸高及び期末棚卸高
- ③ 販売金額
- ④ 事業消費数量及び事業消費単価
- ⑤ 事業消費金額
- ⑥ 家事消費金額

(2) (1)の事項のうち、期首棚卸高及び期末棚卸高に係る販売単価並びに事業消費単価については、それぞれ以下の単価を用いることとします。

- ① 期首棚卸高に係る販売単価 第2章第1節第5の(2)の⑨の単価
- ② 期末棚卸高に係る販売単価 第2章第1節第5の(2)の⑨の単価又は保険期間中の販売金額の平均単価
- ③ 事業消費単価 第2章第1節第5の(2)の⑦の単価

### 第3 「保険期間の農業収入金額実績申告書兼保険金等請求書」等の受付及び確認

(1) 全国連合会は、被保険者から「保険期間の農業収入金額実績申告書兼保険金等請求書」(様式11号)等の提出があり、被保険者が保険金等の請求をする場合又は請求を予定している場合は、営農計画の変更の通知又は事故発生通知がなされている

か、また、次の内容に基づき、被保険者の経営努力不足がなかったかを確認するものとします。

さらに、必要に応じて、被保険者や当該被保険者の取引先などに照会します。

- ① 収入減少要因が数量減少の場合は、要因発生の理由、保険事故の発生の防止の取組内容
- ② 収入減少要因が価格低下の場合は、要因発生の理由、意図的な値下げの有無

(2) 全国連合会は、(1)の確認の結果、営農計画の変更の通知又は事故発生通知を怠っていた場合、通常の農業者の行う農業経営に係る努力その他保険事故の発生の防止の義務を怠っていた場合など第1章第15節の免責事由に該当すると認められる場合は、保険金等を免責とするものとします。

(3) 全国連合会は、(2)の規定により、免責事由に該当すると認められる場合は、別紙3「免責事由に該当する場合の保険金及び特約補填金の計算方法」に基づき、保険金等を算定します。

#### 第4 保険金等の見込金額の通知

全国連合会は、第1章第14節により算定した保険金等の見込金額等を記載した「保険金等（見込額）通知書」（様式12号）を作成し、「保険期間の農業収入金額実績申告書兼保険金等請求書」（様式11号）等の受理日から起算して1か月以内に、被保険者に通知します。

ただし、当該見込金額等を確定するために必要な確認をするために相当の期間を要する場合は、この限りではありません。

また、「保険金等（見込額）通知書」（様式12号）には、次の保険期間において適用される、保険料率の危険段階区分及び保険料率の見込みを記載します。

#### 第5 保険金等の請求

全国連合会は、被保険者の保険期間の農業収入金額が保険限度額（積立方式を選択した場合は補填限度額）を下回るときは、次のいずれかの方法により、保険金等を請求させるものとします。

- ① 「保険期間の農業収入金額実績申告書兼保険金等請求書」等の提出時に請求する場合

被保険者は、第1の規定により「保険期間の農業収入金額実績申告書兼保険金等請求書」（様式11号）等を提出する際に、併せて全国連合会に保険金等を請求します。

- ② 「保険金等（見込額）通知書」の受領後に請求する場合

被保険者は、第4の規定により「保険金等（見込額）通知書」（様式12号）を受理してから事業規程で定める日までに「保険金等請求書」（様式13号）を作成し、

全国連合会に保険金等を請求します。

## 第6 保険金等の支払

(1) 全国連合会は、被保険者が第5の①の規定により保険金等の請求をする場合にあつては「保険期間の農業収入金額実績申告書兼保険金等請求書」(様式11号)の受理日から1か月以内に、第5の②の規定により保険金等の請求をする場合にあつては当該請求を受けた日から2週間以内に、保険金等の支払を行うものとします。

ただし、保険金等を支払うために必要な確認をするために相当の期間を要する場合は、この限りではありません。

(2) 全国連合会は、保険金等の振込後、遅滞なく、「保険金等振込額通知書兼積立金通知書」(様式14号)を作成し、被保険者に通知します。

また、被保険者が、翌年の保険期間に積立方式を選択している場合は、「保険金等振込額通知書兼積立金通知書」(様式14号)に特約補填金の支払後の積立金の追加支払額、残余等を記載します。

(3) 全国連合会は、特約補填金については、第2章第2節第1の②の支払期限までに積立金の全額が支払われ、かつ、当該支払期限の日から特約補填金の支払を受けるまでの間において取り崩されていない場合に限り、支払うものとします。

ただし、やむを得ない事由により、被保険者が当該金額を当該支払期限までに全国連合会に支払っていない場合はこの限りではありません。

## 第7 第三者に対する権利の取得

(1) 全国連合会は、保険金等を支払ったときは、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額を限度として、保険事故による損害が生じたことにより被保険者が取得する債権(以下第7において「被保険者債権」といいます。)について当然に被保険者に代位するものとします。

① 全国連合会が支払った保険金等の金額

② 被保険者債権の金額から保険金等が支払われていない損害の金額を控除した残額

(2) (1)の①に掲げる金額が保険契約により填補すべき損害の金額に不足するときは、被保険者は、被保険者債権のうち全国連合会が(1)の①の規定により代位した部分を除いた部分について、当該代位に係る全国連合会の債権に先立って弁済を受ける権利を有するものとします。

## 第6章 つなぎ資金の貸付け

### 第1節 貸付対象者等

- (1) つなぎ資金の貸付けの対象となる者（以下「貸付対象者」といいます。）は、被保険者のうち、保険金等の支払が見込まれる者（ただし、次に掲げる者を除きます。）とします。
- ① やむを得ない事由がないにもかかわらず、保険料、積立金及び事務費（特約補填金に係るつなぎ資金の貸付けがない場合にあっては保険料及び事務費）について、支払っていない額がある者
  - ② つなぎ資金の貸付けを受けようとする保険関係の前年以前の保険関係において、第4節第1の②のイの規定により全国連合会が被保険者に通知した精算不足金額又は同節第2の2及び3の規定により全国連合会が被保険者に通知した返還請求金額について、事業規程で定める日を経過しても償還又は返還せず、その後も全国連合会と被保険者の間で定めた返済計画に則して償還又は返還しないなど回収不能のおそれがあると全国連合会が判断した者
- (2) つなぎ資金の貸付けについては、原則として、通知対象事故により対象農産物等に相当の数量減少又は価格低下等が発生している場合を対象とします。
- (3) つなぎ資金の貸付け時期及び回数は、事業規程の定めるところによるものとします。

### 第2節 申出手続

#### 1 つなぎ資金の貸付けの申出

全国連合会は、貸付対象者がつなぎ資金の貸付けを希望する場合は、第4章第1節第1に基づく「事故発生等通知書」（様式10号）に掲げる事項の通知時に、つなぎ資金の貸付けを希望する旨の申出をさせるものとします。

#### 2 つなぎ資金の貸付限度額の算定及び通知

- (1) 全国連合会は、被保険者からつなぎ資金の貸付けを希望する旨の申出があった場合は、次のとおり、保険金支払概算額、特約補填金支払概算額及びつなぎ資金の貸付限度額を算定します。

(注) つなぎ資金の貸付限度額は、1万円単位とし、1万円未満の端数が生じた場合には切り捨てるものとします。

- ① 保険方式のみの場合

$$\text{保険金支払概算額} = (\text{保険限度額} - \text{保険期間中の農業収入概算額}) \times \text{保険方式の支払率}$$

※ ただし、保険方式の補償の下限を設定した場合の保険金支払概算額は、次の式により算定される金額を限度とします（②アにおいて同じです。）。

基準収入金額 × (保険方式の補償限度 - 保険方式の補償の下限)  
× 保険方式の支払率

貸付限度額 = 保険金支払概算額 × 0.8

② 積立方式を選択している場合

ア 保険期間中の農業収入概算額が保険限度額を上回らない場合

保険金支払概算額 = (保険限度額 - 保険期間中の農業収入概算額)  
× 保険方式の支払率

特約補填金支払概算額 = 被保険者が支払った積立金 (※) の額 × 4

貸付限度額 = (保険金支払概算額 × 0.8) + (特約補填金支払概算額 × 0.8)

※ 被保険者が支払った積立金の額は、前保険期間における積立金の残余、当該保険期間に支払われた積立金の額及び前保険期間におけるつなぎ資金の貸付金を基礎として算定した金額

イ 保険期間中の農業収入概算額が保険限度額を上回る場合

特約補填金支払概算額 (※1) = (補填限度額 - 保険期間中の農業収入概算額) × 積立方式の支払率

貸付限度額 = 特約補填金支払概算額 × 0.8

※1 特約補填金支払概算額は、被保険者が支払った積立金 (※2) の額に4を乗じて得た金額が上限

※2 被保険者が支払った積立金の額は、前保険期間における積立金の残余、当該保険期間に支払われた積立金の額及び前保険期間におけるつなぎ資金の貸付金を基礎として算定した金額

(2) 保険期間中の農業収入概算額は、通知対象事故に係る対象農産物等にあつてはその種類ごとの事故後に見込まれる農業収入金額を、それ以外の対象農産物等にあつてはその見込農業収入金額を、それぞれ合計して得た金額とします。

(3) 全国連合会は、つなぎ資金の貸付限度額等を記載した「つなぎ資金貸付限度額通知書」(様式15号)を作成し、「つなぎ資金借入申請書」(様式16号)及び「つなぎ資金借用書」(様式17号)を添付して、被保険者に送付します。

なお、過去に免責となり保険金等が支払われなかったこと又はつなぎ資金の償還期限までに償還しなかったことがある被保険者については、保証人を求めるものとし、その手続に必要な書類も送付します。

### 3 つなぎ資金の貸付けの申請

- (1) 全国連合会は、被保険者に、貸付限度額の範囲内で、「つなぎ資金借入申請書」（様式16号）及び「つなぎ資金借用書」（様式17号）を作成させ、つなぎ資金の貸付けを申請させるものとします。
- (2) 全国連合会は、保証人が必要と認めるときは、被保険者に、その手続に必要な書類を作成させ、提出させるものとします。

### 第3節 つなぎ資金の貸付け

- (1) 全国連合会は、被保険者から「つなぎ資金借入申請書」（様式16号）及び「つなぎ資金借用書」（様式17号）（保証人を求めた場合には、その手続に必要な書類）の提出があった場合には、必要事項が記載されていないとき及び第1節の（1）の貸付対象者に該当しないときを除き、つなぎ資金の貸付けを決定するものとします。また、当該決定をもって、つなぎ資金の貸付契約が締結されるものとします。
- (2) つなぎ資金の貸付けは無利子で行います。
- (3) 全国連合会は、つなぎ資金の貸付け後、速やかに、「つなぎ資金振込通知書」（様式18号）を作成し、被保険者に送付します。

### 第4節 つなぎ資金の償還及び返還

#### 第1 つなぎ資金の償還

つなぎ資金の償還は、第5章第6により被保険者に支払われる保険金等と相殺して行うことを原則とし、事業規程で定めるところにより保険金等の額及びつなぎ資金の貸付額に応じて、次のとおり行うものとします。

##### ① 保険金等の額がつなぎ資金の貸付額を下回らない場合

ア 全国連合会は、第5章第6において、保険金等の支払の際に、被保険者に支払うべき保険金等の額からつなぎ資金の貸付額を差し引いた額を支払うものとします。

イ 全国連合会は、速やかに「つなぎ資金償還完了通知書」（様式19号）を作成し、被保険者に送付します。

また、被保険者から、当該貸付けに係る「つなぎ資金借入申請書」（様式16号）及び「つなぎ資金借用書」（様式17号）（保証人を求めた場合には、保証人に係る書類）の返却を求められたときは、速やかに被保険者に送付します。

## ② 保険金等の額がつなぎ資金の貸付額を下回る場合

ア 全国連合会は、第5章第6による保険金等の支払は行わず、つなぎ資金の貸付額、保険金及び特約補填金の支払決定額、精算不足金額等を記載した「つなぎ資金精算不足金償還請求書」（様式20号）を作成し、被保険者に通知します。

イ 全国連合会は、被保険者に対し、通知した精算不足金額を、事業規程で定める日までに償還させるものとします。

ウ 全国連合会は、つなぎ資金の貸付金の償還を確認できたときは、速やかに「つなぎ資金償還完了通知書」（様式19号）を作成し、被保険者に送付します。

また、被保険者から、当該貸付けに係る「つなぎ資金借入申請書」（様式16号）及び「つなぎ資金借用書」（様式17号）（保証人を求めた場合には、保証人に係る書類）の返却を求められたときは、速やかに被保険者に送付します。

## 第2 つなぎ資金の返還

### 1 貸付契約の無効

(1) 被保険者が虚偽の申請又は不正の手段により貸付けを受けたと認められた場合は、全国連合会は、当該つなぎ資金の貸付契約を無効とし、指定する期日までに、つなぎ資金の貸付金の返還を請求する旨を記載した「つなぎ資金返還請求書」（様式21号）を作成し、被保険者に送付します。

(2) 全国連合会は、被保険者に対し、通知した返還請求金額を、全国連合会が指定する期日までに返還させるものとします。

(3) 全国連合会は、つなぎ資金の貸付金の返還を確認できたときは、速やかに、「つなぎ資金返還完了通知書」（様式22号）を作成し、被保険者に送付します。

また、被保険者から、当該貸付けに係る「つなぎ資金借入申請書」（様式16号）及び「つなぎ資金借用書」（様式17号）（保証人を求めた場合には、保証人に係る書類）の返却を求められたときは、速やかに被保険者に送付します。

### 2 保険契約の失効、取消、無効又は解除

保険契約が失効、取消、無効又は解除となった場合は、つなぎ資金の貸付契約もこれに伴い失効、取消、無効又は解除となるものとします。

この場合において、全国連合会は、「つなぎ資金返還請求書」（様式21号）を作成し、被保険者に対し、指定する期日までに貸付金を返還するよう請求するものとします。

### 3 積立方式の解除

積立方式が解除となった場合は、全国連合会は、「つなぎ資金返還請求書」（様式21号）を作成し、被保険者に対し、指定する期日までに貸付金のうち積立方式に

相当する金額を返還するよう請求するものとします。

### 第3 精算不足金額又は返還請求金額と積立金の相殺

全国連合会は、被保険者が正当な理由がないのに第1の②のイ又は第2の規定により定められた期日までに当該精算不足金額又は当該返還請求金額（当該保険期間の前年以前の保険関係に係る精算不足金額又は返還請求金額を含みます。）を償還又は返還しなかった場合は、当該金額と当該被保険者の積立金を相殺するものとします。

### 第4 督促及び延滞金

(1) 全国連合会は、被保険者が、指定する期日までに、つなぎ資金の貸付金を償還又は返還しない場合は、当該被保険者に対して督促状を発し、当該貸付金の金額につき年10.75パーセントの割合を超えない範囲内で、支払期限の翌日からその完納の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収するものとします。

(注1) 当該貸付金の金額が2千円未満であるときは延滞金は徴収せず、当該金額に1千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて計算するものとします。

(注2) 計算した延滞金の金額が1千円未満であるときは当該延滞金は徴収せず、当該金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとします。

(2) 全国連合会は、特別の事由があると認めるときは、延滞金を減免することができます。

(3) 全国連合会は、(1)の督促にもかかわらず償還又は返還が行われない場合は、再度、期限を指定して、これを督促するものとし、それでもなお償還又は返還が行われない場合は、やむを得ない事情があると認められる場合を除き、支払督促の申立等の法的措置を講ずるものとします。

## 第7章 再保険の手続

---

### 第1節 再保険料の納入等

#### 第1 農林水産大臣への通知

全国連合会は、月ごとに、当該月に保険期間が開始する保険契約の内容を取りまとめた「再保険引受通知書」（様式23号）を作成し、翌月の15日までに農林水産大臣に提出するものとします。

なお、提出した「再保険引受通知書」（様式23号）の内容に変更が生じた場合は、当該月ごとに変更内容を取りまとめて当該再保険引受通知書を更新し、変更理由を記載した書面を添えて、翌月の15日までに提出するものとします。

#### 第2 再保険料の納入

全国連合会は、再保険料に係る納入告知書において定められた期日までに再保険料を納入するものとします。

ただし、保険料国庫負担金の額が再保険料を超えるときはこの限りではありません。

### 第2節 再保険金の請求等

#### 第1 農林水産大臣への通知

全国連合会は、年ごとに、当該年の1月から12月までの期間（以下「再保険期間」といいます。）に保険期間が開始する全ての保険契約（以下「再保険期間別保険契約」といいます。）の損害が取りまとまり次第、速やかに「保険金等集計表」（様式24号）を作成し、農林水産大臣に通知するものとします。

#### 第2 再保険金の請求

全国連合会は、再保険期間別保険契約において支払うべき保険金の総額が、通常責任保険金額を超える場合は、「再保険金請求書」（様式25号）を作成し、農林水産大臣に提出するものとします。

#### 第3 再保険金の概算払請求

全国連合会は、再保険期間別保険契約の保険金の総額が確定しない場合であっても、既に支払うべき保険金の総額が、通常責任保険金額を超えることが明らかな場合は、「再保険金概算払請求書」（様式26号）を作成し、農林水産大臣に再保険金の概算払を請求することができます。

ただし、請求できる概算払の額は、再保険金の見込額（支払うべき保険金から通常責任保険金額を差し引いた額の95%に相当する額）に相当する金額を限度とします。

## 第8章 その他

### 第1節 農業経営の譲渡等

#### 第1 死亡、解散等の場合の権利義務の承継

##### 1 権利義務の承継

被保険者が死亡し、又は合併による解散若しくは分割（収入保険の保険契約に係る農業経営の全部を承継させた場合に限り。）をした場合には、その包括承継人は、全国連合会の承諾を受けて、収入保険の保険契約に関し被保険者の有していた権利義務を承継することができます。

被保険者が、当該収入保険の保険契約に係る農業経営の全部を一体として譲り渡し、かつ譲渡しに関する契約の内容を書面により明らかにした場合におけるその譲受人についても同様とします。

##### 2 権利義務の承継の申請

(1) 全国連合会は、被保険者、その包括承継人又は譲受人が、1の規定による承継を希望する場合は、「保険契約承継承諾申請書」（様式27号）を作成し、農業経営の承継又は譲受け（以下「承継等」といいます。）の事実を確認できる書類（譲渡契約書の写し、被保険者の死亡診断書等）が整い次第、速やかに当該書類と併せて全国連合会に提出させるものとします。

また、包括承継人又は譲受人が新規に農業経営を開始する場合は、青色申告の承認の通知の写しを提出させるものとします。

(2) 全国連合会は、被保険者、その包括承継人又は譲受人から（1）により「保険契約承継承諾申請書」（様式27号）等の提出があった場合には、以下のいずれかに該当する場合を除き、権利義務の承継を承諾するものとします。

また、権利義務の承継は、全国連合会による承諾の時からその効力を生じるものとします。

- ① 「保険契約承継承諾申請書」（様式27号）等の提出書類から保険契約に係る農業経営の全部の承継等がされていることが確認できない場合
- ② 包括承継人又は譲受人が、承継等がされた年又は事業年度について青色申告書を提出する予定がない場合
- ③ 包括承継人又は譲受人が現に収入保険に加入していない場合で、承継等がされた農業経営と承継等がされる以前からの包括承継人又は譲受人の農業経営を税務申告上区分できない場合

##### 3 権利義務の承継の承諾又は不承諾の通知

(1) 全国連合会は、権利義務の承継を承諾した場合は、「保険契約承継承諾通知書」（様式28号）を作成し、申請をした当該被保険者、包括承継人又は譲受人に通知し

ます。

- (2) 全国連合会は、権利義務の承継を承諾しなかった場合は、「保険契約承継不承諾通知書」(様式28号)を作成し、被保険者、その包括承継人又は譲受人に通知します。

#### 4 承継された保険契約の変更手続

全国連合会は、3の(1)により権利義務の承継を承諾した場合は、承継された保険契約について、包括承継人又は譲受人における収入保険の加入の有無に応じて、次のとおり変更手続を行います。

① 包括承継人又は譲受人が新規に農業経営を開始する場合

全国連合会は、被承継人又は譲渡人の契約内容と同内容とし、氏名を被承継人又は譲渡人から包括承継人又は譲受人に変更した「保険証書」(様式7号)を作成します。

② 包括承継人又は譲受人が既に収入保険に加入している場合

全国連合会は、被承継人又は譲渡人と包括承継人又は譲受人の実績農業収入金額を、年ごとに合算し、第1章第7節及び第8節に定める方法により基準収入金額、保険料、積立金及び事務費を再算定したものとし、第2章第3節と同様の手続を行います。

被承継人又は譲渡人と包括承継人又は譲受人の収入保険の補償内容等が異なる場合は、次の表の左欄に掲げる補償内容等について、それぞれ同表の右欄に掲げる対応方法のとおりとします。

なお、基準収入金額、保険料、積立金及び事務費に変更が生じた場合は、全国連合会は、事業規程で定める日までに、保険料、積立金及び事務費の差額を、追加徴収又は返還をするものとします。

補償内容等	対応方法
青色申告実績の年数	被保険者と包括承継人又は譲受人のいずれか年数の多い方を適用します。
基準収入金額の算定方法の特例の適用及び保険方式の補償の下限の設定	被保険者と包括承継人又は譲受人がともに適用又は設定をしている場合は、適用又は設定をします。 被保険者と包括承継人又は譲受人の一方が適用又は設定をしている場合は、包括承継人又は譲受人が選択します。 被保険者と包括承継人又は譲受人がともに適用又は設定をしていない場合は、適用又は設定をしません。
保険方式の補償限度	被保険者の割合と包括承継人又は譲受人の割合の範囲内で包括承継人又は譲受人が選択します。

積立方式の補償幅	被保険者の割合と包括承継人又は譲受人の割合の範囲内で包括承継人又は譲受人が選択します（積立方式を選択していない場合は、割合を0とみなします。）。
保険方式及び積立方式の支払率	被保険者の割合と包括承継人又は譲受人の割合（積立方式を選択していない場合は、割合を0とみなします。）の範囲内で包括承継人又は譲受人が選択します。
保険料率の危険段階	被保険者と包括承継人又は譲受人の過去の支払保険金の実績を合算して損害率を再計算し、危険段階区分を決定します。

③ 包括承継人又は譲受人が現に収入保険に加入していない場合

全国連合会は、承継等がされた農業経営の部分のみを対象として、被承継人又は譲受人の契約内容と同内容で、氏名を被承継人又は譲渡人から包括承継人又は譲受人に変更した「保険証書」（様式7号）を作成します。

## 第2 保険期間開始日前の農業経営の承継又は譲渡

### 1 保険期間開始日前の農業経営の承継又は譲渡

(1) 保険期間開始日の前日までに、農業経営の全部又は一部を承継し、又は譲り受けた（被保険者の死亡、合併による解散又は分割による場合を含みます。以下第2において同じ。）場合は、次に掲げる要件に該当するときに限り、被承継人又は譲渡人（以下「被承継人等」といいます。）の青色申告提出年（承継人又は譲受人（以下「承継人等」といいます。）の青色申告提出年を除きます。以下「被承継人等提出年」といいます。）を、承継人等の青色申告提出年として取り扱うことができます。

- ① 承継人等の青色申告提出年と被承継人等提出年が連続していると認められること。
- ② 複数の被承継人等から農業経営を一体として承継し、又は譲り受ける場合にあっては、その全てが青色申告書を提出している者であること。
- ③ 承継人等が被承継人等の対象農産物等に係る農業経営の一部を承継し、又は譲り受ける場合にあっては、被承継人等の損益計算書により、当該被承継人等の農業経営のうち当該承継又は譲渡に係る対象農産物等の収入金額を区分できること。
- ④ 承継人等が被承継人等から承継し、又は譲り受ける対象農産物等に係る農業経営が、次に掲げる要件の全てを満たすことにより、当該承継又は譲渡の後も同一性をもって行われ、又は行われると見込まれること。
  - ア 被承継人等が当該農業経営に用いていた主たる農用地、農業用施設その他の資産の所有権又は利用権が承継人等に承継され、若しくは譲渡され、又は承継され、若しくは譲渡されると見込まれること。
  - イ 被承継人等が当該農業経営において栽培し、又は飼養していた対象農産物等

に係る事業の規模が、承継又は譲渡の後において、承継又は譲渡の前の事業の規模の2分の1を下回らず、又は下回らないと見込まれること。

(2) (1)の規定により被承継人等提出年を承継人等の青色申告提出年として取り扱う場合において、農業経営の承継又は譲渡に係る被承継人等の事業年度の期間と、当該承継又は譲渡によって開始する承継人等の事業年度の期間との合計が1年間であるときは、第1章第4節(2)の規定の適用については、当該承継人等の事業年度を、その期間が1年間であるものとみなして、青色申告提出年を含めるものとします。

(3) 保険期間開始日の前日までに農業経営の全部又は一部を承継し、又は譲り受けた場合は、(1)①から④までに掲げる要件に該当するときに限り、承継人等の各青色申告提出年の実績農業収入金額に、被承継人等の当該各青色申告提出年に対応する各年の農業収入金額(当該承継し、又は譲り受けた農業経営に係る金額に限り、次に掲げる金額を除きます。)を加算することができます。

① 被承継人等が個人であり、かつ、承継人等が当該承継又は譲渡によって農業を営む者となる法人である場合における当該承継又は譲渡に係る年の当該承継又は譲渡までに経過した期間(当該法人の事業年度が12月31日に終了した場合を除きます。)に係る金額

② 被承継人等が法人であり、かつ、承継人等が当該承継又は譲渡によって農業を営む者となる場合における当該承継又は譲渡に係る1年間に満たない事業年度(次に掲げる場合を除きます。)に係る金額

ア 承継人等が個人である場合にあつては、当該事業年度が1月1日に開始したものである場合

イ 承継人等が法人である場合にあつては、当該事業年度の期間と、当該承継又は譲渡の日に開始する承継人等の事業年度の期間との合計が1年間である場合

## 2 青色申告提出年の引継ぎの手続

全国連合会は、承継人等が、1の規定により被承継人等提出年を青色申告提出年として取り扱うことを希望する場合は、「農業経営の譲渡に関する申告書」(様式29号)に、被承継人等の青色申告決算書の写し及び被承継人等が当該農業経営に用いていた主たる農用地、農業用施設その他の資産が承継人等に承継若しくは譲渡をされ、又は譲渡若しくは譲渡をされると見込まれることが確認できる書類(所有権移転登記の写し、譲渡契約書等)を添えて、申請させるものとします。

## 第2節 保険契約の終了

### 第1 保険契約の失効

(1) 保険契約の締結の後、次に掲げる事由が生じた場合は、当該事由が生じた日に保

険契約は効力を失います。

この場合において、全国連合会は、積立方式の積立金の残余を返還するものとします。

また、全国連合会は、既に支払われた保険料については全額を返還し、既に支払われた事務費については月割をもって計算した保険期間の未経過分に相当する金額を返還するものとします。

- ① 被保険者が死亡又は解散若しくは分割をし、かつ、第1節第1の1の規定による権利義務の承継がされなかったこと。
- ② 被保険者が廃業し、かつ、第1節第1の1の規定による権利義務の承継がなされなかったこと

(2) 被保険者が保険期間中に類似制度に加入した場合は、保険契約は効力を失います。

この場合において、全国連合会は、積立方式の積立金の残余を返還します。

また、全国連合会は、既に支払われた保険料及び事務費を返還せず、被保険者からまだ支払われていない保険料及び事務費を徴収するものとします。

## 第2 保険契約の取消し

(1) 被保険者の詐欺又は強迫によって全国連合会が保険契約を締結した場合は、全国連合会は、被保険者に対する書面による通知をもって保険契約を取り消すことができます。

(2) (1)の規定により全国連合会が保険契約を取り消した場合は、全国連合会は、積立方式の積立金の残余を返還します。

また、全国連合会は、既に支払われた保険料及び事務費は返還せず、被保険者からまだ支払われていない保険料及び事務費を徴収するものとします。

## 第3 保険契約の無効

(1) 次に掲げる場合は、保険契約は無効とします。

- ① 被保険者が保険金等を不当に取得する目的をもって保険契約を締結した場合
- ② 保険期間開始日において被保険者が農業者でなかった場合
- ③ 保険期間開始日において被保険者が類似制度に加入していた場合
- ④ 被保険者が、保険期間の開始の日の属する年の前年又は保険期間に係る青色申告書を提出しなかった場合

(2) (1)の規定により保険契約が無効となる場合は、全国連合会は、積立方式の積立金の残余を返還します。

また、全国連合会は、既に支払われた保険料及び事務費は返還せず、被保険者からまだ支払われていない保険料及び事務費を徴収するものとします。

ただし、(1)の事由につき、被保険者が善意であって、かつ、重大な過失がなかった場合は、この限りではありません。

#### 第4 被保険者による保険契約の解除

- (1) 被保険者は、全国連合会に対する書面等による通知をもって、保険契約又は積立方式を解除することができます。
- (2) (1)の規定により保険契約又は積立方式が解除された場合は、全国連合会は、積立方式の積立金の残余を返還します。
- (3) (1)の規定により保険契約が解除された場合は、保険期間開始日の前日までに解除された場合を除き、全国連合会は既に支払われた保険料及び事務費は返還せず、被保険者からまだ支払われていない保険料及び事務費を徴収するものとします。

#### 第5 全国連合会による保険契約の解除

- (1) 全国連合会は、次に掲げる場合は、被保険者に対する書面等による通知をもって、保険契約を解除することができます。

ただし、③に掲げる場合にあっては、積立金のみの支払を遅滞したとき又は積立金に不足が生じたときは、積立方式に限り解除することができます。

##### ① 通知義務違反

全国連合会が、農業収入金額の減少の発生に関する重要な事項として、加入申請又は営農計画の変更の際に通知を求めた事項について、被保険者が、故意又は重大な過失により通知をせず、又は不実の通知をした場合

##### ② 次に掲げる重大事由

ア 被保険者が、全国連合会に保険金等の支払を行わせることを目的として農業収入金額の減少を生じさせ、又は生じさせようとした場合

イ 被保険者が、保険金等の請求について詐欺を行い、又は行おうとした場合

ウ 被保険者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者であることが判明した場合

エ アからウに掲げるもののほか、被保険者に対する信頼を損ない、当該保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合

##### ③ 保険料、積立金又は事務費の不払

ア 被保険者が正当な理由がないのに、第2章第2節第1の①のアの規定による保険料の支払、イの規定による第1回目の分割保険料の支払、第2章第2節第1の②の規定による積立金の支払、③の規定による事務費の支払、又は第2章第2節第1（第3章第2の1の（3）において準用する場合を含みます。）の規定による積立金若しくは事務費の差額分の支払を遅滞した場合

イ 第2章第2節第1の②の規定により定められた積立金の支払期限後に第6章第4節第3の規定に基づき相殺したことにより積立金に不足が生じた場合

④ 事業年度の変更

当該保険期間に係る事業年度が1年未満とされた場合又は1年を超えることとされた場合

(2) 全国連合会は、(1)の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、(1)の規定による保険契約の解除をすることができません。

① 保険契約の締結の時に、全国連合会が(1)の①の事実を知り、又は過失によって知らなかったとき。

② 全国連合会のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者(全国連合会のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、被保険者が(1)の①の事実の通知をすることを妨げたとき。

③ 保険媒介者が、被保険者に対し、(1)の①の事実の通知をせず、又は不実の通知をすることを勧めたとき。

(3) (2)の②及び③の規定は、当該各規定に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても被保険者が(1)の①の事実の通知をせず、又は不実の通知をしたと認められる場合には、適用しません。

(4) (1)の①の解除権は、全国連合会が解除の原因があることを知った時から1か月間行使しないときは、消滅します。保険契約の締結の時から5年間を経過したときも同様とします。

(5) (1)の規定により保険契約を解除した場合(積立方式に限り解除した場合を含みます。)は、全国連合会は、積立方式の積立金の残余を返還します。

(6) (1)の規定により保険契約を解除した場合は、全国連合会は、保険期間開始日の前日までに解除する場合を除き、既に支払われた保険料及び事務費は返還しません。

ただし、次の場合は、既に支払われた保険料の全額及び既に支払われた事務費の月割をもって計算した保険期間の未経過分に相当する金額を返還します。

① 第3章第1の(4)又は第4章第1節第1の(3)の規定による保険契約の解除をした場合

② (1)の④の規定による保険契約の解除をした場合

(7) (1)の①から③までの規定による保険契約の解除をした場合であっても、全国連合会は、被保険者からまだ支払われていない保険料及び事務費を徴収するものとします。

ただし、次の場合を除きます。

- ① 第2章第2節第1の①のアの規定による保険料の支払、第2章第2節第1の①のイの規定による第1回目の分割保険料の支払、第2章第2節第1の③の規定による事務費の支払を遅滞した場合であって保険契約を解除した場合
- ② 第3章第1の(4)又は第4章第1節第1の(3)の規定による保険契約の解除をした場合

## 第6 解除の効力

(1) 保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

(2) 全国連合会は、保険契約の解除をした場合には、農業収入金額の減少を填補する責任を負いません。

この場合において、既に保険金等を支払っていたときは、全国連合会は、被保険者に返還を求めるものとします。

## 第3節 その他

### 第1 時効

(1) 被保険者が保険金等を請求する権利は、保険期間終了日（第5章第5の規定により保険金等の請求をした場合は、第6の保険金等の支払期限）の翌日から起算して3年間行わないときは、時効によって消滅します。

(2) 被保険者が保険料、積立金及び事務費の返還を請求する権利は、第2章第2節第1（第3章第2の1の(3)において準用する場合を含みます。）の規定による場合にあつては、その返還の期限の翌日から、その他の場合にあつては、その返還の事由の生じた日の翌日から起算して3年間行わないときは、時効によって消滅します。

(3) 全国連合会が保険料、積立金及び事務費を請求する権利は、それぞれの支払期限の翌日から起算して1年間、保険金等の返還を請求する権利は、保険金の返還の事由の生じた日の翌日から起算して10年間行わないときは、時効によって消滅します。

ただし、令和2年4月1日以降に生じた保険金等の返還を請求する権利は、権利を行使できることを知った時から5年間又は保険金の返還の事由の生じた日の翌日から起算して10年間行わないときは、時効によって消滅します。

### 第2 類似制度から収入保険へ移行する場合等の留意点

(1) 収入保険の加入申請をする者が、類似制度に加入している場合には、保険期間開始日までに、当該類似制度を解約する必要があります。

(2) 収入保険の被保険者は、保険期間中であっても、次に掲げる類似制度の加入手続を行うことができるものとします。

① 共済事業

ア 農作物共済、果樹共済の収穫共済又は畑作物共済（共済責任期間の終了日が、当該保険期間外である場合に限り。）

イ 園芸施設共済のうち施設内農作物を共済目的とするもの（施設内農作物の栽培期間が、当該保険期間外である場合に限り。）

② 野菜生産出荷安定法及び野菜生産出荷安定法施行規則に基づく、第1章第4節の④のイの（ア）から（エ）までに掲げる事業（同事業に係る交付金の対象とする期間が、当該保険期間外である場合に限り。）

③ 独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則に基づく加工原料乳生産者経営安定対策事業（同事業に係る補填金の対象とする期間が、当該保険期間外である場合に限り。）

④ 担い手経営安定法に基づく経営所得安定対策等実施要綱に基づく収入減少影響緩和交付金を交付する事業（同事業に係る交付金の対象とする農産物の収穫期が、当該保険期間外である場合に限り。）

⑤ いぐさ・豊表農家経営所得安定化対策事業実施要綱に基づくいぐさ・豊表農家経営所得安定化対策事業（同事業に係る助成金の対象とする期間が、当該保険期間外である場合に限り。）

### 第3 青色申告に修正申告等が発生した場合の取扱い

(1) 全国連合会は、被保険者が過去の青色申告の修正申告を行ったことにより、実績農業収入金額が修正された場合は、全国連合会に申出をさせ、修正が生じた収入に係る年の「過去の農業収入金額申告書」（様式2号）を修正前の内容も確認できるよう修正したもの及び修正申告した青色申告決算書等を提出させるものとします。

(2) 全国連合会は、被保険者から実績農業収入金額を修正した旨の申出があった場合は、修正があった年以降の保険関係について基準収入金額等を再算定し、これに変更があった場合は、保険料、積立金及び事務費を再算定します。

(3) 全国連合会は、(2)の再算定後、第3章第2の2の規定に準じて、「保険証書」（様式7号）を作成し、速やかに、被保険者に交付します。

(4) (2)の再算定により保険料、積立金及び事務費の変更が生じる場合は、第3章第2の規定に準じて、「保険料及び積立金決定通知書」（様式9号）を作成し、被保険者に保険料、積立金及び事務費の追加支払の請求又は返還を行います。

(5) 既に支払われた保険金等の金額が変更される場合は、全国連合会は、保険金等を

再算定し、被保険者に保険金等の追加支払又は返還の請求を行います。

#### **第4 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に基づく勧誘方針の策定等**

全国連合会は、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成12年法律第101号）第10条に基づき、保険契約に係る勧誘に関する方針を定めるとともに、これを公表するものとします。

#### **第5 全国連合会の文書の保存期間**

(1) 全国連合会の農業経営収入保険に係る次に掲げる文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいいます。）を含みます。以下同じ。）については、次に掲げる期間を保存期間とします。

ただし、特段の事由がある場合は、全国連合会は、保存期間を延長できるものとします。

① 全国連合会が本実施要領に基づいて作成又は取得する文書及び当該文書の作成根拠となる文書（②に係るものを除きます。）

7年間

② 再保険引受通知書、再保険金請求書、再保険金概算払請求書その他農林水産大臣に提出する文書

10年間

(2) (1) の文書の保存期間の起算日は、当該文書を作成又は取得した日の属する事業年度の翌年度の4月1日とします。

#### **第6 電磁的記録による提供及び保存**

(1) 保険資格者及び被保険者は、本実施要領で定めるところにより提出する書類について、電磁的記録をもって提供することができるものとし、提供された電磁的記録は、全国連合会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に到達したものとみなします。

(2) 保険資格者及び被保険者は、本実施要領で定めるところにより保存する書類について、電磁的記録をもって保存することができるものとします。

#### **第7 疑義情報等処理体制の整備**

(1) 保険金等の不正受給等に係る疑義情報の処理

全国連合会は、保険金等の不正受給や保険資格などの保険契約に影響を及ぼす可能性のある疑義情報（情報源や真偽が不確かなものを含みます。以下同じ。）に接

したときの対応について、収入保険の業務の委託を受けた者（以下「業務受託者」といいます。）からの報告や調査の方法など疑義情報の処理体制を整備します。

## （２）不祥事件の処理

全国連合会は、収入保険に関する不祥事件（特に収入保険の業務受託者自身の関与が疑われ、組織のガバナンスに関わるもの）が発生したときの対応について、業務受託者からの報告や対応の方法など不祥事件の処理体制を整備します。

## （３）苦情の処理

全国連合会は、収入保険に関する苦情に接したときの対応について、業務受託者からの報告や対応の方法など苦情の処理体制を整備します。

## 基準収入金額の算定方法の特例を適用する場合の基準収入金額又は 実績農業収入金額の調整方法

保険資格者が、1の(1)又は(2)に掲げる基準収入金額の算定方法の特例の適用について申出をした場合において、当該保険資格者が当該特例ごとに定める要件の全てに該当するとき、全国連合会は、2の(1)又は(2)に掲げる金額(保険資格者が、1の(1)及び(2)の特例の両方について申出をしている場合は、2の(1)及び(2)に掲げる基準収入金額のうちいずれか高い金額)を当該保険資格者の基準収入金額として定めるものとします。

ただし、当該2の(1)又は(2)に掲げる金額が見込農業収入金額を上回る場合は、見込農業収入金額を基準収入金額として定めます。

また、保険資格者が、1の(3)に掲げる基準収入金額の算定方法の特例の適用について申出をした場合において、当該保険資格者が1の(3)に定める要件の全てに該当するとき、全国連合会は、2の(3)に掲げる金額を当該保険資格者の実績農業収入金額として基準収入金額を算定するものとします。

ただし、当該特例は、被災した年の翌年を保険期間とする保険契約において、保険期間の開始の日の属する年の前年の「過去の農業収入金額申告書」(様式2号)の提出時に申し出ることとし、その時に申し出なかった場合は、当該被災した年の実績農業収入金額の調整は将来にわたって行わないこととします。

なお、令和6年に保険期間が開始する保険契約への継続加入者については、令和6年に保険期間が開始する保険契約において、保険期間の開始の日の属する年の前年の「過去の農業収入金額申告書」(様式2号)の提出時に、令和6年以降に保険期間が開始する保険契約への新規加入者については、当該新規に加入する保険契約において、保険期間の開始の日の属する年の前年の「過去の農業収入金額申告書」(様式2号)の提出時に申し出ることによって、過去に遡って調整することができるものとします。

### 1 基準収入金額の算定方法の特例を適用できる要件

#### (1) 規模拡大特例

- ① 見込農業収入金額が過去の平均収入を上回ること。
- ② 保険期間における保険資格者の経営面積が、保険期間の開始の日の属する年の前年までの5年間(農業経営を行った期間(営農不能年を含みます。))が5年間に満たないときは、その行った期間における経営面積(農業経営を承継し、又は譲り受けた場合は、当該承継し、又は譲り受けた経営面積を含みます。)の平均を上回ること。

(注1) 経営面積には、蜂の飼養に係る経営面積を含めません。

(注2) 「保険期間の開始の日の属する年の前年までの5年間(農業経営を行った期間(営農不能年を含みます。))が5年間に満たないときは、その行った期間)」には、青色申告書を提出していない年も含めます。

## (2) 収入上昇傾向特例

- ① 保険資格者が保険期間の開始の日の属する年の前年までの5年間において青色申告書を提出した者(第8章第1節第2により、青色申告提出年の年数又は事業年度数が保険期間の開始の日の属する年の前年までの5年間となる者を含みません。)であること。
- ② 見込農業収入金額が過去の平均収入を上回ること。
- ③ 単位面積当たりの実績農業収入金額の平均増減率が1を上回ること。
- ④ 保険期間の開始の日の属する年の前年及び前々年における単位面積当たりの実績農業収入金額が、単位面積当たりの過去の平均収入を上回ること。

(注1) 単位面積当たりの実績農業収入金額は、各年の実績農業収入金額(蜂及びはちみつに係るものを除きます。)を当該各年の経営面積(蜂の飼養に係るものを除きます。)で除して得た金額とします(以下同じ。)

(注2) 単位面積当たりの過去の平均収入は、保険期間の開始の日の属する年の前年までの5年間について、各年の実績農業収入金額を当該各年の経営面積で除して得た金額を平均して得た金額とします。

## (3) 気象災害特例

- ① 青色申告提出年のいずれかにおいて、対象農産物等が気象災害に被災し、かつ、当該対象農産物等が気象災害に被災した年の実績農業収入金額が当該年の基準収入金額の8割(被災した年を保険期間とする収入保険に加入していなかった被保険者にあつては、被災した年の単位面積当たりの実績農業収入金額が当該年の前年以前の青色申告提出年の青色申告書により確認できる単位面積当たりの過去の平均収入の8割)を下回っていること。

(注) 被災した年を保険期間とする収入保険に加入していなかった被保険者で、被災した年の前年以前の青色申告提出年のいずれかにおいて営農不能年が含まれる場合にあつては、被災した年の単位面積当たりの実績農業収入金額が、営農不能年以外の過去5年間(青色申告提出年の前年以前の期間も含めます。青色申告書を提出した年が5年に満たないときは、その提出した期間とします。)における被災した年の前年以前の青色申告書により確認できる単位面積当たりの過去の平均収入の8割を下回っていること。

- ② 対象農産物等が気象災害に被災したことの事実を市町村長が交付する被災証明(災害の種類、被災時期、農産物名、被害の状況)により確認できること。

ただし、以下のアからエまでに掲げる資料のいずれかにより市町村長が交付する被災証明と同様の内容を確認できる場合は、市町村長が交付する被災証明に代

えることができます。

ア 都道府県が交付する被災状況を明らかにするもの

イ 農業協同組合又は農業協同組合連合会が交付する被災状況を明らかにするもの

ウ 農業共済の損害認定結果

エ 収入保険の損害認定結果（「事故発生等通知書」（様式10号）に対象農産物等の被災状況を確認できる画像が添付されている場合に限り。なお、令和5年以前の収入保険における「事故発生等通知書」（様式10号）については画像の添付は不要です。）

## 2 特例を適用した場合の基準収入金額又は実績農業収入金額

### (1) 規模拡大特例

$$\begin{aligned} \text{基準収入金額} &= \text{保険資格者の過去の平均収入} \\ &\quad + \text{保険資格者の単位面積当たりの過去の平均収入} \\ &\quad \times (\text{保険期間における保険資格者の経営面積} \\ &\quad - \text{保険資格者の過去の経営面積の平均}) \times 8 \text{割} \end{aligned}$$

単位面積当たりの過去の平均収入は、青色申告提出年について、各年の実績農業収入金額を当該各年の経営面積で除して得た金額を平均して得た金額とします（経営面積が0の年は除きます。）。

(注1) 青色申告提出年のいずれかにおいて営農不能年が含まれる場合の単位面積当たりの過去の平均収入は、営農不能年以外の過去5年間（青色申告提出年の前年以前の期間も含めず。青色申告書を提出した年が5年に満たないときは、その提出した期間とします。）について、各年の実績農業収入金額を当該各年の経営面積で除して得た金額を平均して得た金額とします。

(注2) 蜂の飼養がある場合については、次のとおりとします。

$$\begin{aligned} \text{基準収入金額} &= \text{保険資格者の過去の平均収入（蜂及びはちみつに係るものを除きます。）} \\ &\quad + \text{保険資格者の単位面積当たりの過去の平均収入（蜂及びはちみつに係るものを除きます。）} \\ &\quad \times (\text{保険期間における保険資格者の経営面積（蜂の飼養に係るものを除きます。）} \\ &\quad - \text{保険資格者の過去の経営面積の平均（蜂の飼養に係るものを除きます。）}) \times 8 \text{割} \\ &\quad + \text{蜂及びはちみつに係る過去の平均収入} \end{aligned}$$

(2) 収入上昇傾向特例

基準収入金額＝保険資格者の当該5年間の実績農業収入金額から直線回帰式により推計される当該保険期間中に見込まれる農業収入金額

(3) 気象災害特例

① 被災した年を保険期間とする収入保険に加入していた場合

被災した年の実績農業収入金額＝被災した年の基準収入金額×8割

② 被災した年を保険期間とする収入保険に加入していなかった場合

被災した年の実績農業収入金額

＝被災した年の前年以前の青色申告提出年の青色申告書により確認できる  
単位面積当たりの過去の平均収入（※）  
×被災した年における保険資格者の経営面積  
×8割

（※）被災した年の前年以前の青色申告提出年のいずれかにおいて営農不能年が含まれる場合は、営農不能年以外の過去5年間（青色申告提出年の前年以前の期間も含めます。青色申告書を提出した年が5年に満たないときは、その提出した期間とします。）における被災した年の前年以前の青色申告書により確認できる単位面積当たりの過去の平均収入

（注）蜂の飼養がある場合については、次のとおりとします。

被災した年の実績農業収入金額

＝（被災した年の前年以前の青色申告提出年の青色申告書により確認できる単位面積当たりの過去の平均収入（蜂及びはちみつに係るものを除きます。）  
×被災した年における保険資格者の経営面積（蜂の飼養に係るものを

除きます。)

+被災した年の前年以前の青色申告提出年の青色申告書により確認できる蜂及びはちみつに係る過去の平均収入)

× 8割

- ※1 被災した年が複数ある場合は古い年から順に計算し、2年目以降の計算においては、調整後の実績農業収入金額を用いて計算します。
- ※2 気象災害特例によって調整した実績農業収入金額は、翌年以降に保険期間が開始する保険契約の基準収入金額の算定において、当該調整後の金額を使用します。

## 収入保険の危険段階別保険料率の設定方法等

### 1 基本的考え方

- (1) 国は、原則として3年ごとに、過去10年間における各年の被害率を基礎として、保険料標準率を定めて告示します。
- (2) 全国連合会は、保険料標準率の告示に合わせて、次の条件を満たしつつ、危険段階区分ごとの見込保険金額による加重平均が保険料標準率に一致するように、基準保険料率を算定し、危険段階別保険料率を設定します。
  - ① 危険段階の区分数は、基準となる区分を中心に高位の区分と低位の区分を同数設定して合計21区分とします。
  - ② 最低位の危険段階区分の基準保険料率は、基準となる区分の5割以下の率とします。
- (3) 被保険者に適用する危険段階区分は、被保険者の直近10年間の平均損害率（直近年のウェイトを高めた各年の損害率※の加重平均）により毎年判定します。  
※ 損害率（＝保険金/保険料）
- (4) 被保険者に適用される保険料率が極端に変動しないよう、激変緩和措置を講じます。

### 2 危険段階の設定

#### (1) 被保険者ごとの平均損害率の整理

被保険者ごとの各年の損害率を整理し、過去10年間の平均損害率を計算します。

- ① 被保険者ごとに直近10年間の各年の損害率を次のとおり整理します。

※ 1の(1)の過去10年間における最終年と当該直近年を揃えます。

(注) 直近10年間において、農業経営の全部又は一部を承継し、又は譲り受けた被保険者については、次のとおりとします。

ア 当該承継又は譲渡以前について、被承継人等と承継人等の過去の支払保険金の実績を合算して各年の損害率を計算します。

イ 被承継人等が個人であり、かつ、承継人等が当該承継又は譲渡によって農業を営む法人である場合又は被承継人等が法人であり、かつ、承継人等が当該承継又は譲渡によって農業を営む者となる場合は、当該承継又は譲渡以前について、被承継人等の各年の損害率を用います。

ア 各年の損害率を次式により計算します（「損害率」を用いることにより、危

險段階別保険料率の設定等において、保険限度額区分等の違いを勘案する必要がなくなります。)

$$\text{損害率} = \frac{\text{保険金}}{\text{標準保険料}^{*1}} \left( = \frac{\text{被害率}^{*2}}{\text{保険料標準率}} \right)$$

※1 標準保険料＝保険金額×保険料標準率

保険料標準率は、被保険者が当該年に加入した保険限度額区分等に対応するもの。

※2 被害率＝保険金／保険金額

イ 加入実績のない年の損害率は、平均的な損害率であったとみなして、100%とします。

② 直近10年間の各年の損害率について、直近年ほど大きくなるウェイトによる加重平均を次のとおり計算します。

ア 各年の損害率に、次に掲げるウェイトを乗じます。

10年前	9年前	8年前	7年前	6年前	5年前	4年前	3年前	2年前	直近年
10	20	30	40	50	60	70	80	90	100

イ アの10年間の合計を、ウェイトの合計である550で除します(表1の例では、 $37,120 \div 550 \div 67$ )。

(表1) 10年間の損害率の表(例)

(単位：%)

	(n-10)年	...	(n-7)年	(n-6)年	(n-5)年	(n-4)年	...	(n-1)年	
損害率(A)	100	...	0	102	80	40	...	56	
	↓	...	↓	↓	↓	↓	...	↓	
ウェイト(B)	10	...	40	50	60	70	...	100	合計
(A)×(B)	1,000	...	0	5,100	4,800	2,800	...	5,600	37,120

(2) 危険段階区分の設定

危険段階区分及び各区分に対応する平均損害率の範囲を設定します。

- ① 危険段階の区分数は、危険段階区分「0」を中心に上下10区分ずつの合計21区分とします。
- ② 各危険段階区分に対応する平均損害率の範囲を次のとおり設定します。
- ア 危険段階区分に対応する平均損害率の範囲は、10% (=100%÷10 区分) の幅を基本とします。
- イ 危険段階区分「0」の平均損害率を「95~105%」と置き、各危険段階区分の平均損害率の範囲を等間隔に設定します。
- ウ 高位の損害率の分布は、ばらつきが大きいことから、平均的な損害率(100%)のおおむね2倍以上の平均損害率を一括りとして、最高位の危険段階区分の平均損害率の範囲とします。
- ③ 各危険段階区分の平均損害率の範囲に応じて、平均損害率が当該範囲に該当する被保険者を、当該危険段階区分に属するものとして整理します。
- なお、4の(3)の激変緩和措置が適用される者については、激変緩和措置の適用後の危険段階区分に属するものとします。
- また、4の(4)の新規加入者の低リスク特例が適用される者については、危険段階区分「-2」に属するものとします。
- ④ 危険段階区分ごとに、当該区分に属する被保険者の見込保険金額を合計します。
- なお、保険限度額の割合が複数存在することから、全ての被保険者の保険限度額の割合をある特定の割合に統一するよう換算して保険金額を見込みます。
- 例えば、80%、78%、75%、70%、60%、50%の各保険限度額の割合につき、80%に統一する場合は、78%を選択している被保険者の保険金額には78分の80を、同様に75%、70%、60%又は50%を選択している被保険者の保険金額にはそれぞれ、75分の80、70分の80、60分の80又は50分の80を乗ずることにより換算します。
- ⑤ 各危険段階区分の平均損害率の代表値を、次のとおり設定します。
- ア 危険段階区分「-10」から「3」までの平均損害率の代表値は、平均損害率の範囲の中央値とします。
- イ 危険段階区分「6」の平均損害率の代表値は、危険段階区分「3」の平均損害率の範囲の中央値に、危険段階区分「3」に属する被保険者の平均損害率を当該被保険者ごとの見込保険金額で加重平均して得た率に対する危険段階区分「6」に属する被保険者の平均損害率を当該被保険者ごとの見込保険金額で加重平均して得た率の比を乗じて得た率とします(表2の例では、 $130 \times 1.6 = 208$ )。

- ウ 危険段階区分「9」の平均損害率の代表値は、イで設定した危険段階区分「6」の平均損害率の代表値に、危険段階区分「6」に属する被保険者の平均損害率を当該被保険者ごとの見込保険金額で加重平均して得た率に対する危険段階区分「9」に属する被保険者の平均損害率を当該被保険者ごとの見込保険金額で加重平均して得た率の比を乗じて得た率とします（表2の例では、 $208 \times 1.4 = 291$ ）。
- エ 危険段階区分「10」の平均損害率の代表値は、ウで設定した危険段階区分「9」の平均損害率の代表値に、危険段階区分「9」に属する被保険者の平均損害率を当該被保険者ごとの見込保険金額で加重平均して得た率に対する危険段階区分「10」に属する被保険者の平均損害率を当該被保険者ごとの見込保険金額で加重平均して得た率の比を乗じて得た率とします（表2の例では、 $291 \times 1.5 = 437$ ）。
- オ 危険段階区分「4」及び「5」の平均損害率の代表値は、アで設定した危険段階区分「3」の平均損害率の代表値からイで設定した危険段階区分「6」の平均損害率の代表値までの差が等間隔になるように設定します（表2の例では、危険段階区分「4」は  $130 + (208 - 130) \times 1/3 = 156$ 、危険段階区分「5」は  $130 + (208 - 130) \times 2/3 = 182$ ）。
- カ 危険段階区分「7」及び「8」の平均損害率の代表値は、イで設定した危険段階区分「6」の平均損害率の代表値からウで設定した危険段階区分「9」の平均損害率の代表値までの差が等間隔になるように設定します（表2の例では、危険段階区分「7」は  $208 + (291 - 208) \times 1/3 = 236$ 、危険段階区分「8」は  $208 + (291 - 208) \times 2/3 = 263$ ）。

(表2) 危険段階区分「4」から「10」までの平均損害率の代表値の算定(例)

危険段階 区分	損害率(%)			代表値	
	平均損害率(*) の範囲	被保険者ごとの見 込保険金額で加重 平均して得た平均 損害率			
10	$195 \leq *$	746	← 1.5倍 →	437	
9	$185 \leq * < 195$	506		→	291
8	$175 \leq * < 185$	342	← 1.4倍 →	263	
7	$165 \leq * < 175$	421		→	236
6	$155 \leq * < 165$	355	← 1.6倍 →	208	
5	$145 \leq * < 155$	211		→	182
4	$135 \leq * < 145$	286		→	156
3	$125 \leq * < 135$	225		130	
2	$115 \leq * < 125$	128		120	
1	$105 \leq * < 115$	177		110	
...	...	...		...	
-10	$0 \leq * < 5$	0		2.5	

(3) 危険指数の設定

危険段階区分ごとに危険指数を設定し、圧縮します。

- ① 各危険段階区分の危険指数を、次のとおり設定します。

また、最高位の危険段階区分の危険指数(危険指数の最大値)を、 $K_{max}$ と呼称します(表3の例では、175)。

$$\text{危険指数} = \frac{\text{各危険段階区分の平均損害率の代表値}}{\text{最低位の危険段階区分の平均損害率の代表値}}$$

- ② 各危険段階区分の危険指数を、各危険段階区分の見込保険金額の合計金額により加重平均して、危険指数の平均値を算出します。(表3の例では、35.3)

- ③ 危険指数を次のとおり圧縮します。

ア 危険段階区分「0」に対する最低位の危険段階区分の基準保険料率の割合を、5割以下とします(表3の例では、2割)。

イ  $K_{max}$ (表3の例では、175)を圧縮する倍率を次式により算出します。

$$\text{圧縮する倍率} = \frac{r \times m + (1 - r) \times K_{\max} - 1}{r \times (m - 1)}$$

ただし、

r : アの割合 (表3の例では、0.2)

m : 危険段階区分「0」の危険指数 (40)

(従って、この場合)

$$\frac{0.2 \times 40 + (1 - 0.2) \times 175 - 1}{0.2 \times (40 - 1)} \approx 18.82$$

ウ 算出した倍率まで  $K_{\max}$  を圧縮し (この例では、18.82)、これに応じて、各危険段階区分の危険指数を次式により圧縮します。

$$\text{圧縮後の危険指数} = (\text{圧縮前の危険指数} - 1) \times \frac{(\text{圧縮後の } K_{\max}) - 1}{(\text{圧縮前の } K_{\max}) - 1} + 1$$

- ④ 各危険段階区分の圧縮後の危険指数を、各危険段階区分の見込保険金額の合計金額により加重平均して、圧縮後の危険指数の平均値を算出します。(表3の例では、4.52)

(表3) 危険段階別基準保険料率の算定の準備に係る表 (例)

危険段階 区分	損害率 (%)		圧縮前	危険指数	見込保険金額 (万円)
	平均損害率(*) の範囲	代表値			
10	195 ≤ * < 195	437	175	18.82	246,673
9	185 ≤ * < 195	291	116	12.84	1,231,222
8	175 ≤ * < 185	263	105	11.71	78,789
7	165 ≤ * < 175	236	94	10.57	347,266
6	155 ≤ * < 165	208	83	9.43	3,779,745
5	145 ≤ * < 155	182	73	8.36	385,383
4	135 ≤ * < 145	156	62	7.30	1,693,579
3	125 ≤ * < 135	130	52	6.23	7,215,629
2	115 ≤ * < 125	120	48	5.82	1,334,106
1	105 ≤ * < 115	110	44	5.41	4,537,589
0	95 ≤ * < 105	100	40	5.00	16,736,280
-1	85 ≤ * < 95	90	36	4.59	1,668,915
-2	75 ≤ * < 85	80	32	4.18	19,469,759
-3	65 ≤ * < 75	70	28	3.77	21,600,840
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
-8	15 ≤ * < 25	20	8	1.72	0
-9	5 ≤ * < 15	10	4	1.31	0
-10	0 ≤ * < 5	2.5	1	1.00	0
			平均値		
			35.3	4.52	

### 3 危険段階別基準保険料率及び危険段階別保険料率の決定

#### (1) 危険段階別基準保険料率の設定

次式により、保険限度額区分等ごとに危険段階別基準保険料率を設定します。

$$\begin{array}{l} \text{危険段階別} \\ \text{基準保険料率} \end{array} = \text{保険料標準率} \times \frac{\text{各危険段階区分の圧縮後の危険指数}}{\text{圧縮後の危険指数の平均値}}$$

#### (2) 危険段階別保険料率の決定

全国連合会は、保険限度額区分等ごとに、(1)で算定した各危険段階区分の基準保険料率を下回らない範囲内において、事業規程で危険段階区分ごとに保険料率を決定します(表4の例は、保険料率の上乗せを実施しない場合)。

#### (3) 危険段階別保険料率の公表等

全国連合会は、(2)により危険段階別保険料率を決定した後、速やかにホームページ等で公表します。

(表 4) 危険段階別保険料率の表 (例)

保険限度額区分等 (%)	80 (保険方式の補償限度)
	— (保険方式の補償の下限)
保険料標準率 (%)	3.000

危険段階区分	平均損害率 (*)の範囲 (%)	危険指数		危険段階別 基準保険料率 (%)	危険段階別 保険料率 (%)
		圧縮前			
10	195 ≤ *	175	18.82	12.487	12.487
9	185 ≤ * < 195	116	12.84	8.523	8.523
8	175 ≤ * < 185	105	11.71	7.769	7.769
7	165 ≤ * < 175	94	10.57	7.012	7.012
6	155 ≤ * < 165	83	9.43	6.258	6.258
5	145 ≤ * < 155	73	8.36	5.550	5.550
4	135 ≤ * < 145	62	7.30	4.842	4.842
3	125 ≤ * < 135	52	6.23	4.135	4.135
2	115 ≤ * < 125	48	5.82	3.862	3.862
1	105 ≤ * < 115	44	5.41	3.590	3.590
0	95 ≤ * < 105	40	5.00	3.318	3.318
-1	85 ≤ * < 95	36	4.59	3.046	3.046
-2	75 ≤ * < 85	32	4.18	2.773	2.773
-3	65 ≤ * < 75	28	3.77	2.501	2.501
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
-8	15 ≤ * < 25	8	1.72	1.140	1.140
-9	5 ≤ * < 15	4	1.31	0.868	0.868
-10	0 ≤ * < 5	1	1.00	0.664	0.664
		平均値			
		35.3	4.52		

#### 4 保険関係に適用する保険料率の判定

##### (1) 被保険者ごとの平均損害率の計算

毎年、被保険者ごとに平均損害率を計算します。

① 被保険者ごとに、直近 10 年間の各年の損害率を 2 の (1) の①と同様に整理します。

ただし、この場合の直近年は、保険料率を適用する保険関係に係る年の前年とします。

② ①の損害率について、2 の (1) の②と同様に加重平均を計算します。

##### (2) 危険段階区分の判定及び保険料率の適用

毎年、被保険者ごとの平均損害率により、適用すべき危険段階区分を判定し、その年の保険限度額区分等について対応する保険料率を、その年の保険関係に適用します。

① (1) で計算した被保険者ごとの平均損害率※を、危険段階別保険料率の表の平均損害率の範囲に当てはめ、その保険関係に適用すべき危険段階区分を判定します。

※ 毎年、被保険者ごとの損害率データを 1 年分更新し、平均損害率を再計算して用います（表 5 の例では、翌年の平均損害率は、79（ $\div 43,250 \div 550$ ））。

（表 5）10 年間の損害率の表（例：表 1 の翌年）

	(n-9) 年	…	(n-6) 年	(n-5) 年	(n-4) 年	…	(n-1) 年	n 年	
損害率(A)	100	…	102	80	40	…	56	150	
	↓	…	↓	↓	↓	…	↓	↓	合計
ウェイト(B)	10	…	40	50	60	…	90	100	550
(A)×(B)	1,000	…	4,080	4,000	2,400	…	5,040	15,000	43,250

② 当該危険段階区分の保険料率のうち、その年の保険関係の属する保険限度額区分等につき定められたものを適用します。

##### (3) 激変緩和措置の実施

全国連合会は、被保険者に適用される保険料率が極端に変動しないよう激変緩和

措置を講じるものとします。

- ① 危険段階区分の引上げは、激変緩和措置として、年最大3区分まででとどめます。
- ② 激変緩和措置が適用された者について、翌年以降、更新された平均損害率により、危険段階区分の判定がア又はイに該当するときは、それぞれア又はイに定めるとおりとします。
  - ア 前年に保険金の支払がないにもかかわらず、翌年の危険段階区分が前年より上位の危険段階区分と判定される場合  
前年と同じ危険段階区分を適用します。
  - イ 翌年の危険段階区分が前年より2区分以上下位の危険段階区分と判定される場合  
最低位の危険段階区分に達するまでは、前年より1区分下位の危険段階区分を適用します。

#### (4) 新規加入者の低リスク特例の実施

全国連合会は、新規加入者のうち青色申告提出年の年数又は事業年度数が5年の者で次のいずれかに該当する者については、危険段階区分「-2」を適用します。

- ア 当該被保険者の保険期間の開始の日の属する年の前年までの4年間の各年の実績農業収入金額が、当該各年の前年の実績農業収入金額を上回っていること。
- イ 当該被保険者の保険期間の開始の日の属する年の前年までの5年間の各年の実績農業収入金額が、当該5年間の実績農業収入金額の平均の9割を下回っていないこと。

## 免責事由に該当する場合の保険金及び特約補填金の計算方法

第1章第15節の免責事由に該当する場合の保険金及び特約補填金は、免責事由に該当する保険契約ごとに、免責を適用しない場合の保険金及び特約補填金から全国連合会が決定した免責額を差し引いた金額とします。

ただし、事故発生通知又は営農計画の変更の通知に係る免責事由に該当する場合であって、次の(1)又は(2)に該当する場合の保険金及び特約補填金は、次の(1)又は(2)のそれぞれに定める方法により計算した金額とします。

- (1) 保険期間内に主たる対象農産物等に係る事故発生通知がなされなかった場合  
次の方法により、保険期間中の農業収入金額を調整し、保険金及び特約補填金を計算します。

- ① 保険期間内に主たる対象農産物等(※1)に係る事故発生通知がなされなかった場合

免責事由に該当する対象農産物等の保険期間中の農業収入金額(調整後)  
＝被保険者から申告のあった対象農産物等の保険期間中の農業収入金額  
＋当該対象農産物等の減収金額(※2)

- ② 保険期間内に主たる対象農産物等に係る事故発生における主な収入減少要因(※3)の通知がなされなかった場合

免責事由に該当する対象農産物等の保険期間中の農業収入金額(調整後)  
＝被保険者から申告のあった対象農産物等の保険期間中の農業収入金額  
＋当該対象農産物等の減収金額×1/2

- ※1 主たる対象農産物等は、事業規程で定めるものとします。  
※2 対象農産物等の減収金額は、次の式によって算定される金額とします。  
対象農産物等の減収金額  
＝免責事由に該当する対象農産物等の見込農業収入金額  
－当該対象農産物等の実績農業収入金額  
※3 主な収入減少要因は、事業規程で定めるものとします。

- (2) 保険期間内に営農計画の変更の通知がなされなかった場合  
次の方法により、保険金及び特約補填金を計算します。

- ① 実際の営農計画に基づき算定される仮の基準収入金額が、保険期間終了時点の基準収入金額より高い場合  
保険期間終了時点の営農計画及び基準収入金額に基づき、保険金及び特約補填金を計算します。
- ② 実際の営農計画に基づき算定される仮の基準収入金額が、保険期間終了時点の基準収入金額より低い場合  
以下の式により算定される免責額を保険金及び特約補填金から差し引きます。

免責額

= 保険期間終了時点の基準収入金額に基づき算定される保険金及び特約補填金の合計額  
- 実際の営農計画に基づき算定される仮の基準収入金額に基づき算定される保険金及び特約補填金の合計額

また、連続する保険期間において、営農計画の変更の通知がなされなかった場合は、以下の式により算定される追加の免責額を②の免責額に加算します。

追加の免責額

= ②の免責額  
× 連続する保険期間において営農計画の変更の通知がなされなかった期間の年数に応じて事業規程で定める割合

## 参考様式一覧

---

【参考様式 1 号】	加入申請書
【参考様式 1 号別添】	加入申請に関する通知事項
【参考様式 1 号別紙 1】	加入申請に関する誓約事項
【参考様式 1 号別紙 2】	個人情報の取扱い
【参考様式 1 号の 2】	自動継続特約申込書
【参考様式 2 号】	過去の農業収入金額申告書
【参考様式 3 号の 1】	対象農産物等の種類ごとの販売金額を整理するための補助フォーム（農業所得用）
【参考様式 3 号の 2】	対象農産物等の種類ごとの販売金額を整理するための補助フォーム（一般・法人用）
【参考様式 4 号】	農業経営に関する計画
【参考様式 5 号】	保険期間の単位面積等当たり見込販売金額等試算表
【参考様式 6 号】	削除
【参考様式 7 号】	保険証書
【参考様式 8 号】	加入承諾書兼保険料及び積立金通知書
【参考様式 9 号】	保険料及び積立金決定通知書
【参考様式 10 号】	事故発生等通知書
【参考様式 11 号】	保険期間の農業収入金額実績申告書兼保険金等請求書
【参考様式 12 号】	保険金等（見込額）通知書
【参考様式 13 号】	保険金等請求書
【参考様式 14 号】	保険金等振込額通知書兼積立金通知書
【参考様式 15 号】	つなぎ資金貸付限度額通知書
【参考様式 15 号別添】	貸付限度額計算書
【参考様式 16 号】	つなぎ資金借入申請書
【参考様式 17 号】	つなぎ資金借用書
【参考様式 18 号】	つなぎ資金振込通知書
【参考様式 19 号】	つなぎ資金償還完了通知書
【参考様式 20 号】	つなぎ資金精算不足金償還請求書
【参考様式 21 号】	つなぎ資金返還請求書
【参考様式 22 号】	つなぎ資金返還完了通知書
【参考様式 23 号】	再保険引受通知書
【参考様式 24 号】	保険金等集計表
【参考様式 25 号】	再保険金請求書
【参考様式 26 号】	再保険金概算払請求書
【参考様式 27 号】	保険契約承継承諾申請書
【参考様式 28 号】	保険契約承継承諾（不承諾）通知書
【参考様式 29 号】	農業経営の譲渡に関する申告書
【参考様式 30 号】	環境負荷低減のチェックシート

## 農業経営収入保険 加入申請書 (令和 年(年度))

全国農業共済組合連合会会長理事 殿

貴連合会の事業規程を了知した上で、農業経営収入保険に加入したいので、下記のとおり申請します。

【1. 保険資格者の情報】 下記の内容を記入し、該当する選択肢に✓を記入してください。

フリガナ		申請年月日		令和 年 月 日	
氏名又は法人名		経営形態		<input type="checkbox"/> 個人	
フリガナ				<input type="checkbox"/> 法人	
代表者氏名 (法人のみ)		青色申告書の提出年数		<input type="checkbox"/> 5年 <input type="checkbox"/> 4年 <input type="checkbox"/> 3年 <input type="checkbox"/> 2年 <input type="checkbox"/> 1年	
住所 〒□□□□-□□□□		青色申告の種類		<input type="checkbox"/> 正規の簿記 <input type="checkbox"/> 簡易簿記	
				<input type="checkbox"/> 現金主義の特例による青色申告はありません	
性別		電話・FAX		(電話) (FAX)	
<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		E-mail		(携帯電話)	
生年月日		年 月 日			
		<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成			

【2. 補償内容の選択】 各項目ごとに、希望する選択肢に✓を記入してください。「保険方式のみ」を選択した場合は、積立方式の補償幅、支払率の選択は不要です。

補填方式  保険方式のみ  保険方式+積立方式

保険方式	補償限度	<input type="checkbox"/> 90% <input type="checkbox"/> 88% <input type="checkbox"/> 85% <input type="checkbox"/> 83% <input type="checkbox"/> 80% <input type="checkbox"/> 78% <input type="checkbox"/> 75% <input type="checkbox"/> 70% <input type="checkbox"/> 65% <input type="checkbox"/> 60% <input type="checkbox"/> 55% <input type="checkbox"/> 50% ※ 「記入上の注意」の5を参照して選択してください。	積立方式	補償幅	<input type="checkbox"/> 10% <input type="checkbox"/> 5%                 ※ 「記入上の注意」の5を参照して選択してください。
	補償の下限	<input type="checkbox"/> 70% <input type="checkbox"/> 60% <input type="checkbox"/> 50% <input type="checkbox"/> なし ※ 補償限度で選択した割合未満で選択してください。		支払率	<input type="checkbox"/> 90% <input type="checkbox"/> 80% <input type="checkbox"/> 70% <input type="checkbox"/> 60% <input type="checkbox"/> 50% <input type="checkbox"/> 40% <input type="checkbox"/> 30% <input type="checkbox"/> 20% <input type="checkbox"/> 10% ※ 保険方式で選択した支払率以下で選択してください。
	支払率	<input type="checkbox"/> 90% <input type="checkbox"/> 80% <input type="checkbox"/> 70% <input type="checkbox"/> 60% <input type="checkbox"/> 50%	基準収入金額の算定方法の特例	<input type="checkbox"/> 規模拡大特例 <input type="checkbox"/> 収入上昇傾向特例 ※ 両方の特例を選択することもできます。 ※ 収入上昇傾向特例は、青色申告書の提出年数が5年ある場合のみ選択できます。	
			気象災害特例	<input type="checkbox"/> ( <input type="checkbox"/> 5年前 <input type="checkbox"/> 4年前 <input type="checkbox"/> 3年前 <input type="checkbox"/> 2年前 <input type="checkbox"/> 1年前 )	
			期末棚卸高の販売単価	<input type="checkbox"/> 見込農業収入金額の算出時に用いる見込単価 <input type="checkbox"/> 保険期間中の販売金額の平均単価	

【3. 保険料・積立金の支払方法】 希望する選択肢に✓を記入してください。「分割支払」を選択した場合は希望する分割回数を記入してください。

保険料・積立金  一括支払  分割支払 ( 回 )  
 ※保険料と積立金は、同じ支払方法になります。

加入者管理コード □□□□□□□□□□□□□□□□

別紙1「加入申請に関する誓約事項」について	<input type="checkbox"/> 誓約します
別紙2「個人情報の取扱い」に記載された内容について	<input type="checkbox"/> 同意します

<記入上の注意>

1. 「住所」欄は、法人にあっては当該法人本社の所在地を記入します。
2. 「性別」欄及び「生年月日」欄は、法人にあっては代表者の性別及び生年月日を記入します。
3. 「青色申告書の提出年数」欄は、保険期間の開始の日の属する年の前年までの5年間のうち連続している青色申告書の提出年（気象災害によって、農地、農業用施設等の農業生産基盤又は主たる住居が損壊し、復旧の努力をしたにもかかわらず、農業経営を行うことができなかった者にあつては、これにより青色申告書を提出することが困難と認められる期間（当該期間の開始の日の属する年の前年に青色申告書を提出している場合に限り、以下「営農不能年」といいます。）は青色申告書の提出があったものとして扱います。）の年数について、該当する口に✓を記入します。なお、現金主義の特例による青色申告を行った年がある場合は、それ以前の青色申告提出年は青色申告提出年の年数に含めません。
4. 「青色申告の種類」欄は、保険期間の開始の日の属する年の前年（当該年が営農不能年の場合にあっては、営農不能年の前年）における青色申告の種類について、該当する項目の口に✓を記入します。
5. 保険方式の「補償限度」欄及び積立方式の「補償幅」欄は、青色申告書の提出年数に応じて、「補償限度」+「補償幅」の割合が、次の表の割合を超えない範囲内で選択し口に✓を記入します。

青色申告書の提出年数	「補償限度」+「補償幅」の上限
5年	90%
4年	88%
3年	85%
2年	80%
1年	75%

6. 「期末棚卸高の販売単価」欄は、実績申告書兼保険金等請求書における期末棚卸高を算出するために適用する販売単価について、該当する口に✓を記入します。  
 なお、選択した販売単価の取扱いは、変更の申出がない限り、次回以降の保険契約にも適用されます。また、これを変更する場合は、過去の農業収入金額も変更する必要があります。

- 見込農業収入金額の算出時に用いる見込単価  
 「農業経営に関する計画」(実施要領の参考様式4号)の「(2)保険期間中の営農計画」に基づく保険期間中に見込まれる農業収入金額の見込期末棚卸高を算出する際に用いる見込単価と同じです。
- 保険期間中の販売金額の平均単価  
 期末棚卸高を計上する対象農産物等の保険期間中の販売金額の平均単価です。

7. 「別紙1「加入申請に関する誓約事項」について」欄は、当該別紙1の内容に誓約される方は口に✓を記入します。
8. 「別紙2「個人情報の取扱い」に記載された内容について」欄は、当該別紙2の内容に同意される方は口に✓を記入します。

## 加入申請に関する通知事項

通知事項		チェック欄	詳細
1	<p>既に災害により被害を受けた農産物又は畜産物がありますか。</p> <p>※ 保険期間の開始の日の属する年の前年の保険期間に発生した気象災害によって、農地、農業用施設等の農業生産基盤又は主たる住居が損壊し、復旧の努力をしても当該気象災害の発生後1年以内に作付けができないと見込まれる農産物等(保険期間の開始の日の属する年の前年の営農計画に記載のあるものであって、当該気象災害がなければ、その発生後1年以内に収穫が見込まれていたものに限ります。)がある場合は、保険期間の開始前に必ず申告してください。</p>	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある ※農産物等名を詳細欄に記入してください	
2	<p>既に災害以外の事由により収入減少が発生することが見込まれる農産物又は畜産物がありますか。</p> <p>(例)単収や単価の低い品種への変更            栽培方法の変更、契約栽培における取引価格の引下げ            消費税の免税事業者であることに伴う見込販売価格の低下など</p>	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある ※農産物等名を詳細欄に記入してください	
3	<p>保険期間における所得税又は法人税の申告の際に、消費税の扱い(税込経理方式又は税抜経理方式)を、変更する予定はありますか。</p>	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある	

## ＜記入上の注意＞

- 「通知事項」欄の1について、「ある」に☑をした場合は、「詳細」欄に、該当する農産物等の名称、その農用地の所在地、災害の概要を記入します。
- 「通知事項」欄の2について、「ある」に☑をした場合は、「詳細」欄に、該当する農産物等の種類等、その農用地の所在地、収入減少が見込まれる事由、減収割合を記入します。

## 加入申請に関する誓約事項

以下の項目について誓約します。なお、誓約に反する行為が判明した場合には、保険金・特約補填金の支払を行わない場合があることに異存ありません。

### 1 加入申請の際、次に掲げる重要な事実又は事項については、適正に通知します。

- (1) 加入申請日において既に災害による被害を受けた対象農産物等があることその他保険期間における農業収入金額が過去における農業収入金額を下回ることが見込まれる事由がある場合にあつては、その事由
- (2) 所得税又は法人税の申告方法に変更があること
- (3) 提出書類の記載事項のうち、次に掲げる事項
  - ① 「過去の農業収入金額申告書」のうち、対象農産物等の種類、保険期間の期首棚卸高及び期末棚卸高、販売金額、事業消費金額
  - ② 「農業経営に関する計画」のうち、保険期間に係る次に掲げる事項
    - ア 対象農産物等の種類、当該種類ごとの栽培面積・飼養頭羽数等、栽培又は飼養の時期及び経営面積
    - イ 対象農産物等の種類ごとの保険期間の期首棚卸高及び期末棚卸高、収穫量・出荷頭羽数、販売金額、事業消費金額並びにこれらの金額の算定の基礎となる事項
  - ③ 青色申告書を提出した実績に関する事項

### 2 保険料、積立金及び事務費の支払に当たっては支払期日を守ります。

### 3 以下の事項を遵守します。

- (1) 保険期間中に、農作業日誌、事業消費帳簿、販売帳簿を作成し、必要な事項を記録及び保存しておくこと。
- (2) 保険期間中に、営農計画の記載内容に変更が生じた場合に、全国連合会に通知すること。
- (3) 過去の青色申告決算書の内容について、修正申告等により変更が生じた場合に、全国連合会に通知すること
- (4) 全国連合会から調査及び必要な資料の要求があった場合に協力すること。

### 4 通常の農業者の行う農業経営に係る努力その他保険事故の発生の防止の義務を履行します。

### 5 全国連合会による保険事故の発生の防止の指示に従います。

### 6 事故発生通知は適正に行います。

### 7 植物防疫法の規定を遵守します。

### 8 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成 15 年法律第 72 号）第 3 条の規定に基づき作成される牛個体識別台帳の記録事項について、全国連合会が利用することを承諾します。

## 個人情報取扱

以下の個人情報の取扱いについてをよくお読みになり、その内容に同意する場合は「農業経営収入保険加入申請書」の「個人情報の取扱い」欄の「同意します」に✓を記入してください。

### 農業経営収入保険事業に係る個人情報の取扱いについて

全国農業共済組合連合会は、収入保険の保険資格者から提出された収入保険加入申請書等に記載された個人情報を個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、その他の関係法令に基づき適正に管理し、農業経営収入保険事業（以下「収入保険」といいます。）に関する加入事務、保険金及び特約補填金の支払事務並びにつなぎ資金貸付事務（翌年以降も収入保険に加入される場合にあつては、翌年以降に行われるこれらの事務を含みます。）のために利用します。

また、全国農業共済組合連合会は、上記に付随する事務及び全国農業共済組合連合会の業務運営を適切かつ円滑に履行するために、業務委託する事業者、収入保険加入申請書等の内容を必要な範囲において提供する場合があります。

このほか、①収入保険の保険料率の算定、統計の作成及び制度の改善のために農林水産省本省に、②農林水産統計調査の母集団整備や調査事項の確認・補完等のために農林水産省（本省、地方農政局、北海道農政事務所）及び内閣府沖縄総合事務局に、③農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）第 176 条第 2 項において定める共済事業及び農業収入の減少について補填を行う事業（注 1）並びに都道府県等の実施する農業収入の減少について補填を行う事業との重複利用の確認のために保険資格者の関係する次の機関等（注 2）に、④収入保険の加入を要件としている補助事業及び収入保険の保険料等を補助する事業について、その利用者の収入保険への加入状況を確認できるようにするために、当該補助事業の実施機関に、収入保険加入申請書等の内容を必要な範囲において提供する場合があります。

なお、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律第 18 条第 3 項各号に掲げる場合を除き、保険資格者の同意を得るものとします。

<p>事業 (注1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業保険法に基づく共済事業（農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済。ただし、農業保険法施行規則（平成 29 年農林水産省令第 63 号）第 177 条で定める事業を除きます。）</li> <li>・ 野菜生産出荷安定法（昭和 41 年法律第 103 号）第 10 条第 1 項の生産者補給金（価格差補給金に限ります。）を交付する事業及び野菜生産出荷安定法施行規則（昭和 41 年農林省令第 36 号）第 9 条第 1 項第 1 号の補給金（価格差補給金に限ります。）を交付する事業（これらの事業に係る交付金の対象とする期間が当該保険期間と重複している場合に限ります。）</li> <li>・ 独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第 1 条第 13 号に掲げる加工原料乳生産者経営安定対策事業（事業に係る補填金の対象とする期間が当該保険期間と重複している場合に限ります。）</li> <li>・ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）に基づく経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）に基づく収入減少影響緩和交付金を交付する事業（事業に係る交付金の対象とする農産物の収穫期が当該保険期間と重複している場合に限ります。）</li> <li>・ いぐさ・豊表農家経営所得安定化対策事業実施要綱（平成 26 年 3 月 20 日付け 25 生産第 3364 号農林水産事務次官依命通知）に基づくいぐさ・豊表農家経営所得安定化対策事業（事業に係る助成金の対象とする期間が当該保険期間と重複している場合に限ります。）</li> </ul>
<p>機関等 (注2)</p>	<p>農林水産省（本省、地方農政局、北海道農政事務所）及び内閣府沖縄総合事務局、都道府県、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業再生協議会、担い手育成総合支援協議会、農業共済組合、独立行政法人農畜産業振興機構、野菜価格安定法人、熊本県い業生産販売振興協会 等</p>

参考様式 1 号の 2

農業経営収入保険 自動継続特約申込書

全国農業共済組合連合会

会長理事 ○○ ○○ 殿

令和○年以降に保険期間が開始する収入保険の保険関係に自動継続特約を付すことを申し込みます。

令和 年 月 日

申請者 住所

氏名

(申請者へのお願い)

自動継続特約の締結後は、毎年、保険期間開始日の属する月の3月前の月の末日までに、加入申請をしない旨の申出をする意向の有無、前年の保険契約からの変更の有無、その他保険期間の開始に必要な事項を確認するための書類を送付します。必要事項を記入の上、当該書類で示す期日及び提出先まで提出してください。

(注1) 本申込みにより、令和○年以降の保険契約について、それぞれの保険期間開始日の属する月の前々月の末日までに「加入申請をしない」旨の意思表示がないときは、加入申請があったものとして取り扱うこととなります。

(注2) 保険料等が払い込まれないこと等により保険契約が解除された場合、自動継続特約も解除されます。

## 過去の農業収入金額申告書 ( 年(年度)分)

令和 年 月 日

申請者 住所  
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

加入者管理コード																			
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(単位:円)

農産物又は畜産物			期首棚卸高 ①	販売金額 ②	事業消費金額 ③	期末棚卸高 ④	収入金額 ②+③+④-①	備考
種類	品目	用途						
合計								

【担当者記入欄】

<記入上の注意>

1. 「農産物又は畜産物」欄は、農産物又は畜産物の種類、品目及び用途ごとに記入します。  
主な農産物等の「農産物又は畜産物」欄の記入方法は以下のとおりです。ただし、新規加入時に作成する本申告書は、これまでの加入者自身の経理区分(例えば、「野菜」、「花」等)と同じ区分を用いることができます。
  - ① 米のうちについては、「用途」欄に「主食用」、「米粉用」、「加工用」、「飼料用」、「WCS用」、「酒米用」の用途ごとに区分して記入します。
  - ② 小麦、大麦、はだか麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねについては、畑作物の直接支払交付金の数量払の対象となる場合は、「用途」欄に「数量払対象」と、対象外の場合は、「用途」欄に「数量払対象外」と記入します。なお、対象品目のうち、小麦は「数量払対象(パン・中華麺用)」又は「数量払対象(パン・中華麺用以外)」と、なたねは「数量払対象(特定品種)」又は「数量払対象(その他品種)」と記入します。  
また、対象外のばれいしょについては、「用途」欄に「数量払対象外(加工用)」、「数量払対象外(生食用)」、「数量払対象外(種子用)」、「数量払対象外(その他)」と記入します。
  - ③ かんしょについては、でん粉原料用いも交付金の対象となる場合は、「用途」欄に「数量払対象(専用品種)」又は「数量払対象(その他品種)」と記入します。対象外の場合は、「用途」欄に「数量払対象外(醸造用)」、「数量払対象外(加工用)」、「数量払対象外(生食用)」、「数量払対象外(種子用)」又は「数量払対象外(その他)」と記入します。
  - ④ さとうきびについては、甘味資源作物交付金の対象となる場合は、「用途」欄に「数量払対象」と、対象外の場合は、「数量払対象外」と記入します。
  - ⑤ 畜産物については、「種類」欄に牛、豚、鶏、馬、生乳等と記入し、「品目」欄に子牛、育成牛、廃用牛等と出荷した目的別に記入します。
  - ⑥ 加工原料乳生産者補給金の対象となる生乳は、「用途」欄に「加工原料乳含む」又は「加工原料乳」と、対象外の場合は「用途」欄に「加工原料乳以外」と記入します。
  - ⑦ はちみつを花の種類又は産地ごとに区分する場合は、「品目」欄に花の種類又は産地を記入します。
2. 「期首棚卸高」欄及び「期末棚卸高」欄について
  - ① 個人経営体については、「青色申告決算書」の「④収入金額の内訳」の「農産物の期首棚卸高」欄及び「農産物の期末棚卸高」欄に計上した金額を記入します。
  - ② 法人経営体については、「青色申告決算書」の「損益計算書」の「売上原価」欄のうち、「期首商品(製品)棚卸高」欄及び「期末商品(製品)棚卸高」欄に計上した金額を記入します。  
なお、税申告上、棚卸しがない畜産物、育成中の果樹及び耕地にある農産物等のように「農産物以外の棚卸高の内訳」欄及び「仕掛品棚卸高」欄に計上している金額は記入しません。
3. 「販売金額」欄は、補助フォームの「収入金額として申告する販売金額」欄の金額を記入します。
4. 「事業消費金額」欄は、次のとおり記入します。
  - ① 個人経営体については、「青色申告決算書」の「④収入金額の内訳」のうち、「家事消費事業消費金額」欄に計上した金額から家事消費金額を差し引いて得た金額を記入します。
  - ② 法人経営体については、「青色申告決算書」の「損益計算書」の「売上原価」欄のうち、「事業消費高」の欄に計上した金額を記入します。
  - ③ 畜産経営において、繁殖家畜を自家保留した場合は、販売した繁殖用家畜の単価を用いて金額を記入します。
5. 営農不能年の場合は、「備考」欄に「営農不能年」と記入します。

## 対象農産物等の種類ごとの販売金額を整理するための補助フォーム(農業所得用)

(            年分)

令和   年   月   日

**【消費税の扱い】**

青色申告決算書における消費税の扱いについて、以下の該当する□に✓を記入してください。

- 税込経理方式       税抜経理方式

申請者 住 所  
氏 名

加入者管理コード																			
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(単位:円)

青色申告決算書の ①収入金額の内訳		農産物又は畜産物の区分 (収入保険申告用)			販売金額 ①	左記から除外 するもの ②	雑収入のうち 販売金額に含めるもの ③		収入金額として 申告する 販売金額 =①-②+③
							数量払	その他	
区分	販売金額	種類	品目	用途					
合計									

**【担当者記入欄】**

<記入上の注意>

1. 「青色申告決算書の④収入金額の内訳」欄は、青色申告決算書の該当部分から転記します。
2. 「農産物又は畜産物の区分(収入保険申告用)」欄は、「過去の農業収入金額申告書」(様式2号)に記入する「農産物又は畜産物」欄と同じ内容を記入します。なお、収入保険の対象品目から除外される畜産物(肥育牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵)の記入を省略しても差し支えありません(記入する場合は、「用途」欄に「対象外」と記入します。)
3. 「販売金額」欄は、帳簿や販売(売上)伝票などに基づいて記入します。
4. 「左記から除外するもの」欄は、「販売金額」欄の金額に次の金額が含まれている場合に当該金額を記入します。
  - ①対象品目から除外される畜産物の販売金額
  - ②他者から仕入れた農産物又は畜産物の販売金額
  - ③簡易な加工品に該当しない加工品の販売金額
  - ④補助金
  - ⑤作業受託料収入
  - ⑥収入保険の保険金及び特約補填金、農業共済の共済金等なお、他者から仕入れた農産物又は畜産物を自ら生産した農産物又は畜産物と一体として販売しているなど、仕分けが困難な場合は、仕入れた農産物又は畜産物の数量と自ら生産した農産物又は畜産物の数量の比を用いて案分するなどにより、自ら生産した農産物又は畜産物の販売金額を計算して記入します。  
また、保険期間における消費税の経理処理を税抜経理方式で行う加入者が、過去の青色申告提出年における消費税の経理処理を税込経理方式で行っていた場合は、販売金額の消費税相当額を「左記から除外するもの」欄に記入します。  
(販売金額を税込経理から税抜経理へ変更)  
$$\text{税込経理方式の年の販売金額の額(税込経理方式)} \times 100 \div 108 \times 1 \text{円未満切り捨て}$$
上記の式で算出した金額を税込経理方式の年の販売金額の額から差し引いて得た額を消費税相当額として、「左記から除外するもの」欄に記入します。
5. 「雑収入のうち販売金額に含めるもの」欄の「数量払」欄は、青色申告決算書の「雑収入」欄に計上されているもののうち畑作物の直接支払交付金、甘味資源作物交付金、でん粉原料用いも交付金及び加工原料乳生産者補給金の金額を記入します。

6. 「雑収入のうち販売金額に含めるもの」欄の「その他」欄は、青色申告決算書の「雑収入」欄に計上されているもののうち、例えば、JA等に農産物等を販売委託した場合に販売金額の一部として支払われる精算金、JTの葉たばこ災害援助金、家畜伝染病予防法・植物防疫法の手当金などの金額を記入します。
- なお、「農産物又は畜産物の区分」の各区分に係る販売金額について、ア又はイに該当するものは、「農産物又は畜産物の区分」の各区分に係る「販売金額①」から除かれているアの消費税相当額又はイから除かれている手数料等相当額を、「雑収入のうち販売金額に含めるもの」欄の「その他」欄に記入します。
- ア. 保険期間における消費税の経理処理を税込経理方式で行う加入者が、過去の青色申告提出年における消費税の経理処理を税抜経理方式で行っていた場合の消費税相当額
- イ. 保険期間にJA等の委託販売手数料等が除かれていない金額を販売金額として申告する加入者が、過去の青色申告提出年において、JA等の委託販売手数料等が除かれている金額を販売金額として申告していた場合の手数料等相当額
- 【アの消費税相当額の算出】  
 (税抜経理方式の販売金額×1.08)－税抜経理方式の販売金額 ※1円未満切り捨て
- 【イの手数料等相当額の算出】
- a. 手数料等の額を確認できる場合  
 その金額を、「雑収入のうち販売金額に含めるもの」欄の「その他」欄に記入します。
  - b. aの手数料等の額を確認できない年がある場合は、次の手順で算出します。
    - ① 手数料等の額を確認できる年のうち、直近年の手数料等と販売金額を用いて次の方法で「手数料等の割合」を算出
      - i 手数料等が除かれていない金額を販売金額としている場合  
 直近年の手数料等の額÷同直近年の販売金額 ※端数処理は行いません。
      - ii 手数料等が除かれている金額を販売金額としている場合  
 直近年の手数料等の額÷(同直近年の販売金額+同直近年の手数料等の額) ※端数処理は行いません。
    - ② 手数料等を確認できない年の手数料等が除かれていない販売金額を算出  
 手数料等を確認できない年の手数料等が除かれている販売金額÷(1－①の i 又は ii の手数料等の割合)  
 ※端数処理は行いません。
    - ③ 手数料等相当額を算出  
 ②の手数料等が除かれていない販売金額－②の手数料等が除かれている販売金額 ※1円未満は切り捨て
7. 5及び6について青色申告決算書では確認できない場合は、交付金の交付決定通知書等に基づいて記入します。

## 対象農産物等の種類ごとの販売金額を整理するための補助フォーム(一般・法人用) ( 年度分)

令和 年 月 日

**【消費税の扱い】**

青色申告決算書における消費税の扱いについて、以下の該当する□に✓を記入してください。

申請者 住所  
氏名 ( 法人にあっては、名称及び代表者の氏名 )

加入者管理コード

(単位:円)

損益計算書の売上高 □合計 □製品売上高 (該当する□に✓を記入してください)		農産物又は畜産物の区分 (収入保険申告用)			販売金額 ①	左記から 除外するもの ②	雑収入のうち 販売金額に含めるもの ③		収入金額とし て申告する 販売金額 =①-②+③
区分(勘定科目)	売上高	種類	品目	用途			数量払	その他	
合計		/	/	/					

**【担当者記入欄】**

<記入上の注意>

1. 「損益計算書の売上高」欄は、青色申告書に添付する損益計算書の「売上高」欄の金額を記入します。損益計算書において、「売上高」の内訳として「製品売上高」を区分している場合は、製品売上高の口に✓を記入し、「製品売上高」欄の金額を記入します。「製品売上高」を区分していない場合は、合計の口に✓を記入し、「売上高」(合計)欄の金額を記入します。
2. 「農産物又は畜産物の区分(収入保険申告用)」欄は、「過去の農業収入金額申告書」(様式2号)に記入する「農産物又は畜産物」欄と同じ内容を記入します。なお、収入保険の対象品目から除外される畜産物(肥育牛、肉用子牛、豚肉、鶏卵)の記入を省略しても差し支えありません(記入する場合は、「用途」欄に「対象外」と記入します。)
3. 「販売金額」欄は帳簿や販売(売上)伝票などに基づいて記入します。
4. 「左記から除外するもの」欄は、「販売金額」欄の金額に次の金額が含まれている場合に当該金額を記入します。
  - ①対象品目から除外される畜産物の販売金額
  - ②他者から仕入れた農産物又は畜産物の販売金額
  - ③簡易な加工品に該当しない加工品の販売金額
  - ④補助金
  - ⑤作業受託料収入
  - ⑥収入保険の保険金及び特約補填金、農業共済の共済金等なお、他者から仕入れた農産物又は畜産物を自ら生産した農産物又は畜産物と一体として販売しているなど、仕分けが困難な場合は、仕入れた農産物又は畜産物の数量と自ら生産した農産物又は畜産物の数量の比を用いて案分するなどにより、自ら生産した農産物又は畜産物の販売金額を計算して記入します。

また、保険期間における消費税の経理処理を税抜経理方式で行う加入者が、過去の青色申告提出年における消費税の経理処理を税込経理方式で行っていた場合は、販売金額の消費税相当額を「左記から除外するもの」欄に記入します。  
(販売金額を税込経理から税抜経理へ変更)  
税込経理方式の年の販売金額の額(税込経理方式)×100÷108※1円未満切り捨て  
上記の式で算出した金額を税込経理方式の年の販売金額の額から差し引いて得た額を消費税相当額として、「左記から除外するもの」欄に記入します。
5. 「雑収入のうち販売金額に含めるもの」欄の「数量払」欄は、損益計算書の「営業外収益」又は「特別利益」欄に計上されているもののうち畑作物の直接支払交付金、甘味資源作物交付金、でん粉原料用いも交付金及び加工原料乳生産者補給金の金額を記入します。

6. 「雑収入のうち販売金額に含めるもの」欄の「その他」欄は、損益計算書の「営業外収益」又は「特別利益」欄に計上されているもののうち、例えば、JA等に農産物等を販売委託した場合に販売金額の一部として支払われる精算金、JTの葉たばこ災害援助金、家畜伝染病予防法・植物防疫法の手当金などの金額を記入します。
- なお、「農産物又は畜産物の区分」の各区分に係る販売金額について、ア又はイに該当するものは、「農産物又は畜産物の区分」の各区分に係る「販売金額①」から除かれているアの消費税相当額又はイから除かれている手数料等相当額を、「雑収入のうち販売金額に含めるもの」欄の「その他」欄に記入します。
- ア. 保険期間における消費税の経理処理を税込経理方式で行う加入者が、過去の青色申告提出年における消費税の経理処理を税抜経理方式で行っていた場合の消費税相当額
- イ. 保険期間にJA等の委託販売手数料等が除かれていない金額を販売金額として申告する加入者が、過去の青色申告提出年において、JA等の委託販売手数料等が除かれている金額を販売金額として申告していた場合の手数料等相当額
- 【アの消費税相当額の算出】  
 (税抜経理方式の販売金額×1.08)－税抜経理方式の販売金額 ※1円未満切り捨て
- 【イの手数料等相当額の算出】
- a. 手数料等の額を確認できる場合  
 その金額を、「雑収入のうち販売金額に含めるもの」欄の「その他」欄に記入します。
  - b. aの手数料等の額を確認できない年がある場合は、次の手順で算出します。
    - ① 手数料等の額を確認できる年のうち、直近年の手数料等と販売金額を用いて次の方法で「手数料等の割合」を算出
      - i 手数料等が除かれていない金額を販売金額としている場合  
 直近年の手数料等の額÷同直近年の販売金額 ※端数処理は行いません。
      - ii 手数料等が除かれている金額を販売金額としている場合  
 直近年の手数料等の額÷(同直近年の販売金額＋同直近年の手数料等の額) ※端数処理は行いません。
    - ② 手数料等を確認できない年の手数料等が除かれていない販売金額を算出  
 手数料等を確認できない年の手数料等が除かれている販売金額÷(1－①の i 又は ii の手数料等の割合)  
 ※端数処理は行いません。
    - ③ 手数料等相当額を算出  
 ②の手数料等が除かれていない販売金額－②の手数料等が除かれている販売金額 ※1円未満は切り捨て
7. 個人で「青色申告決算書(一般用)」で申告している場合は、「売上高」を「月別の「売上(収入)金額」の合計」と、「損益計算書の「営業外収益」又は「特別利益」を「青色申告決算書の「雑収入」と読み替えて記入してください。
8. 5及び6について損益計算書では確認できない場合は、交付金の交付決定通知書等に基づいて記入します。

## 農業経営に関する計画 (令和 年(年度)分)

令和 年 月 日

申請者 住所  
氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

加入者管理コード																			
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(1) 保険期間の営農計画

① 農産物及び畜産物の営農計画

【農産物用】

(単位:a等)

農産物			作付予定面積 ①	作付期	収穫期		保険期間の 収穫に係る 作付面積 ①×②	保険期間開始前の 事故の発生状況		備考
					(年・月)	保険期間に 収穫する割合 ②		事故の 発生	事故発生 の通知	
種類	品目	用途								
								<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
								<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
								<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
								<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

【申請者の住所地以外の経営耕地等】

◆ 認定農業者又は認定就農者である場合は、該当するものに✓を記入してください。

認定農業者である
 認定就農者である

【担当者記入欄】

【参考情報】

GAPの認証

米の事前契約の締結

農業版BCPの策定

【畜産物用】

(単位:頭羽等)

畜産物			種付 又は導入 年(年度)	飼養又は 導入頭羽 数 ①	出荷予定年(年度)		保険期間の 出荷に係る 飼養又は 導入頭羽数 ①×②	保険期間開始前の 事故の発生状況		備考
種類	品目	用途			年(年度)	保険期間に 出荷する割合 ②		事故の 発生	事故発生 の通知	
								<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
								<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
								<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
								<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

② 基準収入金額の算定方法の特例に適用する経営面積

基準収入金額の算定方法の特例を希望する場合は、過去5年間及び保険期間の経営面積を記入してください。

過去の経営面積					保険期間の経営面積			
年(年度)分		年(年度)分		年(年度)分		令和	年(年度)分	
a	m <sup>2</sup>	a	m <sup>2</sup>	a	m <sup>2</sup>		a	m <sup>2</sup>



(3) 農業経営の目標

認定農業者又は認定就農者でない場合は、下記の1及び2を記入してください。

1 農業経営の現状と目標

<農産物等の生産>

農産物又は 畜産物名	現状( 年)		目標(令和 年)	
	作付面積又は 飼養頭数 (a、頭等)	出荷・販売量 (kg、本等)	作付面積又は 飼養頭数 (a、頭等)	出荷・販売量 (kg、本等)

※現状は保険期間の開始の日の属する年の前々年(前々年に農業経営を行っていない場合は前年)、目標年は原則5年後を記入してください。

<農産物等の販売>

農産物又は 畜産物名	現状( 年)	目標(令和 年)
	販売金額(万円)	販売金額(万円)
合計		

<主たる従事者の所得目標>

年間農業所得 (万円)	現状( 年)	目標(令和 年)

2 目標達成のために取るべき措置

※該当する取組に✓を記入し、括弧内に具体的な内容を記載してください。

経営規模の拡大  
( )

生産方式の改善・合理化  
( )

経営の多角化  
( )

経営の改善・合理化  
( )

労働力の確保等  
( )

その他の取組み  
( )

<記入上の注意>

(1) 保険期間の営農計画

① 農産物及び畜産物の営農計画について

1. 営農計画については、保険期間中に営農を行う全ての農産物等について記入します。なお、収入保険の補償対象とならない農産物等は、「備考」欄に「対象外」と記入します。
2. 保険期間の前年以前に作付け及び種付又は導入を行い、保険期間に収穫及び出荷する農産物等については、保険期間の前年以前の作付け及び種付又は導入時期を「作付期」、「種付又は導入年」欄に記入します。また、収穫及び出荷期が保険期間の翌年以降である農産物等については、翌年以降の収穫及び出荷予定時期を「収穫期」、「出荷予定年」欄に記入し、「保険期間に収穫する割合」、「保険期間に出荷する割合」欄には0%と記入するものとします。
3. 保険期間の前年に収穫及び出荷を行い、保険期間に販売金額を受領する農産物等については、販売金額を受領する時期を「収穫期」、「出荷予定年」欄に記入し、保険期間の年分の税申告において、農業収入金額として計上する金額の割合を「保険期間に収穫する割合」、「保険期間に出荷する割合」欄に記入するものとします。(前年に収穫及び出荷を行い、前年の棚卸に計上している場合を除きます。)
4. ① 農産物及び畜産物の営農計画のうち【農産物用】について
  - ① 「農産物」欄は、保険期間に営農を行う農産物を種類、品目及び用途ごとに次のとおり記入します。
    - ア 米のうるちについては、「用途」欄に「主食用」、「米粉用」、「加工用」、「WCS用」、「飼料用」、「酒米用」の用途ごとに区分して記入します。
    - イ 小麦、大麦、はだか麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたねについては、畑作物の直接支払交付金の数量払の対象となる場合は、「用途」欄に「数量払対象」と、対象外の場合は、「用途」欄に「数量払対象外」と記入します。なお、対象品目のうち、小麦は「数量払対象(パン・中華麺用)」又は「数量払対象(パン・中華麺用以外)」と、なたねは「数量払対象(特定品種)」又は「数量払対象(その他品種)」と記入します。  
また、対象外のばれいしょについては、「用途」欄に「数量払対象外(加工用)」、「数量払対象外(生食用)」、「数量払対象外(種子用)」、「数量払対象外(その他)」と記入します。
    - ウ かんしょについては、でん粉原料用いも交付金の対象となる場合は、「用途」欄に「数量払対象(専用品種)」又は「数量払対象(その他品種)」と記入します。  
対象外の場合は、「用途」欄に「数量払対象外(醸造用)」、「数量払対象外(加工用)」、「数量払対象外(生食用)」、「数量払対象外(種子用)」又は「数量払対象外(その他)」と記入します。
    - エ さとうきびについては、甘味資源作物交付金の対象となる場合は、「用途」欄に「数量払対象」と、対象外の場合は、「数量払対象外」と記入します。
    - オ はちみつを花の種類又は産地ごとに区分する場合は、「品目」欄に花の種類又は産地を記入します。
  - ② 「作付予定面積」欄は、保険期間に作付する予定の面積又は保険期間開始前に既に作付している面積等を次のとおり記入します。
    - ア 果樹は、結果樹(花芽の形成等が見込まれる樹園地)の面積又は本数を記入します(単位は、a又は本)。
    - イ 茶は、茶期ごとの摘採予定面積を合計した面積を記入します(単位は、a)。
    - ウ ポット等の容器に播種し容器ごと販売する農産物(ポット出荷作物)は、当該作物の種子を播いたポット数を記入します(単位は、個)。
    - エ きのは、発生操作を行った原木、駒又は菌床の数を記入します(単位は、本、駒又は個)。
    - オ はちみつは、巣箱を設置した延べ蜂群数を記入します(単位は群)。
  - ③ 「作付期」欄は、作付の年及び月を記入します。
    - ア 播種、移植(定植)する農産物は、播種、移植(定植)の年及び月
    - イ 果樹は、花芽の形成期等の年及び月
    - ウ 茶は、冬芽の生長停止期の年及び月
    - エ きのは、発生操作を行う年及び月
    - オ はちみつは、蜂場に巣箱を設置する年及び月
  - ④ 「収穫期」欄の「年(年度)」欄は、収穫予定の年及び月を次のとおり記入します。
    - ア 耕地で栽培する農産物は、収穫する予定の年及び月
    - イ ポット出荷作物は、出荷する予定の年及び月
    - ウ はちみつは、採蜜する予定の年及び月。蜜蜂は、出荷する期間
    - エ 保険期間中に収穫・出荷し、翌年に販売金額を受領する農産物であって、保険期間の税申告では売掛金の計上や棚卸しを行わない農産物(大豆など)については、販売金額を受領する時期を記入します。

- ⑤ 「保険期間に収穫する割合」欄は、作付予定面積のうち保険期間の年分の税申告において収入金額(販売金額・期末棚卸高等)に計上する金額に相当する面積(保険期間開始前に収穫し、棚卸に計上している分を除きます。)の割合を記入します。
- ⑥ 保険期間開始前に既に事故が発生している農産物がある場合は、当該農産物の作付予定面積について、事故が発生した面積と事故が発生していない面積を別行に分けて記入し、事故の発生しているものに係る「事故の発生」欄の口に✓を記入し、「備考」欄に対象外と記入します。ただし、農業共済(農作物共済、畑作物共済、果樹共済の収穫共済)又は収入保険に加入して事故発生通知を行っている場合は、「事故発生の通知」欄の口に✓を記入し、「備考」欄は空欄とします。また、保険期間の開始の日の属する年の前年の保険期間に発生した気象災害によって、農地、農業用施設等の農業生産基盤又は主たる住居が損壊し、復旧の努力をしても当該気象災害の発生後1年以内に作付けできないと見込まれる対象農産物等(保険期間の開始の日の属する年の前年の営農計画に記載のあるものであって、当該気象災害がなければ、その発生後1年以内に収穫が見込まれていたものに限り)があり、当該気象災害の発生前に継続加入の意思表示をしている保険資格者が、保険期間の開始前に当該対象農産物等がある旨の申し出を行っているときは、当該対象農産物等を記載するとともに、「備考」欄に保険期間開始前通知済と記入します。
- ⑦ 「申請者の住所地以外の経営耕地等」欄は、保険期間において、申請者の住所地以外の耕地等で営農を行う場合に、当該耕地等のある都道府県及び市町村名を記入します。また、はちみつについて、蜜蜂の転飼を行う場合は当該都道府県名と巣箱の設置時期を記入します。
- ⑧ 「備考」欄は、保険期間開始日前に、見込農業収入金額の算定で用いる見込単収及び見込販売単価が、過去の実績の平均を下回ることが見込まれる農産物がある場合に、その旨を記入します。
- ⑨ 保険期間の営農計画の記載内容に変更が生じた場合は、原則として、変更した農産物の作付後1か月以内に通知してください。

#### 5. ①農産物及び畜産物の営農計画のうち【畜産物用】について

- ① 「畜産物」欄は、保険期間に種付、導入及び出荷を行う畜産物を種類、品目及び用途ごとに次のとおり記入します。
  - ア 「種類」欄には牛、豚、鶏、馬、生乳等と記入し、「品目」欄には、子牛、育成牛、廃用牛等と出荷した目的別に記入します。
  - イ 加工原料乳生産者補給金の対象となる生乳については、「用途」欄に「加工原料乳含む」又は「加工原料乳」と、対象外の場合は、「用途」欄に「加工原料乳以外」と記入します。
  - ウ 収入保険の対象品目から除外される畜産物(肥育牛、肉用子牛、肉豚及び鶏卵)についても、記入し、備考欄に「対象外」と記入します。
- ② 「種付又は導入年(年度)」欄は、種付及び素畜の導入の年(年度)を記入します(生乳及び繁殖家畜の廃用は記入する必要はありません。。「畜産物」欄の種類等の区分が同じであっても、「種付又は導入年(年度)」が別であれば別行に分けて記入します。
- ③ 「飼養又は導入頭羽数」欄については、次のように記入します。
  - ア 家畜は、種付し、保険期間中に飼養する繁殖家畜の頭羽数(種付済みの家畜の導入頭数を含む)又は導入し保険期間中に飼養する素畜の頭羽数
  - イ 生乳は、保険期間中に飼養予定の搾乳牛の頭数
  - ウ 繁殖家畜の廃用は、保険期間中に飼養する廃用出荷予定の頭羽数
- ④ 「出荷予定年(年度)」欄は、出荷予定の年(年度)を記入します。
- ⑤ 「②保険期間に出荷する割合」欄は、出荷時期が複数年に跨る場合は、飼養又は導入頭羽数の保険期間に出荷する頭羽数の割合を記入します。
- ⑥ 保険期間開始前に既に事故が発生している畜産物がある場合は、当該畜産物の飼養又は導入頭羽数について、事故が発生した飼養又は導入頭羽数と事故が発生していない飼養又は導入頭羽数を別行に分けて記入し、事故の発生しているものに係る「事故の発生」欄の口に✓を記入し、「備考」欄に対象外と記入します。ただし、家畜共済の死亡廃用共済又は収入保険に加入して事故発生通知を行っている場合は、「事故発生の通知」欄の口に✓を記入し、「備考」欄は空欄とします。また、保険期間の開始の日の属する年の前年の保険期間に発生した気象災害によって、畜舎等の農業生産基盤又は主たる住居が損壊し、復旧の努力をしても当該気象災害の発生後1年以内に種付又は導入ができないと見込まれる畜産物(保険期間の開始の日の属する年の前年の営農計画に記載のあるものであって、当該気象災害がなければ、その発生後1年以内に出荷が見込まれていたものに限り)があり、当該気象災害の発生前に継続加入の意思表示をしている保険資格者が、保険期間の開始前に当該畜産物がある旨の申し出を行っているときは、当該畜産物を記載するとともに、「備考」欄に保険期間開始前通知済と記入します。
- ⑦ 「備考」欄は、保険期間開始日前に、見込農業収入金額の算定で用いる見込出荷率及び見込販売単価が、過去の実績の平均を下回ることが見込まれる畜産物がある場合に、その旨を記入します。また、第1章第6節第1の(2)において対象農産物等から除外することとされているものについて「対象外」と記入するものとします。
- ⑧ 保険期間の営農計画の記載内容に変更が生じた場合は、原則として変更した畜産物の種付、導入後1か月以内に通知してください。

#### ②基準収入金額の算定方法の特例に適用する経営面積について

「過去の経営面積」欄は、農産物の生産に供していた又は供する予定の耕地若しくは施設の実面積、畜産物の生産に供していた又は供する予定の畜舎面積を農地台帳、農業共済の加入申込書、経営所得安定対策の営農計画書、固定資産税納税通知書、農地賃貸借契約書などの根拠となる書類に基づき記入します。また、根拠書類は、できるだけ毎年同じ書類を用いてください。

なお、基盤整備事業や災害の影響、未収益期間の樹園地であること等により、農産物又は畜産物の生産に供することができなかった又は供することができない予定の面積がある場合は、全ての青色申告提出年において同じ扱いとすることを条件として、その面積を除くことができます。災害の影響により経営面積から除くことができるのは、被災年の翌年以降の年で年間を通して農産物又は畜産物の生産に供することができない面積です。

また、令和5年以前に保険期間が開始する収入保険の基準収入の算定において被災年の経営面積を除外した場合で、当該年の実績農業収入金額について気象災害特例を適用しない場合に限り、被災年の経営面積を除外したままとすることができます。

気象災害特例のみの適用を申し出る場合で、被災した年の全てについて収入保険に加入していた場合は記入する必要はありません。

(2) 保険期間の営農計画に基づく保険期間中に見込まれる農業収入金額

1. 「農産物又は畜産物」欄は、「(1) 保険期間の営農計画」に記入する農産物又は畜産物の種類、品目及び用途と同じ内容を記入します。ただし、同じ種類等であっても品種や栽培方法等の違いにより、単位面積等当たり見込販売金額や見込単収、見込販売単価が異なる場合は、別行に分けて記入することを基本とします。
2. 「(1) 保険期間の営農計画」において、既に災害による被害を受けている旨を申告した対象農産物等については、当該事故に係る作付予定面積、飼養又は導入頭数を除外するものとします。ただし、加入申請日において、当該対象農産物等を共済目的とする共済事業又は収入保険に加入している場合であって、共済事業又は収入保険の事故発生通知を行っているときは除外する必要はありません。また、保険期間の開始の日の属する年の前年の保険期間に発生した気象災害によって、農地、農業用施設等の農業生産基盤又は主たる住居が損壊し、復旧の努力をしても当該気象災害の発生後1年以内に作付けできないと見込まれる対象農産物等(保険期間の開始の日の属する年の前年の営農計画に記載のあるものであって、当該気象災害がなければ、その発生後1年以内に収穫が見込まれていたものに限り、)があり、当該気象災害の発生前に継続加入の意思表示をしている保険資格者が、保険期間の開始前に当該対象農産物等がある旨の申し出を行っているときは除外する必要はありません。なお、第1章第6節第1の(2)において対象農産物等から除外することとされているものについては、これを除外するものとします。
3. 棚卸や事業消費、数量払のない対象農産物等については、「見込販売金額」欄のみ記入します。
4. 「見込期首棚卸高」欄の「見込在庫数量」欄は、保険資格者が当該保険期間開始前に生産した対象農産物等の種類ごとの保険期間開始の時点における見込在庫数量を記入します。「見込単価」欄は、見込販売単価と同額とします。ただし、継続加入者にあつては、当該保険期間の前年の「保険期間の農業収入金額実績申告書兼保険金等請求書」(様式11号)における対象農産物等の種類ごとの期末棚卸高欄の「在庫数量」及び「販売単価」欄の数値を記入します。
5. 「保険期間の見込収穫数量等」欄の「作付予定面積等」欄は、「(1) 保険期間の営農計画」の「保険期間の収穫に係る作付面積」欄、又は「保険期間の出荷に係る飼養又は導入頭羽数」欄の値を記入します。
6. 「保険期間の見込収穫数量等」欄の「見込単収等」欄は、「保険期間の単位面積等当たり見込販売金額等試算表」(様式5号)により算定した見込単収等を記入します。また、農産物のうち耕地で栽培するものでないもの及び畜産物の「見込単収等」は、次のとおり計算します。なお、適用できるデータがない場合は、当該対象農産物等は、保険期間の営農計画に基づく保険期間中に見込まれる農業収入金額の算定から除外します。
  - ① ポット出荷作物は、出荷ポット数÷播種ポット数
  - ② きのは、生産数量÷原木数・駒数又は菌床数
  - ③ はちみつは、生産数量÷延べ蜂群数
  - ④ 生乳は、生産数量÷搾乳牛の飼養頭数
  - ⑤ 家畜は、(出荷頭羽数×繁殖家畜の自家保留頭羽数)÷種付した繁殖家畜の飼養頭羽数(種付済みの家畜の導入頭数を含む)又は導入した素畜頭羽数
  - ⑥ 繁殖家畜の廃用は、「100%」(廃用出荷頭羽数÷廃用出荷頭羽数)
7. 「見込販売金額」欄は、次のとおり記入します。

<棚卸や事業消費、数量払のない対象農産物等の場合>  
「作付予定面積等」欄は、「(1) 保険期間の営農計画」の「保険期間の収穫に係る作付面積」欄又は「保険期間の出荷に係る飼養又は導入頭羽数」欄の値を記入します。  
「単位面積等当たり見込販売金額」欄は、「保険期間の単位面積等当たり見込販売金額等試算表」(様式5号)により算定した単位面積等当たり見込販売金額を記入します。

<棚卸や事業消費、数量払がある対象農産物等の場合>  
「見込販売数量」欄は、保険期間の見込収穫数量又は見込出荷数量及び保険期間開始時の見込在庫数量のうち保険期間に販売を予定している数量を記入します。  
「見込販売単価」欄は、「保険期間の単位面積等当たり見込販売金額等試算表」(様式5号)により算定した見込販売単価を記入します。なお、適用できるデータがない場合は、当該対象農産物等は、保険期間の営農計画に基づく保険期間中に見込まれる農業収入金額の算定から除外します。
8. 「見込事業消費金額」欄の「見込事業消費数量」欄は、保険資格者が生産する対象農産物等のうち、保険期間に事業用消費に充てることが見込まれるものの種類ごとの数量を記入します。畜産経営においては、繁殖家畜を自家保留した頭羽数を記入します。  
「見込事業消費単価」欄は、見込販売単価と同額又はそれ以下の単価を記入します。
9. 「見込家事消費」欄の「数量(対象外)」欄は、保険期間の見込数量を記入します。家事消費数量は見込農業収入金額の算定対象に含めません。
10. 「見込期末棚卸高」欄の「見込在庫数量」欄は、保険資格者が生産する対象農産物等の種類ごとの保険期間終了の時点における見込在庫数量を記入します。  
「見込単価」欄は、見込販売単価と同額とします。
11. 「見込数量払金額」欄は、次のとおり記入します。
  - ① 「区分」欄は、次の中から該当する番号を記入します。
    - ア 当該保険期間に収穫・出荷した農産物等に係る数量払(畑作物の直接支払交付金にあつては、面積払交付金額及び数量払交付金額)が当該保険期間中に交付される場合は「1」を記入します。
    - イ 畑作物の直接支払交付金が保険期間を跨いで交付される場合(大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいし等)  
(ア) 当該保険期間の前年に収穫・出荷した農産物等に係る数量払交付金額を計上する場合は「2」を記入します。  
(イ) 当該保険期間に作付けする農産物等に係る面積払交付金額を計上する場合は「3」を記入します。
  - ② 「見込数量払単価」欄は、各数量払に係る実施要綱等に基づき定められた保険期間(①の「区分」欄が「2」の場合にあつては保険期間の前年)の品質区分別交付単価を農業者の過去の品質区分別数量の実績により加重平均して算出した単価を記入します。農業者の過去の品質区分別数量の実績がない場合は、全国連合会が準備する平均交付単価を記入します。なお、保険期間の交付単価が未定の場合は、前年の平均交付単価を記入しますが、保険期間の交付単価の決定後に変更します。  
ただし、①の「区分」欄が「3」の場合は空欄とします。
  - ③ 畑作物の直接支払交付金の場合は、「面積払単価」欄に経営所得安定対策等実施要綱に基づき定められた保険期間(①の「区分」欄が「2」の場合にあつては保険期間の前年)の交付単価を記入します。
12. 数量払の交付を受ける予定の農産物等がある場合で、既に「交付申請者管理コード等」を通知されている場合は、そのコード番号を記入します。

【参考情報】

「米の事前契約の締結」欄は、保険期間の見込農業収入金額に占める米の収入金額が第1位の者であつて、米の作付段階で、その過半について数量契約が締結されている場合に☑チェックします。

## 保険期間の単位面積等当たり見込販売金額等試算表

(単位:面積はa等、金額は円、数量はkg等、単位面積等当たり見込販売金額は円/10a等、単収はkg/10a等、単価は円/kg等)

				過去実績				計算結果欄			備考
				作付面積等	販売金額	収穫量	販売数量	単位面積等当たり見込販売金額	見込単収等	見込単価	
				①	②	③	④	⑤=②÷①	⑥=③÷①	⑦=②÷④	
種類	1年前	( )年	<input type="checkbox"/>								
	2年前	( )年	<input type="checkbox"/>								
	3年前	( )年	<input type="checkbox"/>								
品目	4年前	( )年	<input type="checkbox"/>								
	5年前	( )年	<input type="checkbox"/>								
	地域平均		<input type="checkbox"/>								
用途	全国平均	<input type="checkbox"/>									
その他(客観的資料)	<input type="checkbox"/>										
決定見込販売金額等											
種類	1年前	( )年	<input type="checkbox"/>								
	2年前	( )年	<input type="checkbox"/>								
	3年前	( )年	<input type="checkbox"/>								
品目	4年前	( )年	<input type="checkbox"/>								
	5年前	( )年	<input type="checkbox"/>								
	地域平均		<input type="checkbox"/>								
用途	全国平均	<input type="checkbox"/>									
その他(客観的資料)	<input type="checkbox"/>										
決定見込販売金額等											
種類	1年前	( )年	<input type="checkbox"/>								
	2年前	( )年	<input type="checkbox"/>								
	3年前	( )年	<input type="checkbox"/>								
品目	4年前	( )年	<input type="checkbox"/>								
	5年前	( )年	<input type="checkbox"/>								
	地域平均		<input type="checkbox"/>								
用途	全国平均	<input type="checkbox"/>									
その他(客観的資料)	<input type="checkbox"/>										
決定見込販売金額等											

<記入上の注意>

【共通】

1. 単位面積等当たり見込販売金額等の計算に用いる過去実績年について、過去5年（直近の過去5年の中に営農不能年がある場合は、営農不能年を除き、直近の過去5年より前の年を加えた5年とします。以下同じ。）の中から全ての対象農産物について同一の3年以上を選択し、該当箇所に入力された年を記録します。  
なお、同一の3年以上の選択に当たっては、営農計画で作付予定の対象農産物が過去5年の中で作付けされていた場合は、作付けがあった年が1年以上入るように選択してください。  
また、同一の3年以上の選択において、過去5年の中に気象災害特例の適用を受ける年がある場合は、その年を除くことができます。その年を除くと3年以上の選択ができなくなる場合は、3年未満の選択として構いません。
2. 上記1. で選択した年に作付けがあった対象農産物の実績を全て記入します。なお、記入箇所は以下のとおりです。
  - ① 棚卸高、事業用消費、数量払を計上する対象農産物は、①、②、③、④、⑥及び⑦の欄。
  - ② 上記①以外の対象農産物は、①、②及び⑤の欄。
3. 過去5年の全てで作付けがなかった対象農産物については、地域平均、全国平均又はその他（客観的資料）のいずれか一つを選択し、該当箇所に入力された年を記録します。上記1. で気象災害特例の適用を受ける年を除くことにより、選択した年の全てで作付けがなかった場合も同様です。

【農作物の場合】

1. 「作付面積等」欄は、農業共済の加入申込書、青色申告決算書、農作業日誌等の記録などに基づく実績を、a又は㎡単位で記入します。なお、単位をa又は㎡で表さないものは以下の単位の値を記入します。
  - ① ポット出荷作物は、当該農作物の種子を播いた「ポット数」
  - ② きのは、発生操作を行った原木、駒又は菌床の「本数」、「駒数」又は「個数」
  - ③ はちみつは、巣箱を設置した「延べ蜂群数」
2. 「販売金額」欄は、帳簿、販売伝票、農業者が通常の経営管理に用いている記録などに基づく実績を記入します。
3. 「収穫量」欄は、青色申告決算書、販売伝票、在庫伝票、荷受伝票、農作業日誌等の記録などに基づく実績をkg単位で記入します。ただし、単位をkgで表さないものは以下の単位の値を記入します。
  - ① 花きは、「本数」又は「個数」
  - ② ポット出荷作物は、出荷した「ポット数」
4. 「販売数量」欄は、帳簿、販売伝票、在庫伝票、荷受伝票、加入者が通常の経営管理に用いている記録などに基づく実績をkg単位で記入します。ただし、単位をkgで表さないものは以下の単位の値を記入します。
  - ① 花きは、「本数」又は「個数」
  - ② ポット出荷作物は、出荷した「ポット数」
5. 農産物のうち耕地で栽培するものでないものの、各過去実績年の見込単収等の計算方法は、以下のとおりです。
  - ① ポット出荷作物は、出荷ポット数÷播種ポット数
  - ② きのは、生産数量÷原木数・駒数・菌床数
  - ③ はちみつは、生産数量÷延べ蜂群数
6. 「決定見込販売金額等」欄の各欄は、選択した過去実績年の実績を平均した値を記入します。地域平均等を選択した場合は、その値を記入します。

**【畜産物の場合】**

1. 「作付面積等」欄は、種付けした繁殖家畜（導入した場合を含む。）又は導入した素畜の頭羽数を記入します。
2. 「販売金額」欄は、帳簿、販売伝票、農業者が通常の経営管理に用いている記録などに基づく実績を記入します。
3. 「収穫量」欄は、青色申告決算書、販売伝票、入庫伝票、荷受伝票、農作業日誌等の記録などに基づく出荷頭羽数の実績を記入します。
4. 「販売数量」欄は、帳簿、販売伝票、入庫伝票、荷受伝票、加入者が通常の経営管理に用いている記録などに基づく実績を頭羽数単位で記入します。
5. 生乳の各過去実績の見込単収等は、生産数量÷搾乳牛の飼養頭数とします。
6. 「決定見込販売金額等」欄の各欄は、選択した過去実績年の実績を平均した値を記入します。地域平均等を選択した場合は、その値を記入します。

**【参考様式6号】 削除**



## 農業経営収入保険 加入承諾書兼保険料及び積立金通知書 (令和 年(年度))

殿

発行年月日令和 年 月 日  
申請年月日 年 月 日

全国農業共済組合連合会  
会長理事

加入者管理コード																			
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

農業経営収入保険について、令和 年 月 日付けの加入申請を承諾し、保険契約が成立しましたので、加入承諾書を発行いたします。  
また、本加入承諾によりお支払いいただく保険料・積立金・事務費は、下記のとおりとなりますのでお知らせします。  
つきましては、ご指定の口座から引落しますので、下記の振替日までに口座への入金をお願いします。

<b>1 保険期間</b>	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日										
<b>2 保険料・積立金・事務費</b> <small>※保険料等は、基準収入金額の算定後に決定するため、本金額は仮の金額となります。</small>	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">① 保険料 _____ 円 ( 危険段階: 区分(保険料率 %) ) ( 激変緩和措置の適用実績: <input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>なし )</td> <td style="width: 50%; border: none;">② 積立金 _____ 円</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">③ 事務費 _____ 円</td> <td style="border: none;"></td> </tr> </table>	① 保険料 _____ 円 ( 危険段階: 区分(保険料率 %) ) ( 激変緩和措置の適用実績: <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし )	② 積立金 _____ 円	③ 事務費 _____ 円							
① 保険料 _____ 円 ( 危険段階: 区分(保険料率 %) ) ( 激変緩和措置の適用実績: <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし )	② 積立金 _____ 円										
③ 事務費 _____ 円											
<b>3 振替日及び支払金額</b> <small>※振替日ごとの支払金額は、仮の保険料等に基づくものです。基準収入金額の算定後に正式な金額を通知しますので、通知後は、その通知に記載の金額をお支払いください。</small>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">振替日</th> <th style="width: 70%;">月 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保険料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>積立金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支払金額</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	振替日	月 日	保険料		積立金		事務費		支払金額	
振替日	月 日										
保険料											
積立金											
事務費											
支払金額											
<b>【登録口座】</b>											

(注) 振替日までに引落しができない場合(分割支払の場合は、初回分の引落しができない場合)は、保険契約を解除することがありますので、振替日までに必ず入金してください。



農業経営収入保険 事故発生等通知書  
( 年 (年度))

回目

令和 年 月 日

全国農業共済組合連合会会長理事 殿

加入者 住所  
氏名 [ 法人にあつては、名称及び代表者の氏名 ]

加入者管理コード

[ 受付年月日: 令和 年 月 日 ]

(1)事故発生の通知

農産物又は畜産物			通知対象事故の概況							全国連記入欄	
種類	品目	用途	No	発生年月日	生育 ステージ	事故の原因 となった災害等	事故の区分	事故の詳細	収入減少 割合	翌年(年度)以降の 収入減少の有無	気象災害に 被災した事実 の確認年月日
									割	( □ 年)	
									割	( □ 年)	
									割	( □ 年)	
									割	( □ 年)	
									割	( □ 年)	
									割	( □ 年)	

【備考】

- ※ つなぎ資金の貸し付けを希望されない場合は、価格低下又は為替変動による事故は通知いただく必要はありません。  
(つなぎ資金の貸し付けを希望される場合は、「事故の原因となった災害等欄」において価格下落又は為替変動を記入してください。)
- ※ 翌年以降の保険契約において、気象災害特例の適用を希望する方は、気象災害による対象農産物等の被災状況を確認できる画像を添付してください。  
(気象災害の発生後遅滞なく通知が行われない場合又は添付された画像によって気象災害に被災した事実を確認できない場合は、本通知書を気象災害に被災したことの事実の確認資料として利用することができませんので、ご注意ください。)

(2)つなぎ資金の貸付けの希望の有無(いずれかに☑をしてください。)

希望する    希望しない

(3) 自己都合による栽培又は飼養の中止の通知

農産物又は畜産物			栽培又は飼養 中止年月日	該当場所	
種類	品目	用途	年月日	所在地	作付面積 (a、kg、頭等)

<記入上の注意>

(1)事故発生の通知

1. 「農産物又は畜産物」欄は、「農業経営に関する計画」(様式4号)の「(1)保険期間の営農計画」に記入した農産物又は畜産物を記入します。
2. 「発生年月日」欄は、通知対象事故が発生した年月日を記入します。発生した年月日が不明な場合は、収入減少が確認できた年月日を記入します。
3. 「生育ステージ」欄は、通知対象事故が発生した時点の農産物等の生育ステージを記入してください。  
 水稻の場合の例: 播種前、播種期、育苗期、幼穂形成期、分けつ期、出穂期、登熟期、収穫期、収穫後等  
 果樹の場合の例: 花芽の形成期、発芽期、開花・結実期、果実肥大・成熟期、収穫期、収穫後等
4. 「事故の原因となった災害等」欄の上段は、次の中から該当するものを記入します。  
 台風、強風、豪雨、長雨、高温、低温、日照不足、干害・少雨、雪害、凍霜害、ひょう害、竜巻、地震、噴火、その他の気象災害、病害、虫害、鳥害、獣害、病気・怪我、盗難、運搬中の事故、取引先の倒産、価格低下、為替変動、その他
5. 「事故の原因となった災害等」欄の下段は、上段に記入した災害等の具体的な事象について、台風の場合は号数、病虫害の場合は病虫害名、獣害の場合は動物の種類(シカ、イノシシ等)を記入します。
6. 「事故の区分」欄は、次の中から該当するものをすべて記入します。  
 収穫量減少、品質低下、価格低下、収穫後の販売量減少、その他
7. 「事故の詳細」欄は、「事故の区分」に記載した事故内容の詳細を補足で記入してください。  
 (水稻)台風による収穫量の減少の場合の例: 水稻が倒伏し水に浸かったが、圃場から水が引かず刈り取り作業が遅れたことにより穂発芽が発生した。  
 (水稻)高温による品質低下の場合の例: 一等米比率が例年9割程度のところ、乳白粒が発生したため5割程度に落ち込んだ。  
 (梅)ひょう害による収穫量減少及び品質低下の場合の例: 果実の落果により収穫量が2割減少。さらに残った果実にも損傷が発生し、3割が規格外となった。  
 (りんご)雪害による収穫量の減少の場合の例: 4割の樹体について、枝折れが発生した。
8. 「収入減少割合」欄は、事故後に見込まれる収入減少割合を記入します。
9. 「翌年(年度)以降の収入減少の有無」欄は、収入減少が見込まれる時期が翌年以降の場合、□に✓を記入してください。
10. 「気象災害に被災した事実の確認年月日」欄は、全国連合会が農産物等の被災状況を確認できる画像等により気象災害に被災した事実を確認した年月日が記載されます。
11. 保険期間の開始の日の属する年の前年の保険期間に発生した気象災害によって、農地、農業用施設等の農業生産基盤又は主たる住居が損壊し、復旧の努力をしたにもかかわらず、当該気象災害の発生後1年以内に作付けができないと見込まれる対象農産物等(保険期間の開始の日の属する年の前年の営農計画に記載のあるものであって、当該気象災害がなければ、その発生後1年以内に収穫が見込まれていたものに限り、)があり、当該気象災害の発生前に継続加入の意思表示をしている保険資格者が、保険期間の開始前に当該対象農産物等がある旨の申し出を行った対象農産物等について、作付けができないことが確実となったときは、通知の際に以下の資料を添付してください。  
 ア 気象災害に被災したことの事実  
 次のいずれかを添付してください。  
 (ア)市町村長が交付する被災証明、(イ)都道府県が交付する被災状況を明らかにするもの、(ウ)農業協同組合又は農業協同組合連合会が交付する被災状況を明らかにするもの、  
 (エ)被災状況を確認できる画像、(オ)園芸施設共済等の損害認定結果  
 イ 復旧努力と復旧できない事実  
 作付け期までに復旧できなかった理由、取組状況及びこれらを裏付ける資料

(2)つなぎ資金の貸付けの希望の有無

「つなぎ資金の貸付けの希望の有無」欄は、発生した事故による収入減少に対応して、つなぎ資金の貸付けを希望するか否かを選択します。つなぎ資金は、保険金等の支払いが見込まれる事故が発生した場合に申請するものです。貸付条件等については、保険者にお尋ねください。

(3)自己都合による栽培又は飼養の中止の通知

1. 「栽培又は飼養中止年月日」欄は、農産物又は畜産物の栽培又は飼養の中止を決めた年月日を記入します。
2. 「農産物又は畜産物」欄は、「農業経営に関する計画」(様式4号)の「(1)保険期間の営農計画」に記入した農産物又は畜産物の種類等を記入します。
3. 「該当場所」欄の「所在地」欄は、栽培又は飼養を中止した耕地等の所在地、「作付面積」欄は農産物は栽培を中止した面積、畜産物は飼養を中止した頭羽数及び畜舎名を記入します。

# 農業経営収入保険 保険期間の農業収入金額実績申告書兼保険金等請求書 ( 年(年度)分)

令和 年 月 日

全国農業共済組合連合会会長理事 殿

申請者 住所  
氏名 法人にあっては、名称及び代表者の氏名

加入者管理コード

年(年度)の農業経営収入保険に係る農業収入金額等について、以下のとおり申告します。

- なお、本申告による収入金額に基づき計算される、保険金、特約補填金を請求するので「(2)収入減少要因及び保険事故防止の取組状況」のとおり申告します。
- なお、本申告による収入金額に基づき計算される、保険金、特約補填金の請求を予定しているで「(2)収入減少要因及び保険事故防止の取組状況」のとおり申告します。
- なお、保険金・特約補填金の請求をしません。

※該当する口に✓を記入してください。

(1) 農業収入金額の計算

(単位:数量はkg等、単価は円/kg等、金額は円)

農産物又は畜産物			期首棚卸高			事業消費金額			家事消費金額	期末棚卸高			⑤農業収入金額 =②+③+④-①	見込農業収入金額 (J)	農業収入金額増減額 (K)=⑤-(J)	割合 =(K)/(J)
			在庫数量 (A)	販売単価 (B)	①金額 =(A)×(B)	②販売金額	事業消費数量 (E)	事業消費単価 (F)	③金額 =(E)×(F)	金額 (対象外) (G)	在庫数量 (H)	販売単価 (I)				
種類	品目	用途	(A)	(B)	= (A) × (B)	(E)	(F)	= (E) × (F)	(G)	(H)	(I)	= (H) × (I)	(J)	(K) = ⑤ - (J)	= (K) / (J)	
合計																

「農業経営に関する計画」の変更の有無  令和 年 月 日付けで提出した「農業経営に関する計画」に変更ありません  変更があります

(2) 収入減少要因及び保険事故防止の取組状況

※保険金若しくは特約補填金を請求する場合又は請求を予定している場合に記入してください。

農産物又は畜産物			収入減少要因							事故発生 通知	確認事項
種類	品目	用途	No	発生年月日	生育 ステージ	事故の原因 となった災害等	事故の 区分	事故の詳細	収入減少 割合		
										通知した <input type="checkbox"/>	! 事故発生通知前後の取組内容がある場合は、該当欄に記入願います。 ・事故発生前に保険事故防止の取組を実施しましたか。 (取組内容: ) <input type="checkbox"/> 実施した <input type="checkbox"/> 実施しなかった
											・事故発生通知後の保険事故防止の取組(全国連合会等より指導があった場合はその内容)を実施しましたか。 (取組内容: ) <input type="checkbox"/> 実施した <input type="checkbox"/> 実施しなかった
											・意図的な値下げを行っていませんか。 (主な取引先: ) <input type="checkbox"/> 行っていない <input type="checkbox"/> 行った
										通知した <input type="checkbox"/>	! 事故発生通知前後の取組内容がある場合は、該当欄に記入願います。 ・事故発生前に保険事故防止の取組を実施しましたか。 (取組内容: ) <input type="checkbox"/> 実施した <input type="checkbox"/> 実施しなかった
											・事故発生通知後の保険事故防止の取組(全国連合会等より指導があった場合はその内容)を実施しましたか。 (取組内容: ) <input type="checkbox"/> 実施した <input type="checkbox"/> 実施しなかった
											・意図的な値下げを行っていませんか。 (主な取引先: ) <input type="checkbox"/> 行っていない <input type="checkbox"/> 行った
										通知した <input type="checkbox"/>	! 事故発生通知前後の取組内容がある場合は、該当欄に記入願います。 ・事故発生前に保険事故防止の取組を実施しましたか。 (取組内容: ) <input type="checkbox"/> 実施した <input type="checkbox"/> 実施しなかった
											・事故発生通知後の保険事故防止の取組(全国連合会等より指導があった場合はその内容)を実施しましたか。 (取組内容: ) <input type="checkbox"/> 実施した <input type="checkbox"/> 実施しなかった
											・意図的な値下げを行っていませんか。 (主な取引先: ) <input type="checkbox"/> 行っていない <input type="checkbox"/> 行った

(3) 農業収入金額の減少を補填するための賠償金その他の金銭の給付の受取状況

※保険金若しくは特約補填金を請求する場合又は請求を予定している場合に記入してください。

※賠償金その他の金銭の給付を受け取った場合又は賠償金その他の金銭の給付の受取りが見込まれている場合は、該当する口に✓を記入し、下記の内容を記入してください。

賠償金その他の金銭の給付を受け取った場合

具体的な内容	受領額
	_____ 円
	_____ 円
	_____ 円

賠償金その他の金銭の給付の受取りが見込まれている場合

具体的な内容	受領予定額
	_____ 円
	_____ 円
	_____ 円

## <記入上の注意>

### (1) 農業収入金額の計算

1. 「農産物又は畜産物」欄は、「農業経営に関する計画」(様式4号)の「(2) 保険期間の営農計画に基づく保険期間中に見込まれる農業収入金額」(以下「様式4号の(2)」といいます。)に記入した、農産物又は畜産物の種類、品目等と同じ内容を記入します。
2. 「期首棚卸高」及び「期末棚卸高」の「在庫数量」欄は、棚卸表に基づいて実績を記入します。「期首棚卸高」の「販売単価」欄は、様式4号の(2)に記入した単価と同額を記入します。「期末棚卸高」の「販売単価」欄は、加入申請書において選択した単価(様式4号の(2)に記入した単価又は「販売金額」欄の金額等の平均単価)を記入します。なお、畜産物など、税申告上棚卸しがないものや、育成中の果樹や圃場にある農産物などの「農産物以外の棚卸高」「仕掛品棚卸高」については、記入する必要はありません。
3. 「販売金額」欄は「対象農産物等の種類ごとの販売金額を整理するための補助フォーム(農業所得用)」(様式3号の1)又は「対象農産物等の種類ごとの販売金額を整理するための補助フォーム(一般・法人用)」(様式3号の2)で整理した保険期間の対象農産物等ごとの「収入金額として申告する販売金額」に記入した金額と同額を記入します。
4. 「見込農業収入金額」欄は、様式4号の(2)の「見込農業収入金額」欄に記入した金額と同額を記入します。
5. 「事業消費金額」欄は、被保険者が生産した対象農産物等のうち保険期間に事業用消費に充てたものの種類ごとの数量に、様式4号の(2)に記入した見込事業消費単価を乗じて得た金額を記入します。
6. 「家事消費金額」欄は、被保険者が生産した対象農産物等のうち保険期間に家事消費に充てたものの種類ごとの数量に、様式4号の(2)に記入した見込単価を乗じて得た金額を記入します。
7. 「農業経営に関する計画」の変更の有無」欄は、「農業経営に関する計画」(様式4号)に変更がないか否かを申告します。

### (2) 収入減少要因及び保険事故防止の取組状況

1. 保険期間の農業収入金額と保険期間の見込農業収入金額を比較して、補償限度の割合を下回っている農産物又は畜産物等ごとに、「収入減少要因」欄、「事故発生通知」欄及び「確認事項」欄を記入します。
2. 「事故発生通知」欄は、事故発生の通知を行っていた場合は口に✓を記入します。
3. 「確認事項」欄は、取組の内容を記載し、実施状況について該当する口に✓を記入します。全国連合会からの指導事項があった場合はそれを記入し、指導事項の遵守状況について記入します。  
なお、病気や怪我により収入減少が発生した場合は、他の農業者への作業委託など労働力の確保に努めた取組を(取組内容)に記載します。

### (3) 農業収入金額の減少を補填するための賠償金その他の金銭の給付の受取状況

1. 「具体的な内容」欄は、賠償金その他の金銭の給付の具体的な内容を記入します(例: 自動車の衝突で農業ハウスが損壊したことにより作物が枯死したことに関する賠償金、都道府県や市町村が実施する農業収入金額の減少を補填するための事業(野菜の価格低下を補填する事業など)の交付金)。
2. 「受領額」欄は、保険期間中に受け取った賠償金その他の金銭の給付の額を記入します。「受領予定額」欄は、受け取る予定の賠償金その他の金銭の給付の額が判明している場合に記入します。

## 農業経営収入保険 保険金等(見込額)通知書 ( 年(年度))

殿

加入者管理コード																			
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

令和 年 月 日

全国農業共済組合連合会  
会長理事

令和 年 月 日に提出いただいた「保険期間の農業収入金額実績申告書兼保険金等請求書」に基づき算定した結果、 年(年度)の貴方の保険金等(見込額)は、下記のとおりとなりましたのでお知らせします。(保険金等の受取を希望される場合は、令和 年 月 日までに、「保険金等請求書」を全国農業共済組合連合会まで送付してください。期日までに送付がない場合は、請求がなかったものとしてします。)

1 保険金及び特約補填金(見込額)			
保険金(①)			円
特約補填金(②)			円
つなぎ資金貸付金額(③)			円
保険金等振込見込額(①+②-③)			円
2 令和 年に適用される危険段階			
① 保険金を受け取った場合	危険段階 (保険料率)		段階 (%)
② 保険金を受け取らなかった場合	危険段階 (保険料率)		段階 (%)

＜注意＞

- ・本書は、原則、「保険期間の農業収入金額実績申告書兼保険金等請求書」(様式11号)の受理日から起算して1月以内に被保険者に通知します。
- ・賠償金等若しくは免責による減額がある場合又は保険金等見込額の計算過程について説明を求められた場合は、全国連合会において算定した保険金等見込額算定結果を被保険者に提示します。

# 農業経営収入保険 保険金等請求書 ( 年(年度))

令和 年 月 日

全国農業共済組合連合会会長理事 殿

申請者 住所  
氏名 ( 法人にあつては、名称及び代表者の氏名 )

加入者管理コード																			
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

「保険期間の農業収入金額実績申告書兼保険金等請求書」により、保険金等の請求を予定している旨申告していましたが、「保険金等(見込額)通知書」(令和 年 月 日発行)の内容を確認した上で、以下のとおり請求します。

【保険金及び特約補填金の請求】※該当する欄の□に✓を記入してください。

保険金 _____ 円	<input type="checkbox"/> 保険金を請求します。 <input type="checkbox"/> 保険金を請求しません。
特約補填金 _____ 円	<input type="checkbox"/> 特約補填金を請求します。 <input type="checkbox"/> 特約補填金を請求しません。

農業経営収入保険 保険金等振込額通知書( 年(年度))  
 兼積立金通知書( 年(年度))

令和 年 月 日

全国農業共済組合連合会  
 会長理事

殿

加入者管理コード																				
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

令和 年(年度)契約に係るお支払いを、下記のとおり  
 ご指定の登録口座にお振り込みしましたので、お知らせ  
 いたします。

お振り込み日

保険金等	
お支払い金額 (①-②)	円
登録口座 (保険金等振込先)	

保険金等支払後の積立金残高	
積立金残高	円
翌年繰越額※1	円
積立金返還額※2	円
登録口座 (積立金返還先)	

※1 積立金残高は翌年契約に繰り越されます。繰越後、翌年契約の積立金に追納又は返還が発生する場合は、翌年契約にてお知らせします。

※2 翌年加入がない場合、または、翌年契約で積立方式を選択していない場合は、積立金を返還いたします。

保険金等算定結果 ①	
保険金	円
特約補てん金	円
被保険者負担分	円
国庫負担分	円

保険金等から差引金額 ②	
免責による減額	円
免責事由	
賠償金等による減額	円
つなぎ資金貸付金額	円



## 貸付限度額計算書

## (1) 保険期間中の農業収入概算額

(単位：円)

農産物又は畜産物			見込農業収入金額	事故後に見込まれる農業収入金額	保険期間中の農業収入概算額
種類	品目	用途			
合計					

## (2) 貸付限度額

補填方式	基準収入金額	保険限度額 (補填限度額)	保険金支払概算額 (特約補填金支払概算額)	貸付限度額	貸付限度額計
保険方式					
積立方式					

(注意)

「事故後に見込まれる農業収入金額」欄は、通知対象事故が生じていない対象農産物等にあつては空欄とします。

# 農業経営収入保険 つなぎ資金借入申請書 ( 年 (年度) )

令和 年 月 日

全国農業共済組合連合会会長理事 殿

住 所

氏 名

加入者管理コード																			
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

令和 年 月 日付け「つなぎ資金貸付限度額通知書」において通知されたつなぎ資金について、下記の希望額の借入れを申請  
します。

記

貸付限度額	借入希望額
円	円



# 農業経営収入保険 つなぎ資金振込通知書

( 年 (年度) )

令和 年 月 日

殿

加入者管理コード																				
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

全国農業共済組合連合会  
会長理事

令和 年 月 日付けで申請のあったつなぎ資金の貸付けについて、下記金額の貸付けを決定し、ご指定の登録口座へ振り込みましたのでお知らせします。

記

借入金額																					円
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

農業経営収入保険 つなぎ資金償還完了通知書  
( 年 (年度))

令和 年 月 日

殿

加入者管理コード																				
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

全国農業共済組合連合会  
会長理事

年 月 日付で貸付けたつなぎ資金については、 年分の収入保険に係る保険金及び特約補填金の支払決定により、下記のとおりその全額が償還されたものとしますのでお知らせします。

記

内 訳	金 額																			
保険金及び特約補填金支払決定額 (A)																				円
つなぎ資金貸付金額 (B)																				円
差引金額 (A) - (B)																				円

※ 当該借入れに際し提出いただいた「つなぎ資金借用書」の返却を希望される方は、 まで連絡ください。

農業経営収入保険 つなぎ資金精算不足金償還請求書  
( 年(年度))

令和 年 月 日

殿

加入者管理コード																				
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

全国農業共済組合連合会  
会長理事

年 月 日付けで貸付けたつなぎ資金については、 年分の収入保険に係る保険金及び特約補填金の支払決定又は不支払決定による保険金及び特約補填金支払決定額が貸付金に満たないことから、以下の精算不足金について、令和 年 月 日までに償還されるよう請求致します。  
なお、償還請求額は、ご指定の登録口座から振替致します。

記

償還請求額 円

内 訳	金 額												
つなぎ資金貸付金額 (A)													円
保険金及び特約補填金支払決定額 (B)													円
精算不足金額 (A) - (B)													円

【登録口座】

金融機関		預金種別	
口座番号			
口座名義(カナ)			

農業経営収入保険 つなぎ資金返還請求書  
 ( 年 (年度))

令和 年 月 日

殿

加入者管理コード																				
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

全国農業共済組合連合会  
 会長理事

年 月 日付けで貸付けたつなぎ資金については、下記の理由により、令和 年 月 日までに返還されるよう  
 請求致します。

なお、返還請求額は、ご指定の登録口座から振替致します。

記

返 還 請 求 額																					円
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

(返還請求の理由)

【登録口座】

金融機関		預金種別	
口座番号			
口座名義 (カナ)			

農業経営収入保険 つなぎ資金返還完了通知書  
 ( 年 (年度))

令和 年 月 日

殿

加入者管理コード																				
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

全国農業共済組合連合会  
 会長理事

年 月 日付けで貸し付けたつなぎ資金については、下記のとおり返還されましたのでお知らせします。

記

内 訳	金 額																			
返還請求額 (A)																				円
既返還額 (B)																				円
今回返還額 (C)																				円
差額 (A) - (B) - (C)																				円

※ 当該借入れに際し提出いただいた「つなぎ資金借用書」の返却を希望される方は、 まで連絡ください。

## 農業経営収入保険 再保険引受通知書

( 年 月分)

農林水産大臣 殿

番 号  
令和 年 月 日全国農業共済組合連合会  
会長理事

農業保険法第207条において準用する法第195条第1項の規定により、下記のとおり通知(変更通知)します。

(単位:件、円)

保険限度額 区分	保険方式 契約件数 ①	保険金額 ②	保険料 ③	保険料 被保険者負担額 ④	保険料 国庫負担額 ⑤	積立方式 契約件数 ⑥	補填対象金額 ⑦
90%							
88%							
85%							
83%							
80%							
78%							
75%							
70%							
65%							
60%							
55%							
50%							
合計							

通常責任 保険金額 ⑧	再保険金額 $⑨ = (\sum ② - ⑧) \times 0.95$	再保険料 ⑩	全国連 手持保険料 $⑪ = \sum ③ - ⑩$	全国連 交付金額 $⑫ = \sum ⑤ - ⑩$	全国連納入 再保険料 $⑬ = ⑩ - \sum ⑤$

(注意)

1. 本書は、保険期間の開始する月が同一の契約ごとに加入申請の内容を取りまとめ作成します。
2. 変更通知を行う場合は、変更前の数値を各欄の下段に括弧書きで記入します。
3. 金額は、1円未満の端数を切り捨てします。

番 号  
令和 年 月 日

全国農業共済組合連合会  
会長理事

農林水産大臣 殿

農業経営収入保険 保険金等集計表  
( 年 合計(又は 月分))

(単位:件、円)

保険限度額 区分	保険方式 支払件数 ①	保険金額 ②	保険金 ③	通常責任 保険金額 ④	つなぎ資金 貸付額 ⑤	特約補填金 ⑥
90%				/		
88%						
85%						
83%						
80%						
78%						
75%						
70%						
65%						
60%						
55%						
50%						
合計						

(注意)

1. 本書は、「合計」及び「月別」の集計表を作成し提出します。
2. 「保険金額」欄は、「再保険引受通知書」(様式23号)から転記します。
3. 「保険金」欄は、つなぎ資金貸付額との相殺を行う前の被保険者ごとに確定した保険金の額の合計を記入します。なお、保険金の免責を行っている場合は当該保険金の免責額を含めずに集計します。

番 号  
令和 年 月 日

全国農業共済組合連合会  
会長理事

農林水産大臣 殿

## 農業経営収入保険 再保険金請求書

金 円也 (ただし、 年の農業経営収入保険の再保険金)  
上記の再保険金を支払われたく、算出の基礎を添えて請求します。

再保険金支払請求額の算出基礎

(単位:件、円)

保険限度額 区分	保険方式 支払件数 ①	保険金額 ②	保険金 ③	通常責任 保険金額 ④	再保険金 ⑤ = (Σ③ - ④) × 0.95	再保険金 概算払額 ⑥	今回請求額 ⑦ = ⑤ - ⑥
90%				/	/	/	/
88%							
85%							
83%							
80%							
78%							
75%							
70%							
65%							
60%							
55%							
50%							
合計			Σ ③				

(注意)

- この請求書には、「保険金等集計表」(様式24号)の各月別集計表を1部ずつ添付します。
- 「保険方式支払件数①」欄、「保険金額②」欄、「保険金③」欄、「通常責任保険金額④」欄及び「(参考)特約補填金」欄は、「保険金等集計表」(様式24号)の各月集計表の各合計値をそれぞれ積み上げて得た値を記入します。
- 金額は、1円未満の端数を切り捨てます。

番 号  
令和 年 月 日

全国農業共済組合連合会  
会長理事

農林水産大臣 殿

## 農業経営収入保険 再保険金概算払請求書( 回目)

金 \_\_\_\_\_ 円也 (ただし、 \_\_\_\_\_ 年農業経営収入保険の再保険金概算払)

上記の再保険金を支払われたく、算出の基礎を添えて請求します。

再保険金概算払請求額の算出基礎

(単位:円)

保険金支払 見込額 ①	通常責任 保険金額 ②	再保険金 支払見込額 ③= $(① - ②) \times 0.95$	概算払 再保険金 既受領額 ④	概算払 再保険金 今回請求額 ⑤=③-④

(注意)

- この請求書には、当該概算払請求時まで確定している「保険金等集計表」(様式24号)(月別)を1部ずつ添付します。
- 金額は、1円未満の端数を切り捨てます。



農業経営収入保険 保険契約承継承諾（不承諾）通知書  
（ 年 （年度） ）

令和 年 月 日

殿

全国農業共済組合連合会  
会長理事

令和 年 月 日付けで申請のあった農業経営収入保険の保険契約の承継について、承諾（下記の理由により不承諾と）致しましたのでお知らせします。

※ 不承諾とした場合は、その理由を記載

## 農業経営収入保険 農業経営の譲渡に関する申告書

以下に記載した内容については事実と相違ありません。

(譲渡人)

氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

(譲受人)

氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

(申告事項)

1. 農業経営に関して次の主たる農用地、農業用施設等の所有権(又は利用権)を譲り渡しました。

① 譲り渡した時期 \_\_\_\_\_

② 主たる農用地の所在地等

(所在地) \_\_\_\_\_

(面積) \_\_\_\_\_

m<sup>2</sup>

③ その他農業用施設等

--

2. 譲渡人及び譲受人の農業経営の概況は次のとおりです。

(譲渡人)

品目	面積	販売収入金額
(合計)	(合計)	(合計)

(譲受人)

品目	面積	販売収入金額
(合計)	(合計)	(合計)

収入保険・農業共済にご加入の皆様へ  
 ・農林水産省では、持続可能な食料システムの構築に向けて「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷低減のイノベーションを推進しています。  
 （詳しくは農林水産省ホームページをご覧ください 【農林水産省ホームページ】 <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html>）  
 ・本チェックシートは、「みどりの食料システム戦略」に掲げる環境負荷低減の取組を推進するために実施するものです。  
 ・収入保険又は農業共済のいずれかの加入手続きにおいて、年1回の提出をお願いします。



【農林水産省ホームページ】

**【農業経営体向け】 環境負荷低減のチェックシート（\_\_\_\_\_年分）**

No.	(1) 適正な施肥
①	肥料の適正な保管
②	肥料の使用状況等の記録・保存に努める
③	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討
④	有機物の適正な施用による土づくりを検討

No.	(2) 適正な防除
⑤	農薬の適正な使用・保管
⑥	農薬の使用状況等の記録・保存
⑦	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
⑧	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める
⑨	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討

No.	(3) エネルギーの節減
⑩	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
⑪	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める

No.	(4) 悪臭及び害虫の発生防止
⑫	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

No.	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
⑬	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

No.	(6) 生物多様性への悪影響の防止
⑭	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める（再掲）
⑮	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）

No.	(7) 環境関係法令の遵守等
⑯	みどりの食料システム戦略の理解
⑰	関係法令の遵守
⑱	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める
⑲	正しい知識に基づく作業安全に努める

(1)から(7)までの全ての取組を実施	前年の取組結果	当年の取組予定
	□しました	□します
氏名		

収入保険・農業共済にご加入の皆様へ

・農林水産省では、持続可能な食料システムの構築に向けて「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷低減のイノベーションを推進しています。

(詳しくは農林水産省ホームページをご覧ください 【農林水産省ホームページ】 <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html>)

・本チェックシートは、「みどりの食料システム戦略」に掲げる環境負荷低減の取組を推進するために実施するものです。  
 ・収入保険又は農業共済のいずれかの加入手続きにおいて、年1回の提出をお願いします。



【農林水産省ホームページ】

【畜産経営体向け】

環境負荷低減のチェックシート ( \_\_\_\_\_ 年分)

※飼料生産を行う場合のみ

No.	(1) 適正な施肥
①	肥料の適正な保管
②	肥料の使用状況等の記録・保存に努める

No.	(2) 適正な防除
③	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
④	農薬の適正な使用・保管
⑤	農薬の使用状況等の記録・保存

No.	(3) エネルギーの節減
⑥	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める

No.	(4) 悪臭及び害虫の発生防止
⑦	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
⑧	家畜排せつ物の管理基準の遵守 <small>※飼養頭数が一定規模以上の場合のみ</small> <small>(注) 一定規模：牛又は馬10頭、豚100頭、鶏2,000羽</small>

No.	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
⑨	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

No.	(6) 生物多様性への悪影響の防止
⑩	排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守 <small>※特定事業場である場合のみ</small> <small>(注) 特定事業場：総面積200㎡以上の牛房、総面積500㎡以上の馬房、総面積50㎡以上の豚房</small>

No.	(7) 環境関係法令の遵守等
⑪	みどりの食料システム戦略の理解
⑫	関係法令の遵守
⑬	GAP・HACCPについて可能な取組から実践
⑭	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している
⑮	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める
⑯	正しい知識に基づく作業安全に努める

	前年の取組結果	当年の取組予定
	(1)から(7)までの全ての取組を実施	□しました □します
氏名		